わたしたちのコミュニティ

平成２０年３月

周南市コミュニティ推進連絡協議会

このたびコミュニティの概要をまとめた冊子
「わたしたちのコミュニティ」平成19年度版が発刊されることに対しましてお喜び申しあげます。

コミュニティ組織は、地域全体の課題を解消し、さらに市民の一体感の醸成を図る上で、大変有効な組織であると考えております。

今後、周南市が一体感のあるまちづくりを行うために、地域の特性を生かしながらコミュニティの推進体制を確立し、共創・共生・協働の市政の実現を目指したまちづくりを進めて参りますので、市民の皆様をはじめコミュニティ関係者のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

周南市長
島　津　幸　男

このたび、平成15年度に発刊いたしましたコミュニティ冊子「わたしたちのコミュニティ」を見直し、平成19年度版の各地区コミュニティの概要を取りまとめ発刊することとなりました。

平成15年4月21日に2市2町が合併したのち、平成19年度には周南市全市域を対象とした「周南市コミュニティ推進連絡協議会」も設立されました。

また、合併後、鹿野地域・熊毛地域・新南陽地域においても地区コミュニティ推進組織が設立されているところです。このようにコミュニティ活動の気運が高まっていることも、各地区の会長さんや地域の皆様方の設立に向けてのご尽力によるものと感謝いたしております。

今後、周南市全域31地区において、さらなる地域の発展を目指し、コミュニティ活動が積極的に展開され、一体感のあるまちづくりに寄与できるものと確信しております。

周南市コミュニティ推進連絡協議会
会長　**小　田　敏　雄**

目　　次

周南市コミュニティ推進連絡協議会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
周南市コミュニティ推進連絡協議会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
事業紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
各地区コミュニティ紹介
　徳山小学校区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　遠石地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　岐山地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
　今宿地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
　桜木地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　周陽地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
　秋月地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
　鼓南地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
　櫛浜地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
　久米地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
　住みよい菊川をつくる会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
　夜市地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
　戸田地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
　湯野地区コミュニティ協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
　大津島地区コミュニティ推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
　大道理をよくする会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
　大向コミュニティ推進連絡協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
　住みよい長穂をつくる協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
　須々万地区まちづくり推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
　中須をよりよくする会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
　生きがいのある須金をつくる会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
　明るく元気な鹿野をつくる会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
　大河内地区コミュニティ推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
　和田の里づくり推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８
　高水地区まちづくり推進協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
　“ほっと三丘”コミュニティ協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０４
　鶴里コミュニティ協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０６
周南市コミュニティ推進連絡協議会事務局：㈶周南市ふるさと振興財団概要　・・　１０８

※各地区の人口・世帯数は、平成２０年２月２９日現在のものです。
※コミュニティ会長及び自治会長は、平成１９年度の会長を記載しております。

周南市コミュニティ推進連絡協議会組織図

（本部組織）

周南市コミュニティ推進連絡協議会

（地区推進組織）	（設立年月日）
住みよい菊川をつくる会	S52. 5. 14
湯野地区コミュニティ協議会	S53. 5. 10
今宿地区コミュニティ推進協議会	S53. 6. 10
周陽地区コミュニティ推進協議会	S54. 9. 9
櫛浜地区コミュニティ推進協議会	S55. 8. 31
遠石地区コミュニティ推進協議会	S56. 5. 29
大向コミュニティ推進連絡協議会	S56. 6. 30
戸田地区コミュニティ推進協議会	S56. 7. 3
大道理をよくする会	S56. 7. 18
須々万地区まちづくり推進協議会	S56. 8. 2
住みよい長穂をつくる協議会	S56. 8. 5
生きがいのある須金をつくる会	S56. 9. 30
久米地区コミュニティ推進協議会	S56. 10. 12
岐山地区コミュニティ推進協議会	S56. 10. 18
鼓南地区コミュニティ推進協議会	S56. 10. 28
秋月地区コミュニティ推進協議会	S56. 11. 18
徳山小学校区コミュニティ推進協議会	S57. 1. 29
中須をよりよくする会	S57. 2. 11
桜木地区コミュニティ推進協議会	S57. 2. 28
夜市地区コミュニティ推進協議会	S57. 3. 14
大津島地区コミュニティ推進協議会	S57. 3. 31
明るく元気な鹿野をつくる会	H18. 3. 31
大河内地区コミュニティ推進協議会	H19. 4. 1
和田の里づくり推進協議会	H19. 6. 22
高水地区まちづくり推進協議会	H20. 4. 1
“ほっと三丘”コミュニティ協議会	H20. 4. 1
鶴里コミュニティ協議会	H20. 4. 1

位　置　図

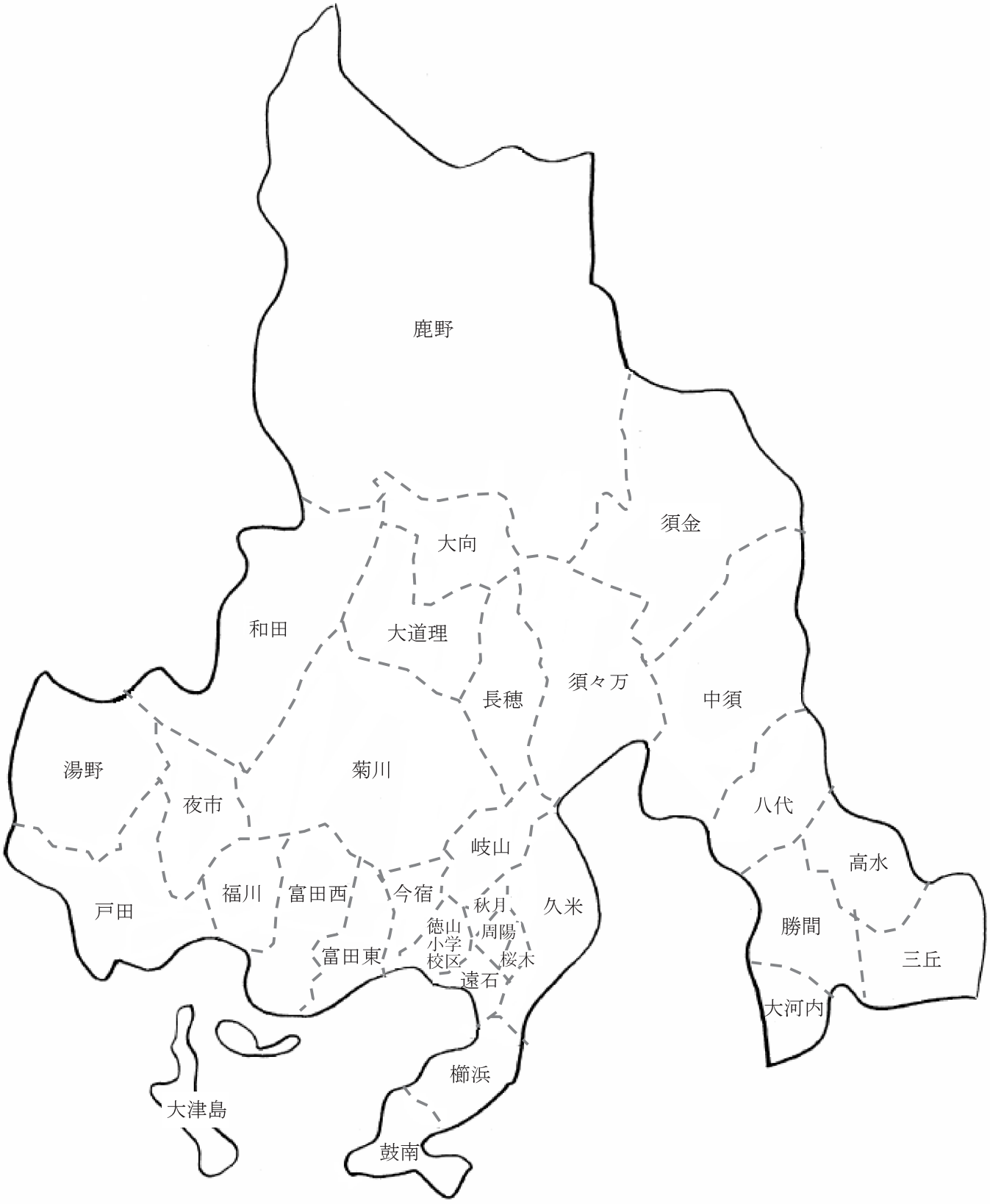
鹿野
須金
大向
和田
大道理
須々万
長穂
中須
湯野
菊川
夜市
八代
岐山
高水
福川
富田西
今宿
秋月
久米
戸田
徳山
小学
校区
周陽
勝間
富田東
桜木
遠石
三丘
大河内
櫛浜
大津島
鼓南

周南市コミュニティ推進連絡協議会規約

（名　称）
第１条　この協議会は、周南市コミュニティ推進連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　この協議会は、各コミュニティ組織相互間における情報の交換、研修活動、その他必要と認める事業を行うことを目的とする。
（構　成）
第３条　この協議会は、各地区に設置されているコミュニティの推進組織の会長をもって構成する。
（事　業）
第４条　この協議会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。
⑴　全市的なコミュニティ活動の推進に関すること。
⑵　各種の調査活動及び情報の交換に関すること。
⑶　コミュニティづくりのための講演会、研修会の開催に関すること。
⑷　その他、目的達成のために必要な事業に関すること。
（役　員）
第５条　この協議会に次の役員をおく。

会　長	１名	副会長	３名	理　事	若干名
監　事	２名	顧　問	若干名		

２．役員は協議会で選出する。
３．役員の任期は２年とする。
４．役員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の職務）
第６条　会長は会務を統轄し、協議会を代表する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
３．監事は、協議会の会計を監査する。
４．顧問は協議会の相談に応じ、意見を述べることができる。
（会　議）
第７条　会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。
（事務局）
第８条　この協議会の事務局は、財団法人周南市ふるさと振興財団内におく。
（会　計）
第９条　この協議会の経費は、寄附金、補助金、その他の収入をもってあてる。（会計年度）
第10条　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
（その他）
第11条　その他この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

（附　則）
１　この規約は、平成１９年６月１日から施行する。
２　この規約による役員の最初の任期は、第５条第３項の規定にかかわらず、平成１９年６月１日から平成２１年３月３１日までとする。

周南市コミュニティ推進連絡協議会事業

月	事　業　内　容
５月中旬頃	コミュニティ推進連絡協議会役員会 ＊総会日程、提出議題協議　＊会計監査
５月下旬頃	**コミュニティ推進連絡協議会総会** ＊前年度事業報告、決算報告及び監査報告 ＊新年度事業計画、収支予算
	三団体（自治会連合会・環境衛生連合会・コミュニティ推進連絡協議会）視察研修 ＊Ｈ18 年度は下関市、Ｈ19 年度は福岡県宗像市・福岡市
９月頃	コミュニティ交流集会実行委員会 ＊実行委員は年度ごとの順番制
９月頃	**コミュニティ交流集会** ＊地域での課題解消のための研修会
３月頃	**若者参画事業** ＊「先進地視察」もしくは研修会 ＊ Ｈ18 年度は広島県安芸高田市 ＊ Ｈ19 年度は大分県別府市・福岡県うきは市
年１回	コミュニティイベント器材（ガーデンテーブル・チェア）の点検・修理

※実施月を入れていますが、年度により変更があります。

◆貸出イベント器材（平成 20 年３月 31 日現在）

ガーデンテーブル	６８台
ガーデンチェア	３６０脚
音響器材（アンプ、スピーカー、スピーカー用足）	１式
発電機（音響器材用）	１台
音響用ミキサー	１台
カラオケセット（ＤＶＤ、モニター、モニタースタンド）	１式
ノートパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）	１台
プロジェクター	１台
トランシーバー（ヘッドホンマイク付インカム）	１０台
ＨＤＤデジタルビデオカメラ（三脚付）	１台
どんぶり	４００個

徳 山 小 学 校 区

美術博物館前の「さくらのトンネル」

<table>
<tr><td>地 区 名</td><td colspan="9">徳山小学校区コミュニティ推進協議会　（昭和57年１月29日設立）</td></tr>
<tr><td>コミュニティ
会 長 名</td><td colspan="2">國　冨　　晃</td><td>自治会連合
会 長 名</td><td colspan="2">中央地区　大山政男
関門地区　國冨　晃</td><td>自治会数</td><td>68自治会</td><td>世 帯 数</td><td>5,644</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面　　積</td><td rowspan="2">2.99k㎡</td><td rowspan="2">人　口</td><td rowspan="2">11,375 人</td><td>男</td><td>5,406 人</td><td>14 歳未満</td><td>1,565 人</td><td>子 供 率</td><td>13.76％</td></tr>
<tr><td>女</td><td>5,969 人</td><td>65 歳以上</td><td>2,442 人</td><td>高齢化率</td><td>21.47％</td></tr>
<tr><td>地区内の
公 共 物</td><td colspan="9">市役所、市民館、中央公民館、中央地区公民館、徳山小学校、岐陽中学校、教育委員会、
保健センター、図書館、飯島保育園、裁判所、山口県周南総合庁舎、港湾管理事務所、税関、
水道局</td></tr>
<tr><td>自 治 会
集 会 所</td><td colspan="9">銀南街自治会コミュニティ集会所、糀町、臨海地区、住崎町東、西、舞車　　6ヶ所</td></tr>
</table>

【主要地区行事】

19年度　さくら街道祭

19年度 ナイトフェスタ in 青空

徳山小学校１年生昔からの遊び

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○さくら街道祭	10　月	○中央地区運動会
5　月		11　月	
6　月	○関門地区運動会	12　月	
7　月		1　月	○新春ふれあいの集い
8　月		2　月	○公民館まつり
9　月	○ナイトフェスタ in 青空	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		ナイトフェスタ in 青空
総　事　業　費		４８７，８００円
平均参加者数		４，０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		地区内の全世帯へのチラシ個別配布（5638 枚） 中央公民館（30 枚）、市民交流センター（駅ビル）30 枚
スタッフ	関係団体名	コミュニティ構成団体（規約第７条の 2）
	関係者数	２５７人
	会議回数	小委員会３回、実行委員会２回、実行委員・理事合同委員会
特長・工夫 したこと		参加層の幅が広いため好みが異なり、お年寄りは演歌を好まれる若い人はポップ・フォークのような曲を好まれるため、ステージショープログラム編成にも苦労し工夫をしている。街の中での開催のため、あまり貧相なイベントも出来ず、周囲の紅い灯・青い灯にマッチしなければならず、予算の使用方法にも苦慮し、一計を要するところである。
気　づ　き　等		飲食店街の中にあるため、ビール等も格安値段で地区住民に販売しているので、通り掛かりの一般人等が利用され、椅子等を長時間独占されている。対処法が無くて困っている。

【組織図】

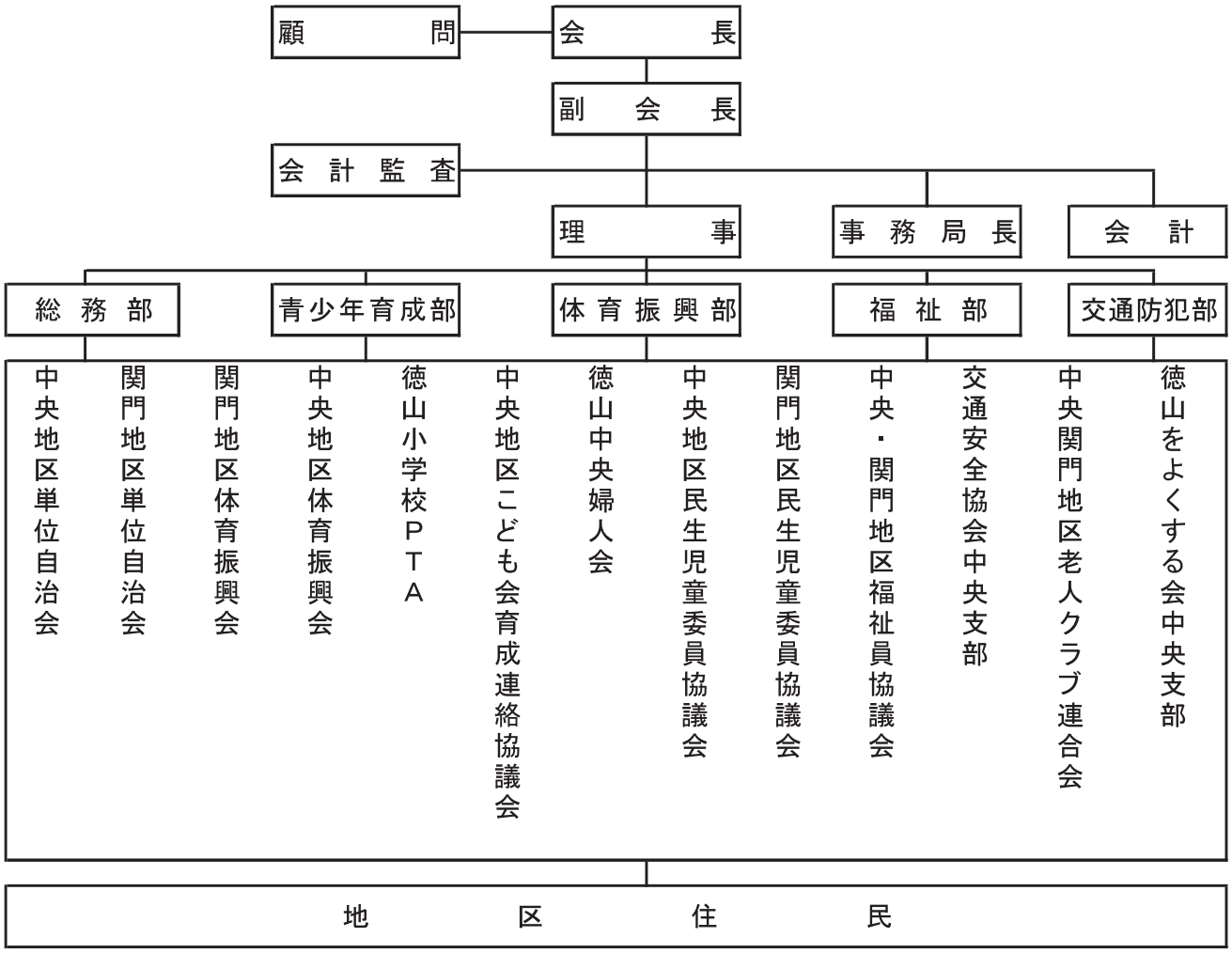
顧問
会長
副会長
会計監査
理事
事務局長
会計
総務部
青少年育成部
体育振興部
福祉部
交通防犯部
中央地区単位自治会
関門地区単位自治会
関門地区体育振興会
中央地区体育振興会
徳山小学校ＰＴＡ
中央地区こども会育成連絡協議会
徳山中央婦人会
中央地区民生児童委員協議会
関門地区民生児童委員協議会
中央・関門地区福祉員協議会
交通安全協会中央支部
中央関門地区老人クラブ連合会
徳山をよくする会中央支部
地区住民

徳山小学校区コミュニティ推進協議会規約

（目　的）

第１条　この協議会は、徳山小学校区内住民のコミュニティづくりへの意識を高め、各種団体がお互に協力しコミュニティづくりを進められるよう、各種団体の活動の促進と調整及び校区の全体的活動の推進を図ることを目的とする。

（名　称）

第２条　この協議会は、徳山小学校区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を中央地区公民館に置く。

（組　織）

第３条　この協議会は、住みよい地域社会づくりの推進母体である各種団体・機関及び会長の推薦者をもって組織する。

（事　業）

第４条　この協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　教育、文化、体育、福祉等に関する校区内諸活動の、調整促進に関すること。

（２）　校区内におけるコミュニティづくりに必要な、相談、指導、助言に関すること。

（３）　その他、この会の目的達成に必要な事業。

（専門委員会）

第５条　この協議会の活動は理事会を促進の母体とし、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

専門部は部長・副部長及びその他必要な役員を置き、自主的にこの協議会の目的達成に必要な活動を促進するものとする。

（役　員）

第６条　この協議会に、次の役員を置く。

会　長　１名　　副会長　３名（１名は女性とする）　　理　事　若干名

顧　問　若干名　　事務局長　１名　　会　計　１名　　会計監査　２名

（役員の選出）

第７条　役員の選出は次による。

（１）　会長・副会長及び会計監査は総会において選出する。

（２）　理事は、別紙に定める各種団体及び機関から選出された代表委員をもってあてる。

（３）　顧問は会長が委嘱する。

（４）　事務局長及び会計は公民館職員をもってあてる。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし役員に変更のあった場合、後任者の期間は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第９条　会議は、総会・理事会及び専門部会とし、総会及び理事会は会長が、専門部会は当該部長が必要に応じ召集し、それぞれ議長となる。

（経　費）

第10条　この協議会の経費は、助成金・寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第11条　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（規約の改廃）

第12条　この協議会の規約の改廃は、総会において行う。

別紙（第７条の２関係）

１．中央地区自治会連合会	１０．徳山中央婦人会
２．関門地区自治会連合会	１１．少年相談員（中央地区・関門地区）
３．中央地区体育振興会	１２．中央関門地区老人クラブ連合会
４．関門地区体育振興会	１３．徳山小学校
５．中央地区社会福祉協議会	１４．徳山小学校ＰＴＡ
６．関門地区社会福祉協議会	１５．徳山をよくする会
７．中央地区民生児童委員協議会	１６．交通安全協会中央支部
８．関門地区民生児童委員協議会	１７．中央地区福祉員協議会
９．中央地区子ども会育成連絡協議会	１８．関門地区福祉員協議会

遠　石　地　区

遠石八幡宮

周南緑地公園の西緑地

地区名	遠石地区コミュニティ推進協議会　（昭和56年４月１日設立）								
コミュニティ会長名	森　次　定　義		自治会連合会長名	実　近　日出男		自治会数	37自治会	世帯数	3,906
面積	4.73k㎡	人口	8,482 人	男	4,121 人	14 歳未満	1,168 人	子供率	13.77％
				女	4,361 人	65 歳以上	1,781 人	高齢化率	21.00％
地区内の公共物	遠石公民館、遠石小学校、社会福祉センター、野球場、陸上競技場、水泳場								
自治会集会所	若草町北、東山町、遠石３丁目、岩黒市住、大迫田県住１、大河内　（６ヶ所）								

【主要地区行事】

わいわいクラブ（どろんこ畑の冒険）

どんど焼き

環境美化活動

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○わいわいクラブ（どろんこ畑の冒険）通年	10　月	○遠石秋まつり
5　月		11　月	
6　月	○レクレーション大会	12　月	○しめ縄づくり
7　月		1　月	○どんど焼き・新春ふれあいの集い
8　月		2　月	
9　月		3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		遠石秋まつり
総　事　業　費		９２０，０００円
平均参加者数		３，０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		コミュニティ＆公民館報／チラシ
スタッフ	関係団体名	遠石秋まつり実行委員会
	関係者数	５０人
	会議回数	１４回
特長・工夫 した　こと		地域力の活用
気　づ　き　等		

【組織図】

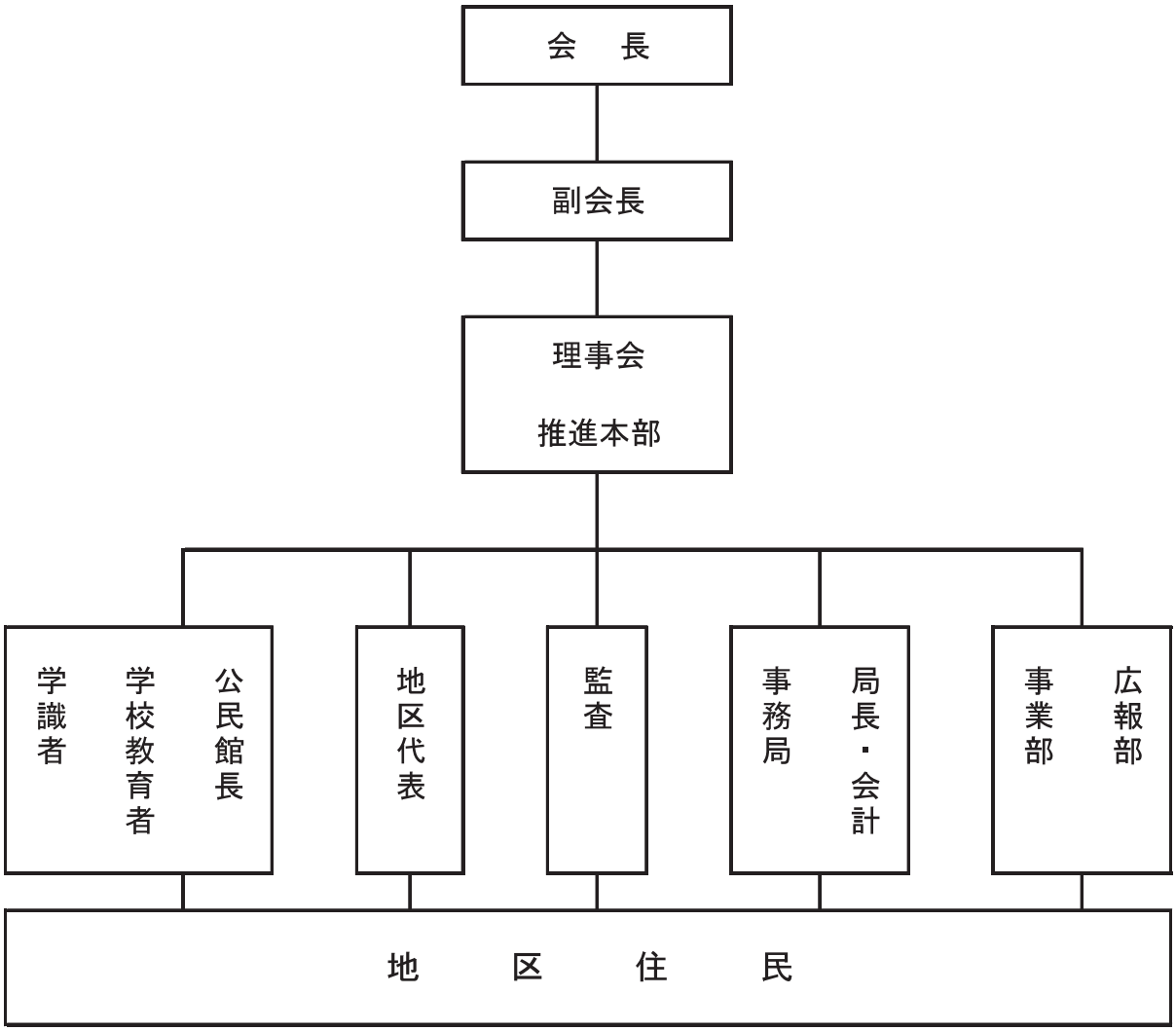

遠石地区コミュニティ推進協議会規約

（目　的）
第１条　本会は、地域諸団体と連携し、住民の連帯意識を高め、ボランティア精神を発揮して心ふれあう豊かで住みよい地域づくりを行うことを目的とする。
（名称及び事務所）
第2条　　本会は、名称を「遠石地区コミュニティ推進協議会」とし、その事務所を遠石公民館内に置く。
（事　業）
第3条　　本会は、その目的を達成するために、次の事業活動を行う。
(1) 青少年育成、ふるさとづくり、生涯学習、地域環境、地域福祉、健康づくり、レクリェーションに関する諸活動の推進。
(2) 地域内におけるコミュニティづくりに必要な指導者育成のための研修会等の開催と助言。
(3) その他、本会の目的達成に必要な行事の開催。
（会　員）
第4条　　本会の会員は、遠石地区の住民により構成されるものとする。
（推進員）
第5条　　推進員は、会員の代表として会員の中からコミュニティづくりに関心の深い者を理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
２.推進員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で変更等があった場合,後任者の任期は前任者の残任期間とする。
３.推進員の定数は、事業の円滑な運営に必要な人数とし、理事会で定める。
（組　織）
第6条　　本会は、その活動を促進するために事務局及び次の部会を置く。また、必要に応じ理事会の承認を得て、他の部会をおくことができる。なお、部会の構成等は別に定める。
(1) 事務局　　事務局には、事務局長、会計、その他必要な者を置き本会の運営に関する事務を行う。
(2) 部会　　①事業部　　地域諸団体と連携して行事の企画、調整、実施にあたる。
②広報部　　定期的に広報紙を発行し、コミュニティ活動の啓蒙に努めるとともに地域情報の収集を行う。
２　前項の部会にそれぞれ互選により部長、副部長及び会計を置き、事務局と密接な連絡を保って本会の目的達成に必要な活動に努める。
（役　員）
第7条　　本会に次の役員を置く。

会長	１名	副会長	３名	理事	若干名
事務局長	１名	会計	１名	監事	２名

（役員の任務）
第8条　　役員の任務は次のとおりとする。
（１）会長は本会を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（３）理事は本会の会務を執行する。
（４）事務局長は本会の事務を行う。
（５）会計は本会の会計事務を行う。
（６）監事は本会の業務及び会計を監査する。
（役員の選出方法）
第9条　　役員は次により選出するものとする。
（１）会長、副会長及び監事は理事会で推薦し、総会の承認を得て選任する。
（２）理事は、会長、副会長及び各部会の正・副部長並びに地区内の各種団体から推薦された者(内訳等は別に定める)をもって充てる。
（３）事務局長及び会計は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
（役員の任期）
第10条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で変更等があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
（総　会）
第11条　総会は本会の最高議決機関であり、推進員及び役員をもって構成する。
２．総会は、年１回開催し、会長が召集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。なお、議長は出席者の中から選出するものとする。
３．総会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。
４．総会は、次の事項を審議する。
(1)　事業報告及び事業計画
(2)　決算及び予算
(3)　役員の選出
(4)　規約の改廃
(5)　その他の重要事項
（理事会）
第12条　理事会は会長が招集し、議長となる。
２．理事会は構成員の過半数の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
３．理事会は規約で定めるほか次の事項を審議する。
（１）総会に付議する事項の決定
（２）総会の議決で委任された事項の執行
（３）諸規定の制定及び改廃
（４）その他会長が付議した事項
（経　費）
第13条　本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。
（会　費）
第14条　会費は、自治会加入世帯一世帯当たり年額２４０円とする。
２．会費は、毎年４月１日現在の自治会加入世帯数に基づき納金するものとする。
（会計年度）
第15条　　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日までとする。

岐　山　地　区

文化会館

徳山動物園

地区名	岐山地区コミュニティ推進協議会　（昭和56年10月18日設立）								
コミュニティ会長名	多　田　秀　雄		自治会連合会長名	今　村　康　穂		自治会数	52自治会	世帯数	4,915
面積	7.34k㎡	人口	10,856人	男	5,252人	14歳未満	1,396人	子供率	12.86%
				女	5,604人	65歳以上	2,519人	高齢化率	23.20%
地区内の公共物	岐山公民館、岐山小学校、岐陽中学校、桜ケ丘高等学校、周南警察署、周南市文化会館、周南市美術博物館、徳山動物園、周南工業用水道事務所、山口県企業局東部発電所								
自治会集会所	東辻、西辻、風呂ヶ迫、泉原、新掘、幸の台、下公園区、小野、福田寺原、上一の井手、栄谷、望海台								

【主要地区行事】

ふるさと探訪ハイキング

どんど焼き

岐山まつり

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○通学路でのあいさつ運動・立哨（通年）	10　月	○第 24 回岐山まつり
5　月		11　月	
6　月	△岐山地区子ども見守り隊発足式	12　月	
7　月		1　月	○どんど焼き　○新春ふれあいの集い
8　月		2　月	○ふるさと探訪ハイキング
9　月		3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		岐山まつり
総　事　業　費		４００,０００円
平均参加者数		約１,０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		チラシ４,０００枚（Ａ４　１色片面印刷）を岐山地区各自治会を通して個別に配布
スタッフ	関係団体名	コミュニティ推進協議会、岐山地区体育振興会、岐山地区社会福祉協議会　他６団体
	関係者数	岐山まつり実行委員会５０人
	会議回数	４回
特長・工夫 した　こと		多くの地区住民が参加してくれるよう豪華景品が当たる「福引き券つきチラシ」を各戸に配布
気　づ　き　等		岐山地区も高齢化が進んでおり、如何にしたら参加者が増やせるかが課題

【組織図】

推　進　団　体　機　関　等	
自治会連合会	2
老人クラブ連合会	2
婦人会	2
体育振興会	2
岐陽中三協会	1
岐山小育友会	2
社会福祉協議会	2
民生児童委員協議会	2
消防分団	2
交通安全岐山支部	1
岐山公民館	2
岐陽中学校	1
岐山小学校	1
河原幼稚園	1
有識者	3 6
計	5 9

団体名＼事業部	企調部	青育部	文化部
理事会	5	2	ふるさと探訪推進委員
自治会連合会	1		
老人クラブ連合会	1		
婦人会	1	1	
体育振興会	1	2	
岐陽中三協会	1	1	
岐山小育友会	1	2	
社会福祉協議会	1		
民生児童委員協議会	1	2	
交通安全岐山支部	1	1	
岐山公民館	1		
計	15	11	18

岐　山　地　区　住　民

岐山地区コミュニティ推進協議会規約

(名称)

第１条　本会は「岐山地区コミュニティ推進協議会」と称し、事務局を岐山公民館内におく。

(目的)

第２条　本会は岐山地区住民がそれぞれ連帯意識に基づき、よく協力と協調を図って、心豊かな住みよいコミュニティを築くため、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第３条　本会は第２条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）教育、文化、体育、福祉、生活環境等に関する地区内諸活動の調整促進に関すること。

（２）地区内におけるコミュニティ形成に必要な相談、指導等に関すること。

（３）その他本会の目的達成に必要な事業。

(構成)

第４条　本会は岐山地区住民をもって構成し、理事は地区内各種団体等の代表及びこの会の趣旨に賛同する有識者とし、推進委員は地区内各団体等より選出された者とする。

(組織)

第５条　本会の組織活動を促進するため次の事業部をおき、また必要に応じて他の事業部をおくことができる。

（１）企画調整部、青少年育成部、文化部（ふるさと探訪）

（２）企画調整部は、理事並びに各団体の代表をもって構成する。

（３）青少年育成部は、理事並びに推進委員をもって構成する。

（４）各部は、部長・副部長・書記をおき、自主的に総会及び理事会で議決された事項の推進にあたるものとする。

(役員)

第６条　本会に次の役員をおく。

会長　１名　　副会長　２名　　事務局長　１名　　事務局員　若干名

会計　１名　　監事　２名　　顧問　若干名

(役員の選出)

第７条　本会の役員は、次により選出する。

（１）会長・副会長・事務局長・事務局員・会計は理事会において理事の互選により推薦し、監事は理事会において推薦し総会の同意をえて選出する。

（２）顧問は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第９条　会議は、総会・理事会・役員会・事務局会・事業部会とし、総会は、理事、推進委員、監事、顧問をもって構成し、理事会・役員会・事務局会・事業部会は、それぞれ該当する者をもって構成する。

総会・理事会・役員会は会長が、事務局会は局長が、事業部会は当該部長が必要に応じて召集しそれぞれ議長となる。会議の議決は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第10条　本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

(規約の改正)

第１２条　本会の規約の改正は、総会において行う。

付則

本規約は、昭和５６年１０月１８日から施行する。

本規約は、昭和５８年、５９年、６０年、６１年、６２年、６３年一部改正

本規約は、平成元年一部改正

本規約は、平成９年３月２４日一部改正

本規約は、平成１１年６月１１日一部改正

本規約は、平成１３年６月９日一部改正

本規約は、平成１７年６月１０妃一部改正

今　宿　地　区

北山から望む今宿地域

「環境創生２１プラン」による花壇

地区名	今宿地区コミュニティ推進協議会　（昭和53年６月10日設立）								
コミュニティ会長名	田　村　文　明		自治会連合会長名	橋　本　誠　士		自治会数	48自治会	世帯数	4,611
面積	4.62k㎡	人口	9,757人	男	4,690人	14歳未満	1,214人	子供率	12.44%
				女	5,067人	65歳以上	2,381人	高齢化率	24.40%
地区内の公共物	今宿公民館、今宿公民館西松原分館、今宿幼稚園、第一・第二保育園、今宿小学校、住吉中学校、尚白園、尚白保育園、消防署、税務署、駐在所、御山教育集会所								
自治会集会所	今宿地区、岡田原、西北山、東北山、上浦山、西松原、今宿南部地区、新地、水上、御山教育集会所								

【主要地区行事】

元気今宿夏まつり

親睦大運動会

建国記念行事マラソン

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	○親睦大運動会
5　月	○歩け歩け大会	11　月	○花壇の苗植え替え
6　月	○総会	12　月	○ふれあい忘年会・周南冬のツリー祭り
7　月		1　月	
8　月	○元気今宿夏まつり	2　月	○建国記念行事
9　月	○敬老会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		元気今宿夏まつり
総　事　業　費		８０万円
平均参加者数		３０００人
集客方法または ＰＲ方法		地域全戸にチラシ配布、 ＣＣＳで案内放映、広報車で地域内に広報して回る
スタッフ	関係団体名	自治会連合会・体育振興会・婦人会・子ども育成会
	関係者数	７０人
	会議回数	全体３回　　各団体１回
特長・工夫 したこと		・地域内の素人屋台（各団体）を出す　　・子ども神輿　　・中学吹奏楽 ・今宿よさこい隊（今昔連）の出演　　・福引 ・毎年メインになるイベントを１つ必ず取り入れる
気　づ　き　等		素人屋台の準備のため、天候によって日程の調整に困難を要します

【組織図】

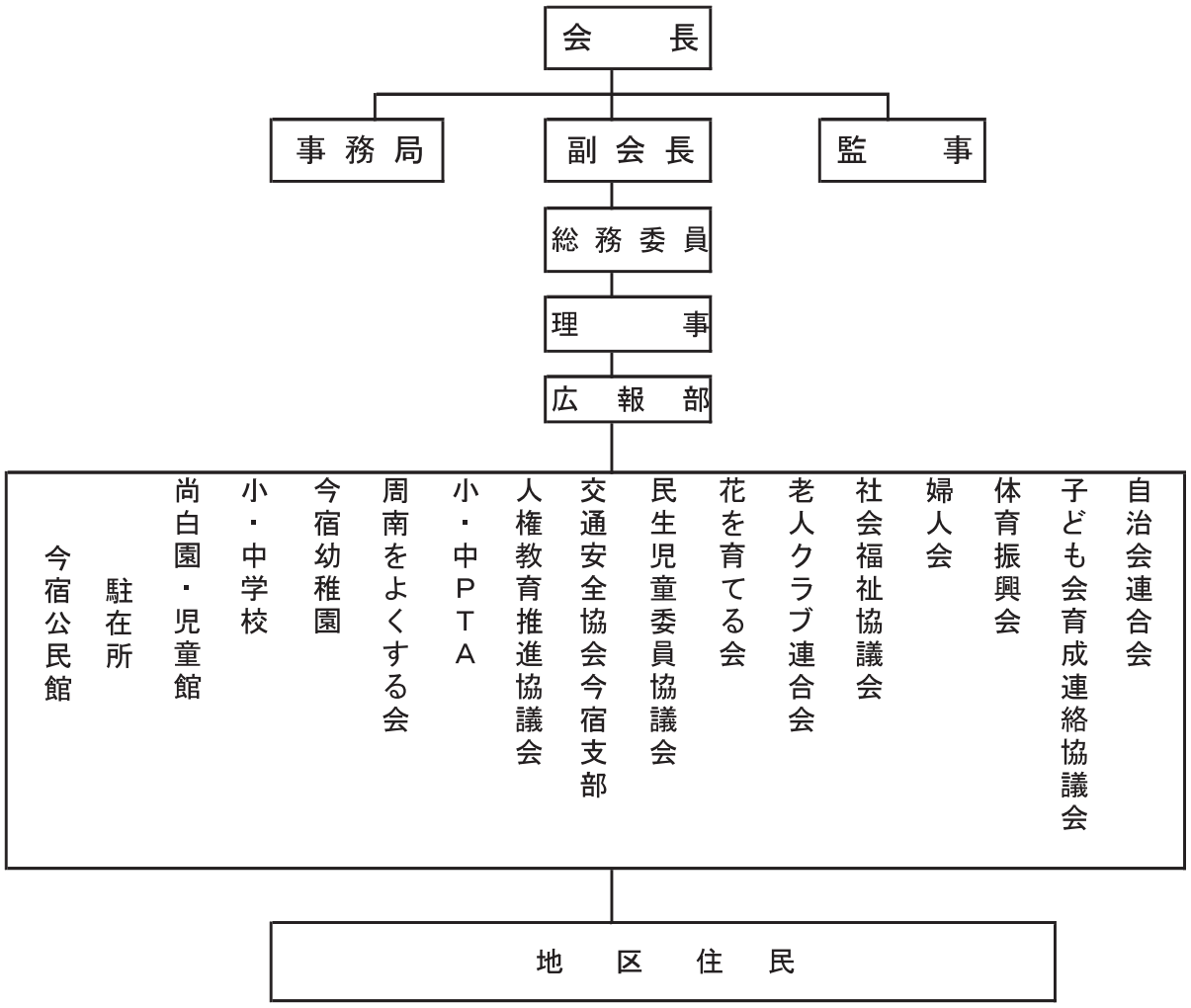

今宿地区コミュニティ推進協議会　規約

（目的）

第１条　この協議会は、今宿地区住民が地域連帯感に基づき、協力と協調を図って心豊かな住みよい地域をつくるために、共通の目標を掲げ各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　この会は、今宿地区コミュニティ推進協議会と称し、事務所を今宿公民館におく。

（事業）

第３条　この会は、第１条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1　教育、文化、体育、福祉等に関する地区内諸活動の調整促進に関すること。

2　その他、この会の目的達成に必要な事業。

3　事業の主管については細則で定める。

（会員）

第４条　この会は、今宿地区の住民をもって構成する。

（組織）

第５条　この会は、地区内の各種団体・機関等で選出された代表（推進委員）をもって組織する。各種団体・機関は細則に示す。

（地域行事運営）

第６条　規約第３条３項の事業のうち、行事についてはコミュニティ推進協議会が主催者となるが、その主管については細則による。

（推進委員）

第７条　この会を運営するために推進委員を置く。任期は２年とし総会まで継続する。推進委員の人数は、第８条による。

（推進委員の選出）

第８条　推進委員は、この会を構成する各団体から推薦されるものとする。推進委員を選出する団体・機関の人数は次のようにし、細則に示す。

（役員）
第９条　この会に次の役員を置き、任期は２年とし総会まで継続する。但し、役員に変更があった場合の任期は前任者の残任期間とする。

会長　１名　　副会長　３名　　総務委員　若干名　　監査２名　　顧問　若干名　　事務局長　１名
理事　若干名

（役員の選出）
第 10 条　役員の選出は次による。
⑴　会長は、理事会において選出し、総会において承認を得る。
⑵　副会長は、理事の互選とする。
⑶　会長は、特に必要と認めたときは、顧問を設けることができる。尚、顧問は会長が推挙する。
⑷　理事は、各団体の推進委員の代表を持って充てる。各団体は細則による。
⑸　総務委員は、各種団体長及び広報部長とする。
⑹　事務局長は、理事会の承諾を得て会長が決定する。
⑺　監査は、会長が推挙する。

（役員の任務）
第11条　役員の任務は次のとおりとする。
⑴　会長は本会を代表し会務を統括する。
⑵　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
⑶　監査は、会計を監査する。
⑷　推進委員は、本会の行事運営に参画する。
⑸　事務局長は、事務全般及び経理事務にあたる。
⑹　顧問は、会長の諮問に対して指導助言をする。

（会議）
第12条　会議は、総会、総務委員会及び理事会とし、会長が必要に応じ招集し、それぞれ議長となる。

（総会）
第13条　総会は役員及び推進委員を持って構成する。
１　総会は、年１回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
２　総会は、会長が招集する。
３　総会は、次の事項を審議決定する。
⑴　規約の改正に関すること。
⑵　事業の計画に関すること。
⑶　予算及び決算に関すること。
⑷　その他、総会が特に必要と認めたこと。

（総務委員会）
第14条　総務委員会は、役員によって構成し、次の事項を審議する。
⑴　各行事の企画・運営に関すること。
⑵　総会に提出すべき事項。
⑶　その他、会長が特に必要と認めた事項。

（広報部）
第15条　広報部の部員は、自治会連合会・体育振興会・子供育成会・婦人会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会の各団体から１名を選出し構成する。

（経費）
第 16 条　この会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入を持って充てる。

（会計年度）
第 17 条　この会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（規約の改廃）
第 18 条　この規約の改廃は総会において行う。

付　則

この規約は昭和５３年６月１０日から施行する。
この規約は昭和５４年５月２１日から改訂施行する。
この規約は昭和５９年６月２２日から改訂施行する。
この規約は昭和６０年５月１０日から改訂施行する。
この規約は平成　８年５月１０日から改訂施行する。
この規約は平成１１年５月２０日から改訂施行する。
この規約は平成１２年５月１８日から改訂施行する。
この規約は平成１８年４月　１日から改訂施行する。
この規約は平成１９年４月　１日から改訂施行する。

桜　木　地　区

上空からの「桜木地域」

桜木通りから見るとおの山

地区名	桜木地区コミュニティ推進協議会　（昭和57年２月28日設立）								
コミュニティ会長名	田　村　勇　一		自治会連合会長名	田　村　勇　一		自治会数	11自治会	世帯数	2,584
面積	1.90k㎡	人口	6,092人	男	2,961人	14歳未満	901人	子供率	14.79％
				女	3,131人	65歳以上	1,268人	高齢化率	20.81％
地区内の公共物	桜木公民館、城ヶ丘保育園、桜木小学校、徳山大学、徳山工専、小さき花幼稚園								
自治会集会所	城ヶ丘四丁目平原集会所、市住１集会所、市住２集会所　３ヶ所								

【主要地区行事】

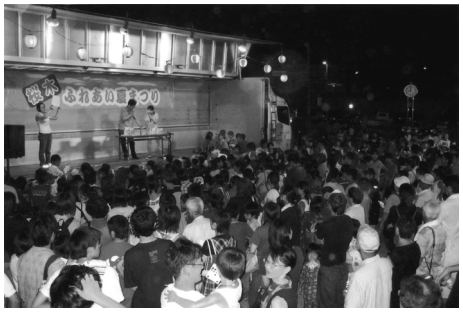

さくらぎふれあい夏まつり

桜木フェスタ文化祭

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	○桜木地区　フェスタ・文化祭
5　月	△安全マップづくり研修会	11　月	○人権を考える集い
6　月	○地区一斉清掃	12　月	○とおの山整備作業・地区一斉清掃
7　月	○とおの山整備作業・ふれあい夏祭り	1　月	○とおの山新春登山・ふれあい五礼会
8　月	○ラジオ体操	2　月	○建国記念祝賀行事
9　月	○三世代交流スポーツ大会	3　月	△地区自主防災研修会

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		桜木地区ふれあい夏祭り
総　事　業　費		４００,０００円
平均参加者数		３,５００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		公民館だより、各戸配布チラシ等による
スタッフ	関係団体名	自治会連合会、桜木地区体育振興会等各種団体による
	関係者数	実行委員会委員 35 人ほか
	会議回数	４～５回
特　長・　工　夫 し　た　こ　と		・地域住民参加で手づくりの行事とすること ・マンネリ化防止のため、常に新企画の導入を図る
気　づ　き　等		

【組織図】

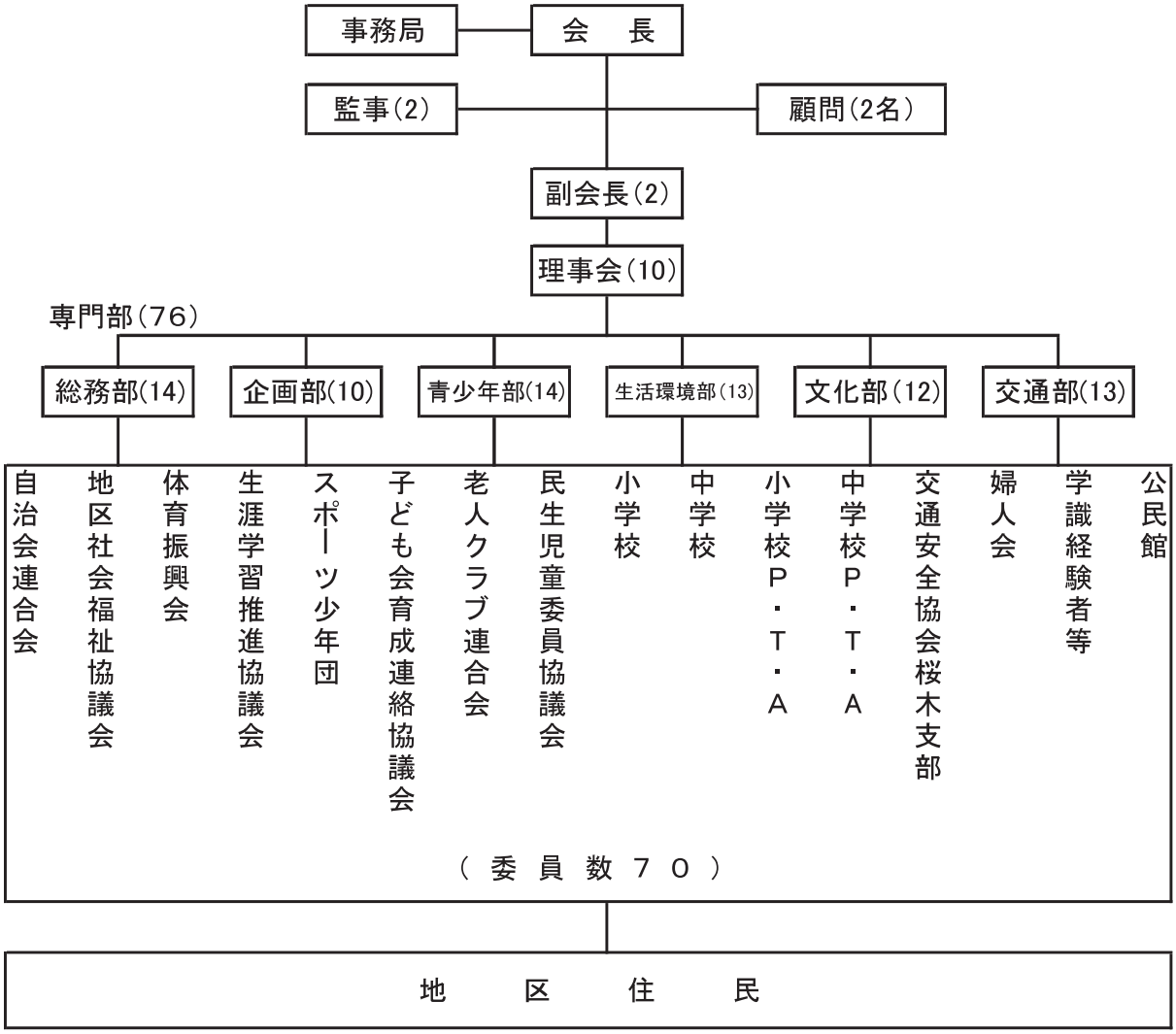
事務局
会　長
監事(2)
顧問(2名)
副会長(2)
理事会(10)
専門部(76)
総務部(14)
企画部(10)
青少年部(14)
生活環境部(13)
文化部(12)
交通部(13)
自治会連合会
地区社会福祉協議会
体育振興会
生涯学習推進協議会
スポーツ少年団
子ども会育成連絡協議会
老人クラブ連合会
民生児童委員協議会
小学校
中学校
小学校P・T・A
中学校P・T・A
交通安全協会桜木支部
婦人会
学識経験者等
公民館
（委員数70）
地　区　住　民

桜木地区コミュニティ推進協議会規約

（名　称）

第１条　この協議会は、桜木地区コミュニティ推進協議会（以下「会」という。）と称し、事務局を桜木公民館におく。

（目　的）

第２条　この会は、桜木地区に居住する者が、各々連帯意識に基づき、心豊かな住みよい地域社会を築くため、各種団体の活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①　教育、文化、体育、福祉等に関する、地区内諸活動の連絡調整に関すること。

②　住みよい地域社会づくりに必要な、相談、指導、助言及び諸活動の推進に関すること。

③　その他、この会の目的達成に必要なこと。

（構　成）

第４条　この会は、各自治会及び各種団体等の代表をもって構成する。

（組　織）

第５条　この会の活動を促進するため、次の専門部をおく。

①　総　務　部　この会の統括、コミュニティ意識の啓発、各部の事業に必要な調査、資料収集及び広報活動。

②　企　画　部　地域住民の健康や、体力の維持増進のための、スポーツ、レクリエーション活動の促進。

③　青少年部　　青少年健全育成のための、環境の改善及び諸活動。

④　生活環境部　生活環境の改善、防犯、防火の推進及び清潔で美しい環境づくりの推進。

⑤　文　化　部　文化、教養の向上促進。

⑥　交　通　部　交通安全意識の啓発、指導及び施設の改善。

２　各部に部長、副部長をおく。

（役　員）

第６条　この会に、次の役員をおく。

会　長　１名　　副会長　２名　　事務局長　１名　　会　計　１名

監　事　２名　　顧　問　若干名　理　事　第７条第２項による

但し、必要に応じ事務局に次長を置くことができる。

（役員の選出）

第７条　前条の役員は、次により選出する。

①　会長、監事は、総会において選出する。

②　理事は、各専門部の部長、各種団体長及び公民館長とする。

③　その他の役員は、会長が委嘱する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。但し、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第９条　会議は、総会、理事会、連絡調整会議および専門部会とし、総会及び理事会等は会長が、専門部会は部長が必要に応じ招集し、それぞれ会議の議長となる。

２　議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

（経　費）

第10条　この会の経費は、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（会　計）

第11条　この会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（規約の改正）

第12条　この規約の改正は、総会において行う。

周　陽　地　区

グリーンベルト

グリーンベルト

地区名	周陽地区コミュニティ推進協議会　（昭和54年９月９日設立）							
コミュニティ会長名	友　村　和　之		自治会連合会長名	山　本　　猛		自治会数	44自治会	世帯数	2,919
面　積	2.15k㎡	人　口	6,346人	男	2,975人	14歳未満	1,033人	子供率	16.28%
				女	3,371人	65歳以上	1,281人	高齢化率	20.19%
地区内の公共物	周陽公民館、大内保育園、周央保育園、周栄幼稚園、周陽小学校、周陽中学校、コミ広場 徳山商工高、清掃事務所、県東部高等産業技術学校、総合スポーツセンター、東消防署 山口地方法務局徳山支局							
自治会集会所	新横浜自治会館、周南第三団地（瀬戸見町）集会所、市営第一団地集会所　３ヶ所							

【主要地区行事】

夏まつり

ふれあい運動会

どんど焼き

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	○ふれあい運動会
5　月	○総会	11　月	
6　月		12　月	
7　月		1　月	○新年互礼会、○どんど焼き
8　月	○周陽夏まつり	2　月	○「建国記念の日」記念行事
9　月		3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		周陽夏まつり
総　事　業　費		約６２０，０００円
平均参加者数		約１，５００人
集客方法またはＰＲ方法		チラシ配布（抽選券付き）、コミュニティ・公民館だより「ふれあい」、ポスターコンクール（小学校）
スタッフ	関係団体名	コミュニティ組織加入団体・機関（１５団体・機関）
	関係者数	３３人
	会議回数	８回
特長・工夫したこと		○　会議での話し合いを最重要に考え、多くの意見を元に様々な工夫をした。 ○　青少年（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学）の参加（舞台出演等）
気　づ　き　等		スタッフの話し合いの量にあったすばらしい結果が得られた。

【組織図】

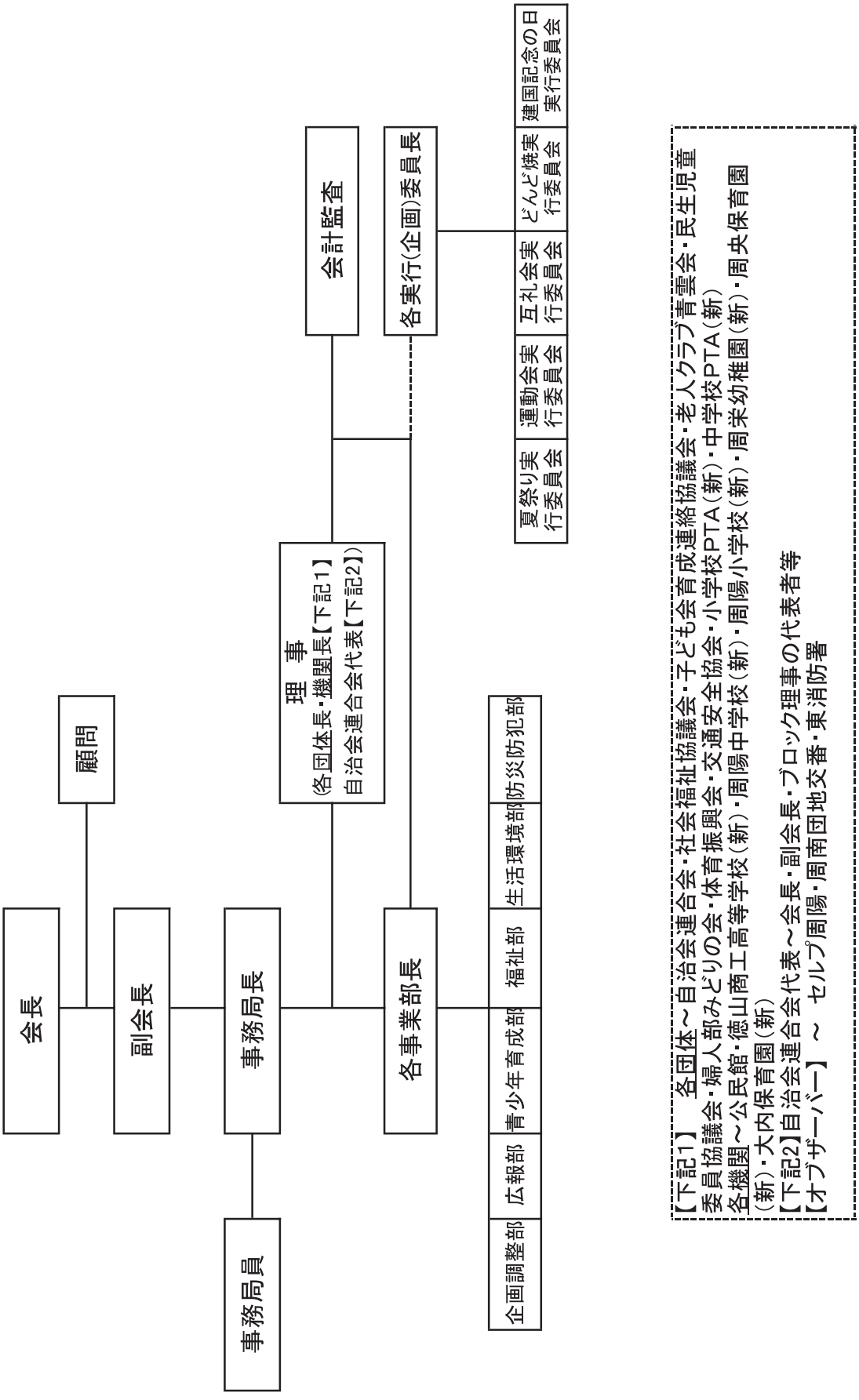
会長
顧問
副会長
事務局長
事務局員
理　事
(各団体長・機関長【下記1】
自治会連合会代表【下記2】)
会計監査
各事業部長
各実行(企画)委員長
企画調整部
広報部
青少年育成部
福祉部
生活環境部
防災防犯部
夏祭り実行委員会
運動会実行委員会
互礼会実行委員会
どんど焼実行委員会
建国記念の日実行委員会
【下記1】　各団体～自治会連合会・社会福祉協議会・子ども会育成連絡協議会・老人クラブ青雲会・民生児童委員協議会・婦人部みどりの会・体育振興会・交通安全協会・小学校PTA(新)・中学校PTA(新)
各機関～公民館・徳山商工高等学校(新)・周陽中学校(新)・周陽小学校(新)・周栄幼稚園(新)・周央保育園(新)・大内保育園(新)
【下記2】自治会連合会代表～会長・副会長・ブロック理事の代表者等
【オブザーバー】～ セルプ周陽・周南団地交番・東消防署

周陽地区コミュニティ推進協議会規約

(名称)

第１条　本会は、「周陽地区コミュニティ推進協議会」と称し、事務局を公民館内に置く。

(目的)

第２条 本会は、周陽地区民が各々連帯意識に基き、よく協力と協調を図って、心豊かな住みよいコミュニティを築くため、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第３条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１　教育・文化・体育・福祉・環境・防災・防犯等に関する地区内諸活動の調整・促進に関すること。

２　地域におけるコミュニティ形成に必要な相談・指導等に関すること。

３　その他本会の目的達成に必要な事業。

(構成)

第４条　本会は、地区内各自治会長並びに各団体、機関の代表及びその団体、機関から推薦された者と事務局に所属する者をもって構成する。

(組織)

第５条　本会組織活動を促進するために,次の事業部を置く。また,必要に応じ他の事業部を置くことができる。

企画調整部　　広報部　　青少年育成部　　福祉部　　生活環境部　　防災防犯部

(役員)

第６条　本会に次の役員を置く。

会　長　　１名　　副会長　　３名　　理　事　　若干名

顧　問　若干名　　事務局長　１名　　事務局員　若干名　　会計監査　２名

(役員の選任)

第７条　本会の役員は,次により選任する。

１　会長・副会長・各事業部長及び会計監査は、総会において選任する。

２　理事は、各種団体長・自治会連合会を代表する者及び各事業部長もってあてる。

３　事務局長、事務局員及び顧問は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第８条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時は、その職務を代行する。

３　事務局長は、本会の会務全般を把握し、事業の円滑な執行を図る。

４　理事は、理事会を構成し、会務の執行に関する重要事項を審議する。

５　事務局員は、本会の会務を把握し、事務処理と会計を行う。

６　会計監査は、本会の会計及びその執行状況を監査する。

７　顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じる。

(役員の任期)

第９条　役員の任期は、２年とし再任を妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条　会議は,総会・理事会及び事業部会とし、総会及び理事会は会長が,事業部会は部長が招集し、それぞれ議長となる。

(経費)

第 11 条　本会の経費は、補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条　本会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

(規約の改正)

第 13 条　本会の規約の改正は、総会において行う。

秋　月　地　区

◇秋月音頭
地区独自の踊りで、夏祭りや親睦運動会にはかかせない

地区名	秋月地区コミュニティ推進協議会　（昭和56年11月18日設立）								
コミュニティ会長名	山　本　秀　明		自治会連合会長名	野　村　賢　史		自治会数	13自治会	世帯数	2,862
面　積	1.20k㎡	人　口	7,003人	男	3,316人	14歳未満	1,259人	子供率	17.98%
				女	3,687人	65歳以上	1,237人	高齢化率	17.66%
地区内の公共物	秋月公民館、周央保育園、楠木幼稚園、秋月小学校、秋月中学校								
自治会集会所	周南第二団地（扇町市営住宅と県営住宅）集会所　2ヶ所								

【主要地区行事】

☆子供祭り

☆夏祭り

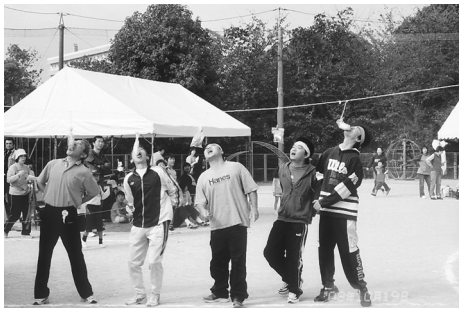

☆親睦大運動会

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	○運動会
5　月		11　月	
6　月		12　月	
7　月		1　月	○新春ふれあいの集い
8　月	○夏祭り	2　月	○グランドゴルフ大会
9　月		3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		夏祭り
総　事　業　費		５００,０００円
平均参加者数		延べ４,０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		市広報への折込チラシ
スタッフ	関係団体名	コミュニティ、自治会連合会、社協、小中ＰＴＡ等
	関係者数	８０人
	会議回数	６回
特長・工夫 した　こと		
気　づ　き　等		子供祭りからスタートしたことから子供をメインに集めています。

【組織図】

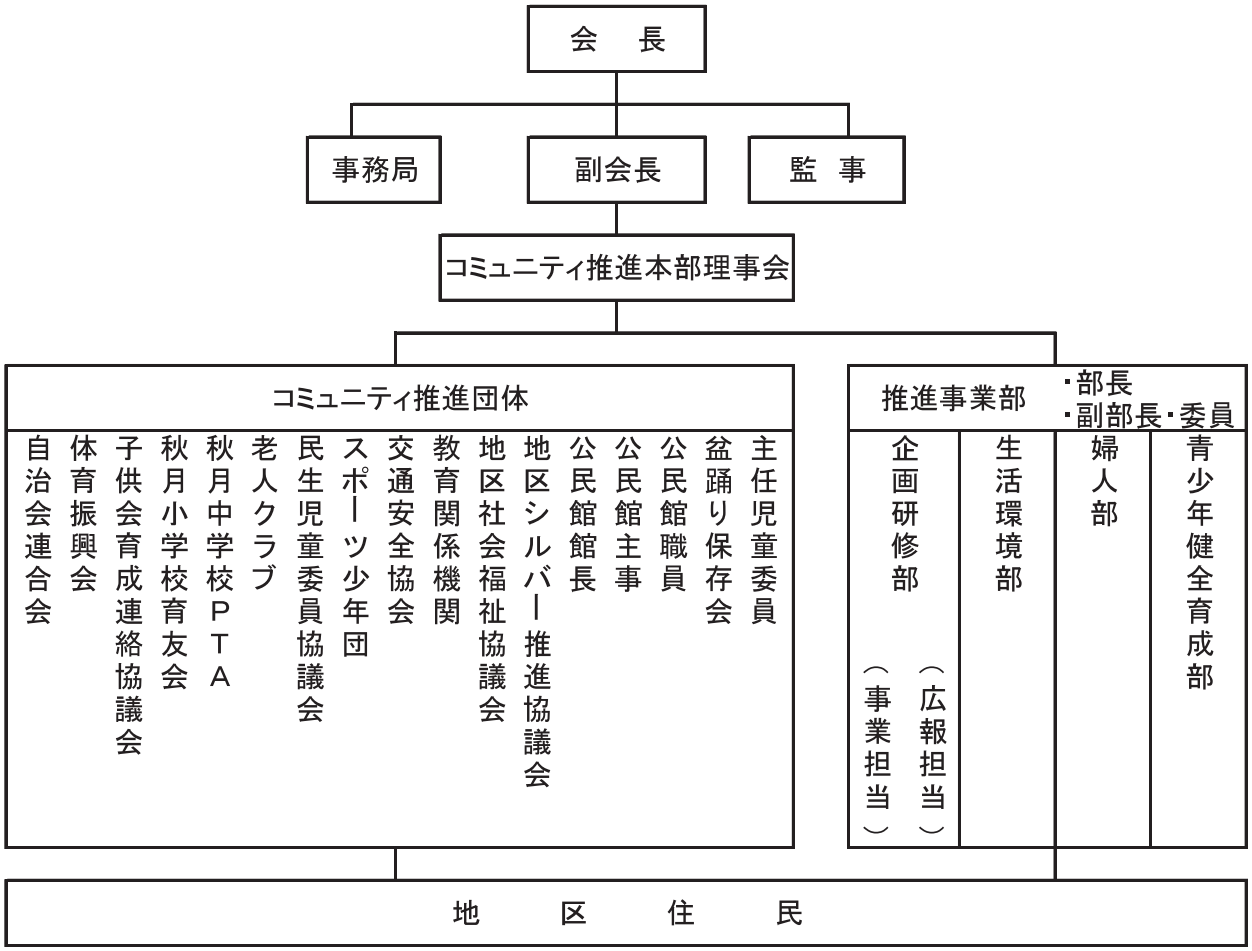
会　長
事務局
副会長
監　事
コミュニティ推進本部理事会
コミュニティ推進団体
主任児童委員
盆踊り保存会
公民館職員
公民館主事
公民館館長
地区シルバー推進協議会
地区社会福祉協議会
教育関係機関
交通安全協会
スポーツ少年団
民生児童委員協議会
老人クラブ
秋月中学校ＰＴＡ
秋月小学校育友会
子供会育成連絡協議会
体育振興会
自治会連合会
推進事業部
・部長
・副部長・委員
企画研修部
（広報担当）
（事業担当）
生活環境部
婦人部
青少年健全育成部
地　区　住　民

秋月地区コミュニティ推進協議会規約

（目的）
第１条　この協議会は秋月地区住民が、各々連帯意識に基づき、よく協力と強調を図って心豊かな地域社会の建設に努めるため、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（名称）
第２条　この協議会は秋月地区コミュニティ推進協議会（以下「会」という。）と称し、事務局を秋月公民館におく。
（事業）
第３条　この会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
（１）　教育、文化、体育、福祉等に関する地区内諸活動に関すること。
（２）　地区における心豊かな地域社会の建設に必要な相談、指導、助言及び調整、促進に関すること。
（３）　その他、この会の目的達成に必要な事業。
（構成）
第４条　この会の運営は、別紙組織図の団体等で選出された代表者及び委員をもってあたる。
（組織）
第５条　この会の活動を促進するため次の事業部をおき、また、必要に応じ他の事業部をおくことができる。
（１）　企画研修部　諸活動の企画及び研修活動、及び広報の発行。
（２）　生活環境部　地区内の生活環境の改善、環境美化及びゴミ処理の方法に関する啓発。
（３）　婦　人　部　婦人の地位向上に関する諸活動の企画、運営、婦人の行なう行事への協力。
（４）　青少年健全育成部　青少年の健全育成に関すること。
２．各部に部長、副部長および委員をおく。
３．各部の委員は別表のとおりとする。
（役 員）
第６条　この会につぎの役員をおく。任期は２年とし、再任を妨げない。但し役員に変更のあった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
会長１名、副会長２名、理事３０名以内、事務局長１名、事務局員２名、会計１名、監事２名
（役員の任務）
第７条　会長はこの会を代表し統轄する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、その職務を代行する。
３．理事は会務全般について協議運営にあたる。
４．事務局長は、この会の事務を統轄する。
５．会計は、本会の会計をつかさどり、監事は会計を監査し、総会に報告する。
（役員の選出）
第８条　会長および監事は総会において選出する。
２．理事は別紙組織図の代表および各事業部の代表をもって充てる。
３．副会長、事務局長、会計、事務局員は会長が委嘱する。
４．部長は各事業部にて互選する。
（会 議）
第９条　会議は、総会、理事会および事業部会とし、総会および理事会は会長が、事業部会は当該部長が必要に応じて招集する。
２．会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
３．会議は代理人もしくは、委任状出席を認めることができる。
（経 費）
第１０条　この会の経費は助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
（会計年度）
第１１条　この会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日におわる。
（規約の改廃）
第１２条　この規約の改廃は、総会において行なう。
（その他の必要事項）
第１３条　この規約に定めるものの他、この会に関し必要な事項は理事会にはかって長が別に定める。

［別表］
各部委員　割当表

企画研修部　１３名（各自治会１名×１３）
生活環境部　１３名（各自治会１名×１３）
婦　人　部　２６名（各自治会２名×１３）
青少年健全育成部　　１３名
［小学校２名、中学校２名、小学校育友会２名、中学校ＰＴＡ２名、地子連１名、のびゆく徳山っ子推進員２名、主任児童委員２名（１名欠員）］

鼓　南　地　区

大和地区みかん園

ふぐのモニュメント

地区名	鼓南地区コミュニティ推進協議会　（昭和 56年10月28日設立）								
コミュニティ会長名	北　村　晴　夫		自治会連合会長名	大島地区　北村晴夫 粕島地区　高松順輔		自治会数	12自治会	世帯数	601
面積	9.81k㎡	人口	1,293 人	男	611 人	14 歳未満	93 人	子供率	7.19%
				女	682 人	65 歳以上	502 人	高齢化率	38.82%
地区内の公共物	鼓南支所、大島公民館、粕島公民館、鼓南児童園、大島小学校、粕島小学校、鼓南中学校 太華荘								
自治会集会所	大和、大島地区コミュニティ集会所　2ヶ所								

【主要地区行事】

2月 建国記念の日ふれあい大会

8月 ふれあい夏祭り

11月 ふれあい文化祭

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	
5　月	○櫛浜・鼓南地区サイクリング大会	11　月	○ふれあい文化祭
6　月		12　月	
7　月	大島湾遠泳大会（平成18年度をもって中断）	1　月	
8　月	○ふれあい夏祭り	2　月	○建国記念ふれあい大会
9　月		3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		ふれあい文化祭
総　事　業　費		３１０,０００円
平均参加者数		約５００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		チラシ地区内全戸配布
スタッフ	関係団体名	コミュニティ推進連絡協議会・社会福祉協議会・体育振興会・婦人会・連合自治会・小学校・大島小育童会・粭島小ＰＴＡ・中学校・鼓南中体育文化後援会・児童園・児童園母親クラブ・鼓南寿会・白鳩学園・日本精鑞・周和産業
	関係者数	２６人
	会議回数	２回
特　長・　工　夫 し　た　こ　と		・地元の新鮮な魚や野菜のバザー ・外部へのフリーマーケットの参加の呼びかけ
気　づ　き　等		高齢化と少子化が進行しているが、現在の規模を維持・継続していけるよう努力したい

【組織図】

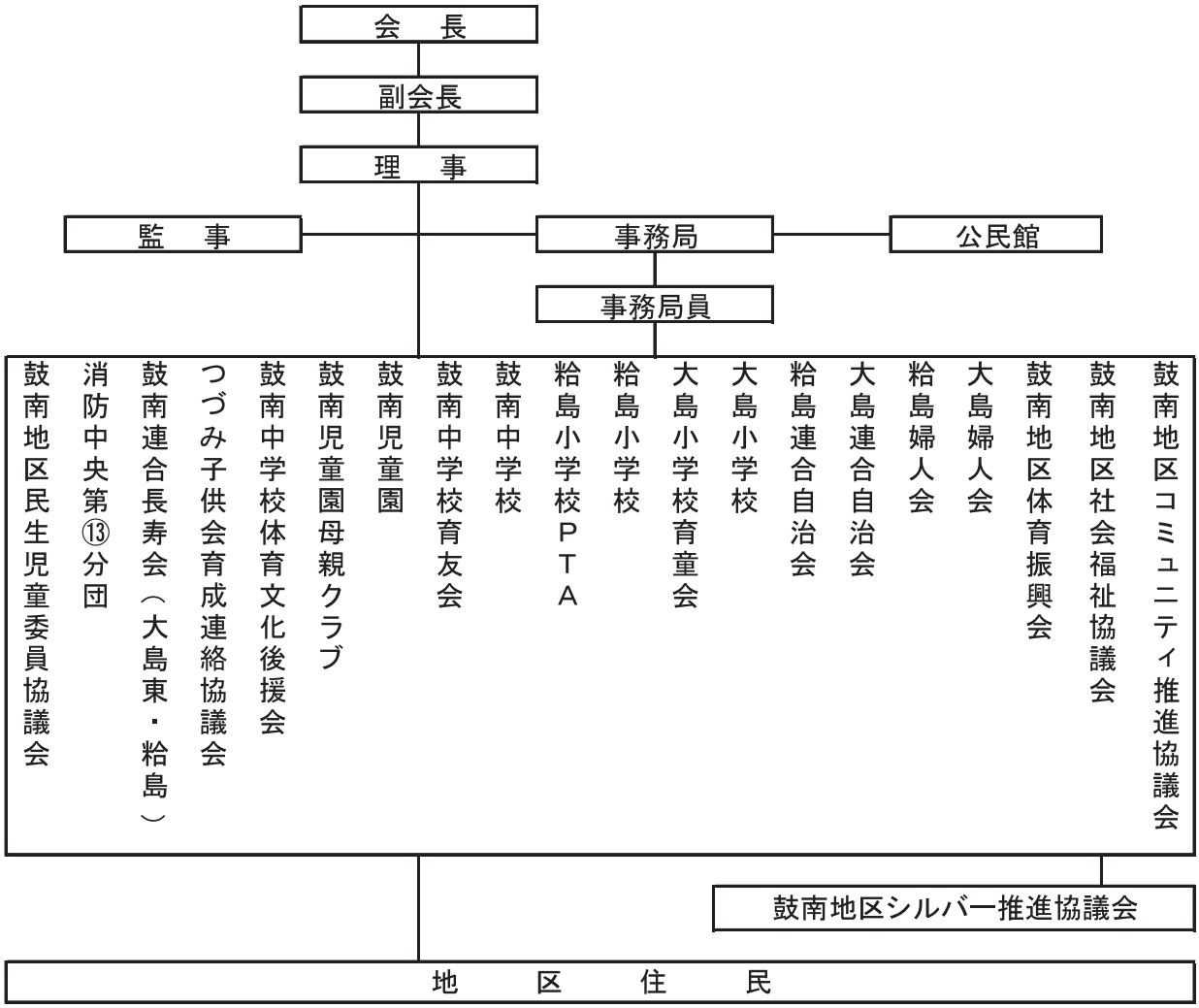
会　長
副会長
理　事
監　事
事務局
公民館
事務局員
鼓南地区民生児童委員協議会
消防中央第⑬分団
鼓南連合長寿会（大島東・粕島）
つづみ子供会育成連絡協議会
鼓南中学校体育文化後援会
鼓南児童園母親クラブ
鼓南児童園
鼓南中学校育友会
鼓南中学校
粕島小学校ＰＴＡ
粕島小学校
大島小学校育童会
大島小学校
粕島連合自治会
大島連合自治会
粕島婦人会
大島婦人会
鼓南地区体育振興会
鼓南地区社会福祉協議会
鼓南地区コミュニティ推進協議会
鼓南地区シルバー推進協議会
地　区　住　民

鼓南地区コミュニティ推進協議会規約

（名称及び事務局）
第１条　本会は、鼓南地区コミュニティ推進協議会と称し、事務局を大島公民館内におく。
（目的）
第２条　本会は、鼓南地区住民がそれぞれ地域連帯感に基づき、協力と強調をはかり、明るく住みよい地域社会をつくるために、各種団体及び組織活動の調整と施策の促進をはかることを目的とする。
（組織）
第３条　本会は、鼓南地区の各単位自治会・地区社協・各小中学校・白鳩学園・各小中学校ＰＴＡ・鼓南児童園母親クラブ・各婦人会長・各公民館の代表者各１名、及びその他本会が必要と認めた者若干名をもって組織し、委員とする。
（事業）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　明るく、住みよい鼓南地区をつくるための、各種団体及び組織活動の調整と促進に関すること。
（２）　明るく、住みよい鼓南地区をつくるために必要な助言及び相談・指導に関すること。
（３）　その他、目的達成のために必要な各種事業及び研修会の主催・共催・後援・参加・補助等。
（役員）
第５条　本会に次の役員をおく。
（１）会長　　１名　　（２）副会長　　２名
（３）理事　　若干名　　（４）監事　　２名　　（５）事務局長　　１名
（役員の任務）
第６条　本会の役員の任務は次のとおりとする。
（１）　会長は本会を代表し、会務を統括する。
（２）　副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
（３）　理事は本会の運営及び事業の企画立案、運営にあたる。
（４）　監事はすべての事務を監査し、総会においてその結果を報告する。
（５）　事務局長は事務局を統括し、総ての事務を処理する。
（役員の選出）
第７条　本会の役員の選出は次のとおりとする。
（１）　会長、副会長は理事より互選し、総会において承認する。但し、副会長は大島・粭島よりそれぞれ１名を互選する。
（２）　理事は、総会で互選された者をもってあてる。
（３）　監事は総会において、大島・粭島よりそれぞれ１名を互選とし、理事と兼ねることは出来ない。
（４）　事務局長は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
（役員の任務）
第８条　本会の役員の任期は、次のとおりとする。
（１）　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。
（２）　役員に変更のあったときは、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。
（会議及び議決）
第９条　本会の会議及び議決は次のとおりとする。
（１）　会議は、総会及び役員会の２種とする。
（２）　会議は会長がこれを招集し、その議長となる。
（３）　総会は、毎年４月または５月に開催し、本会の重要なる事項を審議し、これを議決する。 但し、役員会が必要と認めた時には、臨時総会を開くことができる。
（４）　役員会は、総会の決定にもとづき、事業の執行審議及び運営にあたるとともに、必要な事項を審議し、これを議決する。
（５）　会議は、総会においては委員現在数、役員会においては役員現在数の３分の２以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。但し、同一事項において招集再度にわたる場合は、この限りではない。
（６）　会議の議決は、出席者の過半数（委任状は除く）の賛成をもって決する。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
（７）　やむを得ない事由により会議に出席出来ない委員または役員は、あらかじめ通知された事項について書面において、その権限を委任することができる。この場合における前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
（会計）
第 10 条　本会の経費は、補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
（会計年度）
第 11 条　本会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終了する。
（規約の改廃）
第 12 条　本会の改廃は、総会においてこれを行う。
（顧問）
第 13 条　本会に顧問をおくことができる。
（１）　顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
（２）　顧問は、本会の目的達成のための助言指導にあたる。
（事務局）
第 14 条　本会に事務局員を若干名おくことが出来る。
（１）　事務局員は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
（２）　事務局員は、事務局長の任務を補佐する。
（その他）
第 15 条　本規約に定めない事項で、緊急を要する場合は、役員会において決定し、総会にこれを報告するものとする。

櫛　浜　地　区

太華山より

地区名	櫛浜地区コミュニティ推進協議会　（昭和55年８月31日設立）								
コミュニティ会長名	亀　井　正　幸		自治会連合会長名	田　中　義　啓		自治会数	42自治会	世帯数	2,446
面　積	7.80k㎡	人　口	5,897人	男	2,842人	14歳未満	704人	子供率	11.94％
				女	3,055人	65歳以上	1,668人	高齢化率	28.29％
地区内の公共物	櫛浜支所、櫛浜公民館、櫛浜保育園、櫛浜小学校、櫛浜コミュニティセンター、櫛浜児童館、地方卸売市場、徳山総合支援学校、徳山東学校給食センター、周南地域地場産業振興センター、東部浄化センター								
自治会集会所	弁天町、華西小踏、華西大踏、居守、鼓ヶ丘、奈切、南浜市住								

【主要地区行事】

サイクリング大会

文化祭

どんど焼き

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○太華山山開き	10　月	
5　月	○サイクリング大会・○干潟フェスティバル	11　月	○文化祭
6　月		12　月	○ふれあい会
7　月	○納涼大会	1　月	○どんど焼き
8　月	△太華山自然観察会	2　月	○建国記念の日奉祝行事
9　月	○櫛浜の日・○地区運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		納涼大会
総　事　業　費		１５０,０００円
平均参加者数		３,０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		地区内ポスター掲示・チラシ各家庭配布
スタッフ	関係団体名	企画部会・実行委員会
	関係者数	３５人
	会議回数	企画実行委員会１０回
特長・工夫 した　こ　と		地域の各団体が運営参加し、地域住民が多く参加できるよう、ステージを中心とした企画・催し物を自分たちの手で行い、事業費も模擬店の収入で賄う。小中学生ボランティア活動の利用
気　づ　き　等		小中学校ボランティア「エコメイト」によるゴミの分別でゴミの減少

【組織図】

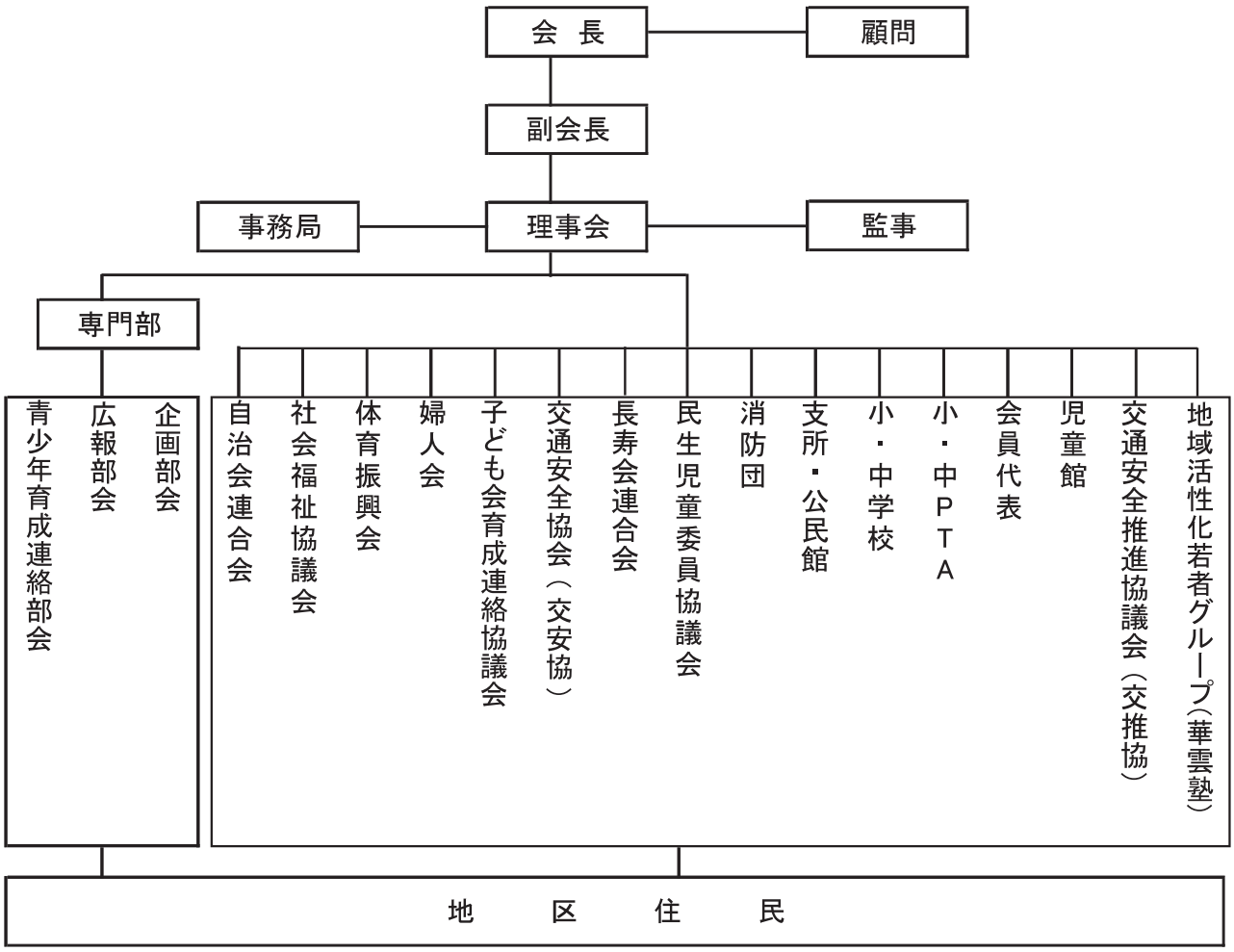
会　長
顧問
副会長
事務局
理事会
監事
専門部
企画部会
広報部会
青少年育成連絡部会
自治会連合会
社会福祉協議会
体育振興会
婦人会
子ども会育成連絡協議会
交通安全協会（交安協）
長寿会連合会
民生児童委員協議会
消防団
支所・公民館
小・中学校
小・中ＰＴＡ
会員代表
児童館
交通安全推進協議会（交推協）
地域活性化若者グループ（華雲塾）
地　区　住　民

櫛浜地区コミュニティ推進協議会規約

（名　称）
第１条　この協議会は、櫛浜地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を櫛浜コミュニティセンター（以下「センター」という。）内に置く。
（目　的）
第２条　この協議会は、櫛浜地区住民の自主性と創造性により、地域連帯感を深め、お互いの協力と信頼を高めながら、心のふれあう、文化的で明るく住みよいまちづくりを行なうことを目的とする。
（事　業）
第３条　この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
（１）　地域に関係する諸団体・機関等との連絡および調整。
（２）　コミュニティ活動の啓発、宣伝、情報交換
（３）　コミュニティ推進に関する会議、講演会、研究会、指導者養成事業等の開催。
（４）　コミュニティ推進に関する調査、研究。
（５）　コミュニティ活動の拠点となる、センターの管理、運営受託。
（６）　その他目的達成のために必要な事業。
（構　成）
第４条　この協議会は、櫛浜地区のコミュニティ推進に賛同する次の者をもって構成する。
（１）　この協議会の主旨に賛同し、年額1,000円以上の会費を納入した者。
（２）　地域に関係する諸団体・機関等の代表者。
（役　員）
第５条　この協議会に、次の役員を置く。
会　長　１名　　副 会 長　２名　　理　事　若干名
監　事　２名　　事務局長　１名　　センター所長　１名
（役員の選出）
第６条　この協議会の役員は、次により選出する。
（１）　会長、副会長は、理事の互選により選出する。
（２）　理事は、総会で選出された者、および会長が選任した者をもってあてる。
（３）　監事は、総会で選出する。
（４）　事務局長およびセンター所長は、理事の内から会長が委嘱する。
（役員の任期）
第７条　役員の任期は２年とし、再任をさまたげない。
２　役員に変更のあった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は、次の通りとする。
（１）　会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
（２）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
（３）　理事は、協議会の会務の運営および事業の企画、立案にあたるとともに、必要な事項を審議し、これを調整する。
（４）　監事は協議会の事業および会計の監査を行ない、その結果を総会に報告する。
（５）　事務局長は、事務および会計を総括する。
（６）　センター所長は、センターの効率的な管理を行なう。
（顧問・参与）
第９条　この協議会に、顧問、参与を置くことができる。
２　顧問、参与は、会長が理事会に諮って委嘱する。
３　顧問、参与は、協議会の目的達成のため助言にあたる。
（センターの管理運営）
第１０条　センターの効率的かつ適正な運営を図るため、センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
２　センター管理運営委員は協議会理事で構成する。
３　センターの管理を行なうために、所長および職員を置く。
４　職員は所長が任命する。
５　センター会計については、委員会の承認を得て所長が管理し、その監査は協議会の監事をもってあてる。
６　センター管理に必要な事項は別に定める。
（会議）
第１１条　この協議会を運営するために、次の会議をもつ。
（１）　総会
（２）　理事会
（３）　部会
（総会）
第１２条　総会は、協議会の最高議決機関であって、会議は会長が招集する。
２　総会は年１回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
３　会長は、会員の３分の１以上の要請がある場合は、臨時総会を開かなければならない。
４　総会は、委任を含む会員の２分の１以上の出席で成立し、会議の議決は、出席会員の過半数以上の賛同により決定する。
５　総会は、次の事項を審議する。
（１）　事業計画および事業報告に関すること。
（２）　予算および決算に関すること。
（３）　会則の改廃に関すること。
（４）　役員の選任に関すること。
（５）　その他協議会の運営に関する重要事項。
（理事会）
第１３条　理事会は、総会の決定にもとづき協議会の運営と事業の執行にあたり、そのために必要な事項を審議決定する。
２　理事会は、会長、副会長、理事、事務局長、センター所長で構成する。
３　理事会は、必要に応じて会長が招集する。
４　理事会は、構成理事の２分の１以上の出席で成立し、会議の議決は、出席理事の過半数以上の賛同により決定する。
（部会）
第１４条　この協議会の活動を円滑に促進するために、別に定める各種の部会を置くことができる。
２　部会は、協議会の目的達成のために必要な活動を行なう。
３　部会に、部会長および副部会長を置き、部会構成員の互選により選出する。
４　部会長は、部会の会務を執行し、部会を代表する。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
６　部会の会議は、部会長が招集する。
７　部会の会議は、部会の構成員の２分の１以上の出席で成立し、会議の議決は、出席部会員の過半数以上の賛同により決定する。
（会計）
第１５条　この協議会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
２　会計には一般会計および積立基金会計を設ける。
３　予算の補正、項目の流用については、理事会で審議、決定する。
（会計年度）
第１６条　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（その他）
第１７条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

久　米　地　区

殿山（天神山）公園

山陽道徳山東インター

地区名	久米地区コミュニティ推進協議会　（昭和55年10月12日設立）								
コミュニティ会長名	池　部　博　正		自治会連合会長名	藤　井　一　宇		自治会数	46自治会	世帯数	3,879
面　積	15.38k㎡	人　口	8,620人	男	4,293人	14歳未満	1,143人	子供率	13.26%
				女	4,327人	65歳以上	1,822人	高齢化率	21.14%
地区内の公共物	市役所久米支所、久米公民館、久米小学校、久米小学校譲羽分校（休校）、太華中学校 周南養護学校、東福祉館、徳山工業高等専門学校、徳山大学								
自治会集会所	田中、ひばりヶ丘、親和館（坂本）、老郷地（愛衆館）、久米市住、旭ヶ丘県住、高田団地 平井　8ヶ所								

【主要地区行事】

ふるさと夏祭り

総ふれあい大運動会

文化祭（生涯学習まちづくり広場）

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○理事会	10　月	△稲刈り体験学習
5　月	○総会　　△田植え体験学習	11　月	○久米地区総ふれあい大運動会
6　月		12　月	△しめ縄づくり交流会
7　月		1　月	○どんど焼き　　○ふれあい懇親会
8　月	○久米地区ふるさと夏まつり	2　月	○久米地区文化祭
9　月	○理事会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		久米地区ふるさと夏まつり
総　事　業　費		９７８,１６２円　（平成１９年度決算）
平均参加者数		約1,０００人（１９年度のべ人数）
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		・自治会全戸配布（久米コミュニティ広報誌） ・自治会全戸配布（夏まつりチラシ広報）
スタッフ	関係団体名	自治会・体振・婦人会・スポ少・小学 PTA・中学 PTA・ほかコミュニティ構成団体
	関係者数	実行委員会構成メンバー約８０人　　自治会コミュニティ推進委員４６人
	会議回数	１６回開催（１９年度）
特長・工夫 した　こと		イベントプログラムに１８年度は「さんさ踊り」の時間帯を盛り込んだ。１９年度はイベント開始前の昼間にバトンタッチ式の「子供みこし」を企画し、地区内を練り歩くことで祭りを盛り上げた。伝統風景なのだが、子供たちにとっては新しい雰囲気にも感じた様子。
気　づ　き　等		太華中生徒のボランティアは会場設営に大きく貢献している。

【組織図】

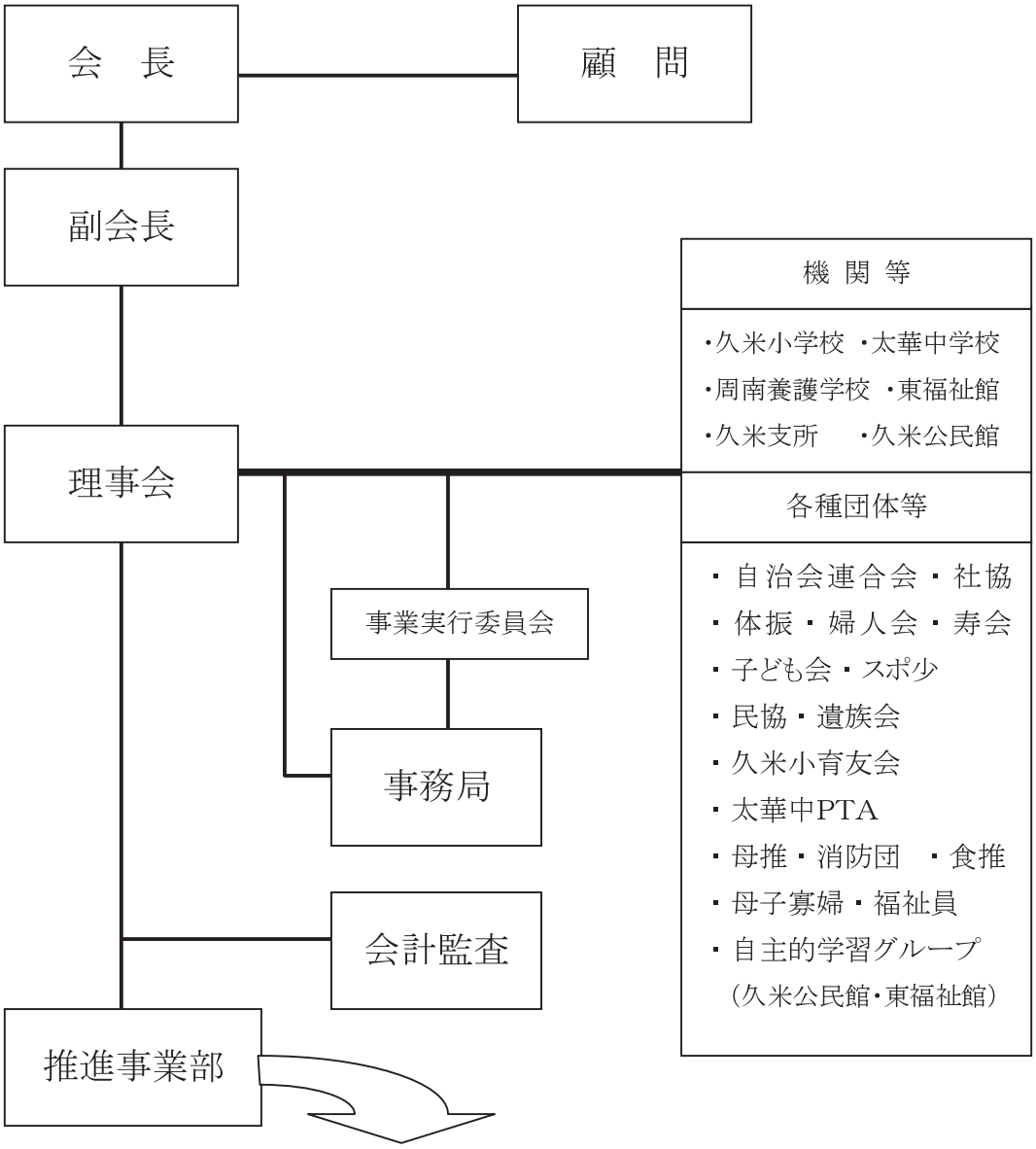

事業部名	活　動　目　標	構成団体
福祉 活動調整部	地域住民へ福祉の心と行動の輪を広げる 地域づくり活動の調整	社協・自治会・寿会・婦人会 ・食推・遺族会・民協・母推
生活環境・地域安全 活動調整部	生活環境を美しく，安全にする地域づくり 活動の調整	自治会・消防団 婦人会・寿会
スポーツ・レクリェーション 活動調整部	健康を維持増進する生涯スポーツ・レクリ ェーションによる地域づくり活動の調整	体振・自治会・スポ少 婦人会
青少年健全育成 活動調整部	青少年を地域住民として健全に育てる地 域づくり活動の調整	子ども会・スポ少・久米小育 友会・太華中 PTA・民協・他
生涯学習まちづくり 活動調整部	住民一人ひとりが生涯をとおして学習する 地域社会の実現を目指す活動の調整	自主的学習グループ（久米 公民館・東福祉館）・自治会

久米地区コミュニティ推進協議会規約

（名称）
第１条　この協議会は、久米地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を久米公民館内に置く。
（目的）
第２条　この協議会は、久米地区住民の生涯にわたる学習を助け相互に信頼しあう地域連帯感に基づき協力と協調を図り、住みよい地域社会をつくるため共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（事業）
第３条　この協議会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。
⑴　教育、文化、体育、福祉等に関する地区内諸活動の調整促進に関すること。
⑵　住みよい地域社会をつくるための活動の推進に関すること。
⑶　住みよい地域社会づくりに必要な相談、指導、助言に関すること。
⑷　その他この協議会の目的達成に必要な事業に関すること。
（構成）
第４条　この協議会は、地区内各種団体等及び機関等の代表並びに各自治会・各種団体等代表によって推薦されたコミュニティ推進委員と事務局に所属する者をもって構成する。
２　構成する各種団体及び機関等は細則で別にこれを定める。
（組織）
第５条　この協議会の活動を促進するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長・事務局員並びに広報委員を置く。
（事業実行委員会）
第６条　この協議会は、各種団体等がより連携を密にし、第２条の目的達成上特に重要と認められる施策の促進を図るために、事業実行委員会を置くことができる。
２　事業実行委員会に関する組織、事業等は細則で別にこれを定める。
（役員）
第７条　この協議会に次の役員を置く。
会　長　　１名　　事務局長　　１名　　コミュニティ推進委員
副会長　　若干名　　事務局員　　若干名　　顧　問　　若干名
理　事　若干名　　広報委員　　若干名
会計監査　２名
（役員の選出）
第８条　この協議会の役員は、次により選出する。
⑴　会長，副会長は久米地区内より適任者を選出することとし、理事会及び総会において承認をうける。
⑵　理事は、各種団体及び機関等の代表並びに事務局員をもって充てる。
⑶　会計監査は、理事会において選出し、総会において承認を得る。
⑷　事務局長及び事務局員は，会長が委嘱するが細則で別にこれを定める。
⑸　コミュニティ推進委員は各自治会より１名、各種団体等より若干名選出し、その他コミュニティ活動に意欲のある者を加えることができる。
⑹　顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱することができる。ただし、理事会を構成する役員に属しないものとする。
（役員の職務）
第９条　この協議会の役員の職務は，次のとおりとする。
⑴　会長は、協議会を代表し会務を総括する。
⑵　副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
⑶　理事は、理事会を構成し協議会の事業、予算及び決算並びに規約の改廃等重要な事項を審議する。
⑷　会計監査は、会計経理を監査し総会において報告する。
⑸　事務局長は、会長の命を受け協議会の会務全般を行う。
⑹　事務局員は、協議会の会務に関する企画立案及び会計事務を行う。
⑺　顧問は、協議会の専門的事項等に関し、会長が求める事項について意見を述のべるものとする。
（役員の任期）
第１０条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更のあるときは，後任者は前任者の残任期間とする。
２　役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
（会議）
第１１条　この協議会の会議は、次のとおりとする。
⑴　総会は、会長が招集し，通常年１回とする。議長は役員から選任する。また、必要があるときは臨時にこれを招集することができる。会議は、理事会から付議された事項を審議する。
⑵　理事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長をつとめ第９条３号に定める重要な事項について審議し、総会において承認をうける。なお、細則の改廃は総会に報告する。
⑶事業部会は、必要に応じて構成することができる。
２　会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数（委任状を含む）で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
（会計）
第１２条　この協議会の経費は、会費・助成金・寄附金その他の収入をもって充てる。
（慶弔金）
第１３条　この協議会の慶弔金は次のとおりとする。
⑴　役員死亡の場合は５，０００円の香料をおくる。
⑵　その他必要と認めた場合は、理事会が協議し、緊急の場合は、会長・副会長の協議により慶弔及びお見舞いを行うことができる。
⑶　支払われた慶弔金については、一切の返礼は受けないものとする。
（会計年度）
第１４条　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（理事会への委任）
第１５条　この協議会規約に定めない事項については理事会において協議決定するものとする。
（実施に関する必要事項）
第１６条　この協議会規約に定めるものを除くほか、必要な事項は細則で定める。

菊　川　地　区

金明水

川上ダム

<table>
<tr><td>地区名</td><td colspan="8">住みよい菊川をつくる会　（昭和52年5月14日設立）</td></tr>
<tr><td>コミュニティ会長名</td><td colspan="2">貞　弘　正　勝</td><td>自治会連合会長名</td><td colspan="2">藤　井　徳　男</td><td>自治会数</td><td>49自治会</td><td>世帯数</td><td>2,947</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面　積</td><td rowspan="2">49.61k㎡</td><td rowspan="2">人　口</td><td rowspan="2">7,842人</td><td>男</td><td>3,792人</td><td>14歳未満</td><td>1,126人</td><td>子供率</td><td>14.36%</td></tr>
<tr><td>女</td><td>4,050人</td><td>65歳以上</td><td>1,861人</td><td>高齢化率</td><td>23.73%</td></tr>
<tr><td>地区内の公共物</td><td colspan="9">菊川支所、菊川公民館、菊川保育園、菊川中学校、菊川小学校、四熊小学校、小畑小学校（休校）
小畑公民館、四熊公民館、加見分館、富岡分館、菊川幼稚園</td></tr>
<tr><td>自治会集会所</td><td colspan="9">中野、井谷、中山、間上、松本、花河原、居守迫、岡上野、八籾、西南野中、東南野、別所
向山、横矢、広谷、奥四熊、上野、土井、庄原、向土井、松兼、新畑、尾花播磨、見明
西武井、内谷、下川曲、奥四熊上　２８ヶ所</td></tr>
</table>

【主要地区行事】

総会・文化活動発表会

新春ふれあい懇話会

菊川祭り

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○総会・文化活動発表会	10　月	○地区運動会
5　月		11　月	○菊川まつり
6　月	○清掃月間	12　月	
7　月	○小畑ソーメン流し	1　月	○新春登山(小畑、四熊）○ふれあい懇話会
8　月	○カッパ大会（※１８年度で中止）	2　月	
9　月	○地区運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		菊川まつり
総　事　業　費		５３０,０００円
平均参加者数		３,０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		全戸配布チラシ、タウン情報誌による
スタッフ	関係団体名	連合自治会、民生児童委員協議会、老人クラブ、体育振興会、子ども会、ＰＴＡ、交通安全協会中部支部、消防団、菊川小、中、幼、保、四熊小、菊川駐在所、ＪＡ周南徳山支所、菊川地区自主防災・防犯
	関係者数	約５０人
	会議回数	５回
特　長・　工　夫 し　た　こ　と		地元のまつりであることを念頭に、体育館には各教育機関・公民館講座から展示作品の提供を受け、またグラウンドにおいては老若男女が参加できるようなイベントを企画している。
気　づ　き　等		

【組織図】

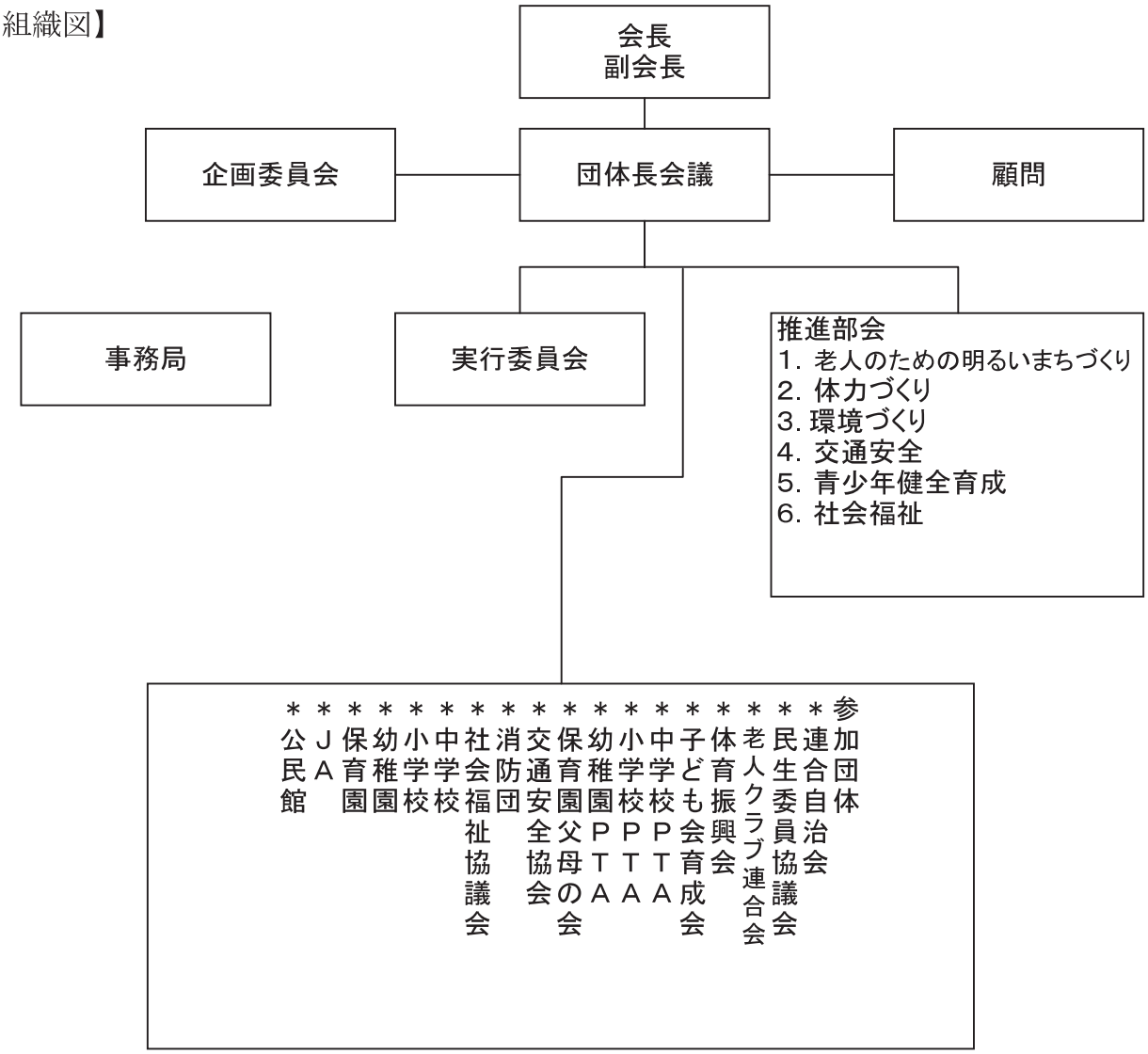

住みよい菊川をつくる会　会則

（名　称）
第１条
　本会は、「住みよい菊川をつくる会」と称し、事務局を周南市菊川公民館内に置く。
（目　的）
第２条
　本会は、菊川地区民の自主性と創造性により、地域連帯感を深め、お互いの協力と信頼を高めながら、心のふれあう文化的で明るく住みよいまちづくりをすることを目的とする。
（事　業）
第３条
　⑴　コミュニティ活動の推進に関すること。
　⑵　地域団体相互間の連絡調整並びに関係行政機関との連絡調整。
　⑶　コミュニティ活動の啓発、宣伝、情報交換。
　⑷　コミュニティ推進に関する会議、講演会、研究会、指導者養成事業等の開催。
　⑸　コミュニティ推進に関する調査研究。
　⑹　その他目的達成のために必要な事業。
（構　成）
第４条
　本会は、本会活動に賛同する地区内の者をもって構成する。
（組　織）
第５条
　本会を促進するため、以下のような組織を設ける。
　⑴　団体長会議
　　Ａ　地区内に所在する各種機関、団体長、並びに学識経験者をもって構成する。
　　Ｂ　本会の会務の運営および事業の企画立案にあたるとともに、必要な事項を審議しこれを調整する。
　⑵　企画委員会
　　Ａ　過去、団体長もしくはそれに準ずる経歴をもつもので、公民館の推薦をもとに団体長会議で承認を得た者をもって組織する。

B　当会活動について総合的に企画・検討を行い、当会活動の方策を探り、団体長会議に上程する。
C　任期は１年とし、再任を妨げない。

⑶　推進部会

A　老人のための明るいまちづくり、体力づくり、環境づくり、交通安全、青少年健全育成、社会福祉の推進部会については、関係団体から選出された者をもって構成する。(団体長の推薦者)

B　生活関連施設整備推進部会は、①市道、河川、施設の整備促進部会、②農業基盤整備促進部会の２つとし、①については原則として自治会長、②について土地改良協議会の委員とする。

C　地域の実態をふまえ各種事業の計画、立案を行う。
生活関連施設整備推進部会については、当該事業の実態把握と調整を行う。

（４）実行委員会

A　特別の行事（事業）を行う場合は、必要に応じ実行委員会をおくことができる。
B　委員会は関連する団体から選出（推薦）されたものをもって構成する。
C　任期は１年とし、再任を妨げない。

（役　員）

第６条

本会に次の役員を置く。

⑴　会　　長　　１　名
⑵　副　会　長　　１　名
⑶　企画委員長　　１　名
⑷　推進部会長　　１　名
⑸　実行委員長　　１　名
⑹　事 務 局 長　　１　名
⑺　監　　事　　２　名
⑻　顧　　問　　若干名

（役員の選出）

第７条

本会の役員は、次により選出する。

⑴　会長・副会長及び実行委員長は、各種団体長もしくは各連合自治会長より推薦を受けた自治会員が互選によりこれにあたる。会長は各連合自治会長職を兼任しない。
⑵　企画委員長・推進部会長は、委員の互選より選出する。
⑶　事務局長は、周南市菊川公民館長とする。
⑷　顧問は、地区内の市議会議員とする。

（役員の任期）

第８条

企画委員長、推進部会長、実行委員長、役員の任期は１年とし、再任を妨げない。
但し、任期の途中に変更のあった場合は、後任者をもってあて、残任期間を継承する。

（役員の任務）

第９条

役員の任務は次の通りとする。

⑴　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
⑵　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。
⑶　企画委員長は、本会の活動の企画・立案を総括する。
⑷　推進部会長は、地域の実態をふまえ各種事業の計画・立案を総括する。
⑸　実行委員長は、本会の行事の推進を総括する。
⑹　事務局長は、本会の事務および会計事務を総括する。
⑺　監事は、本会の事務および会計の監査を行い、その結果を総会で報告する。
⑻　顧問は、本会の目的達成のため助言指導にあたる。

（委員会）

第１０条

本会の活動を円滑に促進するために、以下に定める委員会を置く。

⑴　総合グラウンド運営委員会
⑵　福祉施設建設小委員会

（会　議）

第１１条

⑴　総　　会　　毎年度のはじめに定例総会を開催し、必要に応じて臨時会を開く。
⑵　団体長会議　　年３回、会長が召集する。
⑶　企画委員会、推進部会、実行委員会　　臨時必要に応じて長が召集する。

（会　費）

第１２条

⑴　一般会費　年額　　４００円
⑵　特別会費　年額　１０００円

（経　費）

第１３条

本会の経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１４条

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

夜　市　地　区

貝籠五輪塔

さといも畑

地区名	夜市地区コミュニティ推進協議会　（昭和57年３月14日設立）								
コミュニティ会長名	今　橋　一　男		自治会連合会長名	松　田　三　男		自治会数	25自治会	世帯数	1,021
面積	11.58k㎡	人口	2,658人	男	1,281人	14歳未満	303人	子供率	11.40％
				女	1,377人	65歳以上	755人	高齢化率	28.40％
地区内の公共物	夜市支所、夜市公民館、夜市幼稚園、夜市小学校								
自治会集会所	畑公会堂、才原自治会館　２ヶ所								

【主要地区行事】

やじうままつり

納涼ふれあい盆踊り大会

やじの文化祭

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○夜市地区歓送迎会	10　月	
5　月		11　月	
6　月		12　月	○若山登山道清掃　○やじうままつり
7　月	△防災講演会	1　月	○新春ふれあいの集い
8　月	○夜市地区ふれあい納涼盆踊り大会	2　月	
9　月		3　月	○やじの文化祭

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		夜市地区納涼ふれあい盆踊り大会
総　事　業　費		１８１,６０９円
平均参加者数		６００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		各戸にチラシ配布
スタッフ	関係団体名	夜市地区コミュニティ推進協議会
	関係者数	３０人
	会議回数	５回
特長・工夫 した　こ　と		
気　づ　き　等		

【組織図】

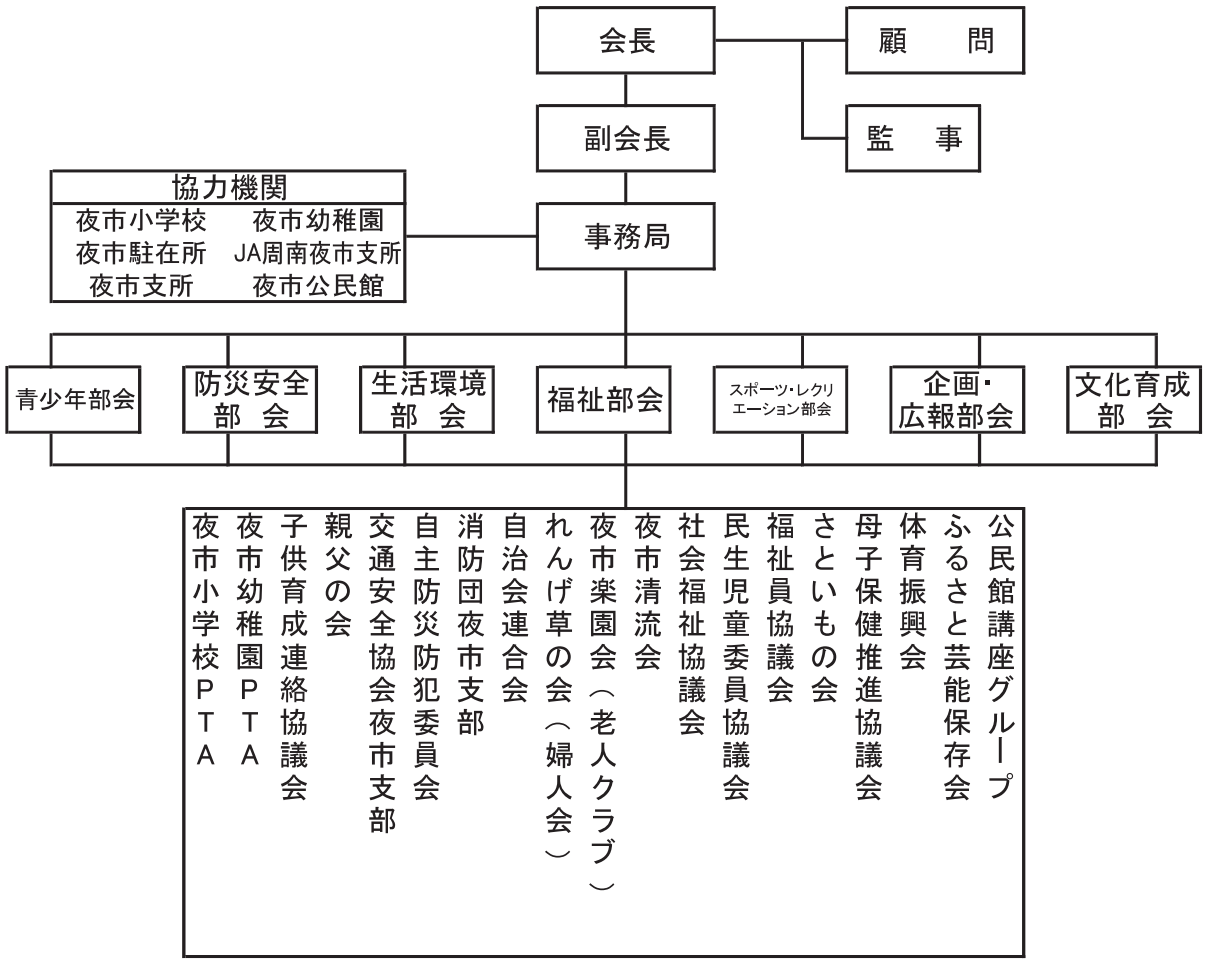
会長
顧　問
副会長
監　事
協力機関
夜市小学校　夜市幼稚園
夜市駐在所　JA周南夜市支所
夜市支所　夜市公民館
事務局
青少年部会
防災安全部会
生活環境部会
福祉部会
スポーツ・レクリエーション部会
企画・広報部会
文化育成部会
公民館講座グループ
ふるさと芸能保存会
体育振興会
母子保健推進協議会
さといもの会
福祉員協議会
民生児童委員協議会
社会福祉協議会
夜市清流会
夜市楽園会（老人クラブ）
れんげ草の会（婦人会）
自治会連合会
消防団夜市支部
自主防災防犯委員会
交通安全協会夜市支部
親父の会
子供育成連絡協議会
夜市幼稚園ＰＴＡ
夜市小学校ＰＴＡ

夜市地区コミュニティ推進協議会規約

（名称）
第１条　この会は、夜市地区コミュニティ推進協議会（以下「本会」という）と称する。
（事務所）
第２条　本会の事務所は、夜市公民館内に置く。
（目的）
第３条　本会は、夜市地区住民がそれぞれ地域連帯感に基づき協力と協調を図って心豊かな住みよいコミュニティをつくるため共通の目標を揚げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（構成）
第４条　本会は各種団体等の代表及びコミュニティ活動に意欲のある者をもって構成する。
（事業）
第５条　本会は、第３条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）教育、文化、福祉、環境整備、防災安全、青少年健全育成等の諸活動の調整、促進に関すること。
（２）地域におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。
（３）その他目的達成に必要な事業。
（専門部）
第６条　本会の事業を推進するため、次の専門部を置く。
（１）企画広報部～各種情報提供、コミュニティ意識のかん養及び本会の総務に関すること。
（２）スポーツレクリェーション部～各種スポーツ並びに保健活動及びレクリェーションに関すること。
（３）福祉部～社会福祉、特に地域福祉、在宅福祉サービスの促進に関すること。
（４）生活環境部～生活改善及び環境整備、美化に関すること。
（５）防災安全部～交通安全、並びに防犯、防災に関すること。
（６）青少年部～青少年の健全育成、校外補導体制の充実に関すること、並びに青年団体の育成等に関すること。
（７）文化育成部～盆踊り、神踊等の保存育成及び生涯学習に関すること。
２　各部会に部長を置き、部会における担当業務を自主的に行うものとする。
３　本会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度特別専門部を設けることができる。
（役員）
第７条　本会に次の役員を置く。

（１）　会　長	１名	（２）　副会長	２名	（３）　部　長	７名
（４）　事務局長	１名	（５）　監　事	２名	（６）　顧　問	若干名

（役員の選出）
第８条　役員の選出は次のとおりとする。
（１）　会長、副会長、監事は総会において選出する。
（副会長２名は、自治会連合会長とれんげ草の会会長とする）
（２）　部長は、各専門部会を担当する委員のうちから選出する。
（３）　顧問、事務局長は会長が委嘱する。
（４）　生活環境部会委員については自治会評議員をもって充てる。
（役員の任務）
第９条　役員の任務は次のとおりとする。
（１）　会長は本会を代表し、会務を総括する。
（２）　副会長、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
（３）　部長は、本会の事業の遂行並びに当該専門部を代表し担当業務を統括する。
（４）　監事は、本会の会計を監査する。
（５）　事務局長は、本会の連絡事務を司る。
（６）　顧問は、会長のもとめに応じ指導助言及び協力を行う。
（役員の任期）
第１０条　役員の任期は２年とし再任を妨げない。役員に変更のあった場合の任期は残任期間とする。
（会議）
第１１条　会議は総会、役員会、部会とし、総会及び役員会は会長が、部会は当該部長が召集しそれぞれ議長となる。
（事務局）
第１２条　本会の会務を処理するため事務局を置く。
２　事務局に事務並びに会計を置き、事務局長が委嘱する。
（会計）
第１３条　本会の経費は、市補助金及び社会福祉協議会助成金並びに事業収入、寄付金その他の収入を持って充てる。
２　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

戸　田　地　区

「神宮あさひの里」（戸田苔谷）

河川観察道「こもれびの道」

地区名	戸田地区コミュニティ推進協議会　（昭和56年７月３日設立）								
コミュニティ会長名	堀　本　　明		自治会連合会長名	清　永　一　彦		自治会数	32自治会	世帯数	1,345
面　積	20.75k㎡	人　口	3,500人	男	1,706人	14歳未満	460人	子供率	13.14％
				女	1,794人	65歳以上	935人	高齢化率	26.71％
地区内の公共物	戸田支所、戸田公民館、桜田幼稚園、戸田小学校、桜田中学校、西消防署西部出張所								
自治会集会所	上苔谷、下苔谷、佐畑、津木西、戸田山、菅原、北河内、友広、中河原、桑原漁港、東阿高浴河原								

【主要地区行事】

新春登山「昇仙峰」

みのりフェスタ

歳末助け合い弁当配布

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○各団体総会	10　月	○地区民大運動会
5　月	○西徳山総合グランド整備	11　月	○みのりフェスタ
6　月		12　月	昇仙峰登山道整備
7　月	△子供見守り活動開始	1　月	○新春登山・新春互礼会
8　月	○盆踊り大会	2　月	○建国記念の日行事
9　月	○敬老の日の集い	3　月	△防災訓練

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		みのりフェスタ（地区民文化祭）
総　事　業　費		１８万円～２０万円
平均参加者数		５００人～６００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		ポスター・チラシ等
スタッフ	関係団体名	各種団体２０余（コミュニティ自主事業）
	関係者数	７０人～８０人
	会議回数	６回
特長・工夫 した　こと		毎年、新しい出品者の掘り起こし、企画に新しいものを加える。
気　づ　き　等		

【組織図】

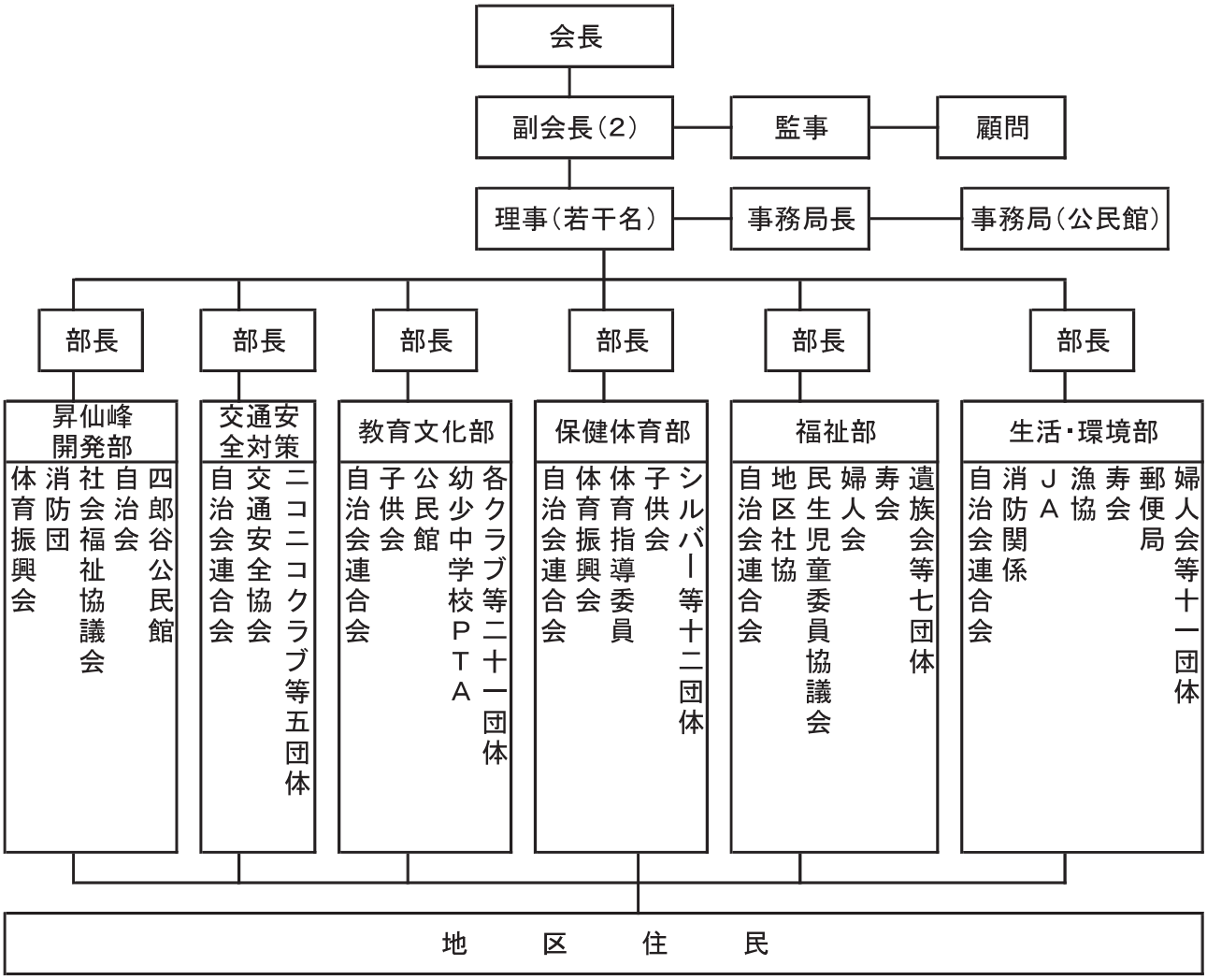
会長
副会長(2)
監事
顧問
理事(若干名)
事務局長
事務局(公民館)
部長
部長
部長
部長
部長
部長
昇仙峰開発部
四郎谷公民館
自治会
社会福祉協議会
消防団
体育振興会
安全対策交通部
ニコニコクラブ等五団体
交通安全協会
自治会連合会
教育文化部
各クラブ等二十一団体
幼少中学校ＰＴＡ
公民館
子供会
自治会連合会
保健体育部
シルバー等十二団体
子供会
体育指導委員
体育振興会
自治会連合会
福祉部
遺族会等七団体
寿会
婦人会
民生児童委員協議会
地区社協
自治会連合会
生活・環境部
婦人会等十一団体
郵便局
寿会
漁協
ＪＡ
消防関係
自治会連合会
地区住民

戸田地区コミュニティ推進協議会規約

（名称）

第　１条　この協議会は、戸田地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第　２条　この協議会は、戸田地区住民がそれぞれ地域連帯感に基づき協力と強調を図って、住みよい地域社会（コミュニティ）をつくるため共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策を図ることを目標とする。

（組織）

第　３条　この協議会は、すみよい地域社会（コミュニティ）づくりに賛同する、地区内各種団体及び機関の長又は世話人並びに自治会の選出した代表者および学識経験者をもって組織する。

（事業）

第　４条　この協議会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　生活、環境、福祉、保健、体育、文化、交通安全に関する集会、講演会、講習会、競技会等地区内のコミュニティ事業の調整、促進

（２）　地域におけるコミュニティ形成のための必要な相談、指導等

（３）　その他目的達成に必要な事業

（役員）

第　５条　この協議会に次の役員を置く。

（１）　会　長　　１名

（２）　副会長　　２名

（３）　部　長　　６名

（４）　理　事　　若干名

（５）　事務局長　　１名

（６）　監　事　　２名

（７）　学識経験者　若干名

（８）　顧　問　　若干名

（専門部）

第　６条　この協議会の活動を促進するために次の専門部を置く。

（１）　生活・環境部

（２）　福祉部

（３）　保健体育部

（４）　教育・文化部

（５）　交通安全部

（６）　昇仙峰開発部

（役員の選出）

第　７条　会長、副会長は総会において選出し、理事は各種団体から選出された者とする。

（２）部長は、当該部員の互選とする。

（３）事務局長は、会長が指名する。

（４）監事は、会員より選出し、学識経験者及び顧問は適任者を会長が指名する。

（任期）

第　８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合、後任者の任期は、前任者の期間とする。

（事務局）

第　９条　この協議会の事務局は戸田公民館に置く。

（会議及び招集）

第１０条　この協議会の会議は、総会、部会及び役員会とし、総会、役員会は会長が、部会は当該部長が必要に応じてその都度招集し、それぞれ議長となる。

（会計）

第１１条　この協議会の経費は補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第１２条　この協議会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（規約の改廃）

第１３条　この協議会の規約の改廃は、総会において行う。

湯　野　地　区

山田家本屋

サン・サンロード

地区名	湯野地区コミュニティ推進協議会　（昭和53年５月10日設立）								
コミュニティ会長名	入江政人		自治会連合会長名	弘中　壽		自治会数	37自治会	世帯数	699
面積	24.79k㎡	人口	1,612人	男	730人	14歳未満	165人	子供率	10.24％
				女	882人	65歳以上	572人	高齢化率	35.48％
地区内の公共物	市役所湯野支所、湯野公民館、湯野幼稚園、湯野小学校、国民宿舎湯野荘、 周南警察署湯野駐在所								
自治会集会所	湯野東、沼田ヶ峠、行田、牧名山、原、古屋、大原、西地区、上河井								

【主要地区行事】

湯野温泉春祭り

湯野ふるさと祭り

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○湯野温泉春祭り	10　月	○湯野地区大運動会
5　月		11　月	○湯野観音岳歩け歩け大会、湯野ふるさと祭り
6　月		12　月	
7　月	○河川一斉清掃	1　月	○新春登山、道祖神火祭り
8　月	○湯野温泉郷夏祭り盆踊り大会	2　月	○建国記念の日奉祝行事
9　月	○敬老会	3　月	○戦没者慰霊祭

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		湯野ふるさと祭り
総　事　業　費		２２０，０００円
平均参加者数		１５０～２００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		チラシ全戸配布
スタッフ	関係団体名	コミュニティ協議会
	関係者数	５０人
	会議回数	２回
特長・工夫 したこと		公民館講座生の作品展示や発表の場もあり、公民館祭も兼ねている。協議会を組織する団体の多くがバザーとして参加している。
気　づ　き　等		

【組織図】

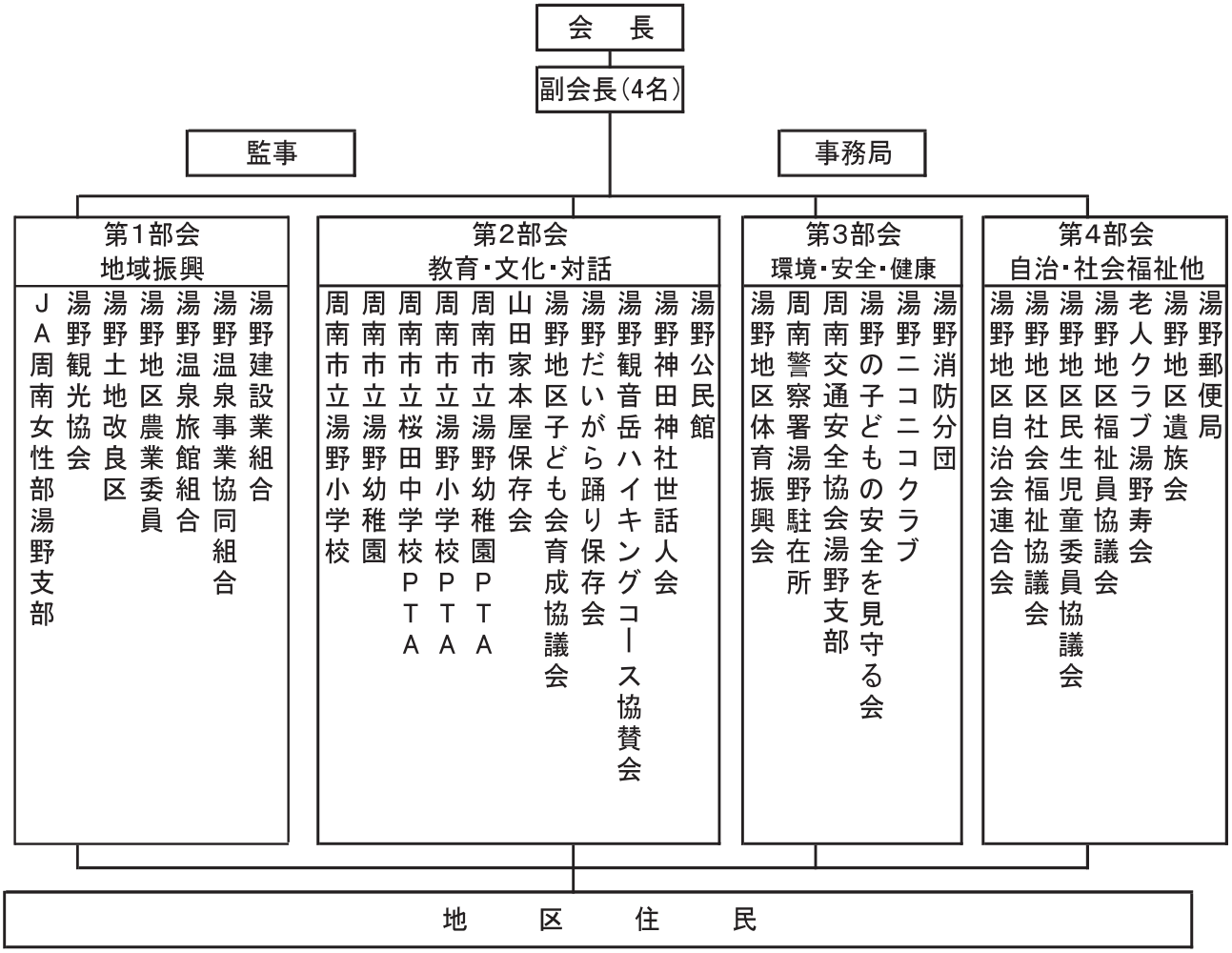
会　長
副会長(4名)
監事
事務局
第1部会
地域振興
湯野建設業組合
湯野温泉事業協同組合
湯野温泉旅館組合
湯野地区農業委員
湯野土地改良区
湯野観光協会
ＪＡ周南女性部湯野支部
第2部会
教育・文化・対話
湯野公民館
湯野神田神社世話人会
湯野観音岳ハイキングコース協賛会
湯野だいがら踊り保存会
湯野地区子ども会育成協議会
山田家本屋保存会
周南市立湯野幼稚園ＰＴＡ
周南市立湯野小学校ＰＴＡ
周南市立桜田中学校ＰＴＡ
周南市立湯野幼稚園
周南市立湯野小学校
第3部会
環境・安全・健康
湯野消防分団
湯野ニコニコクラブ
湯野の子どもの安全を見守る会
周南交通安全協会湯野支部
周南警察署湯野駐在所
湯野地区体育振興会
第4部会
自治・社会福祉他
湯野郵便局
湯野地区遺族会
老人クラブ湯野寿会
湯野地区福祉員協議会
湯野地区民生児童委員協議会
湯野地区社会福祉協議会
湯野地区自治会連合会
地　区　住　民

湯野地区コミュニティ協議会規約

（名称）
第１条　本会は、湯野地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。
（目的）
第２条　この協議会は、湯野地区住民がそれぞれ連帯意識に基づき、協力と協調を図って心豊かなコミュニティの建設に務めるため、共通の活動目標を掲げ、各種団体等の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（事業）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 地域振興、教育文化、社会福祉、体育に関する集会、講演会、講習会、協議会等地区内のコミュニティ事業の調整、促進
(2) 地域におけるコミュニティ形成のために必要な相談、指導等
(3) その他目的達成に必要な事業
（会の構成）
第４条　協議会は、本活動に賛同する湯野地区住民（以下会員）をもって構成する。
（会の組織および運営）
第５条　この協議会の活動を促進するため次の部会をおき、各種団体および機関の代表者をもって組織する。

第１部会	地域振興	第２部会	教育・文化・対話
第３部会	環境・安全・健康	第４部会	自治・社会福祉・その他

（役員）
第６条　この協議会に次の役員をおく。

(1) 会長	１名	(5) 理事	３７名
(2) 副会長	４名	(6) 事務局	若干名
(3) 部会長	４名	(7) 監事	２名
(4) 副部会長	４名		

（役員の選出）
第７条　会長は、理事会において会員の中から選出し、副会長および事務局は会長が指名する。
２　理事は、各種団体および機関の代表者をもって充てる。
３　部会長は、当該部会に係る理事の互選とし、副部会長は部会長が指名する。
４　監事は、理事会において会員の中から選出する。
（役員の任務）
第８条　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　部会長は、当該部会を代表し、その業務を処理する。
４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
５　理事は、会長の求めに応じ、協議立案に参加し、会務の執行、運営にあたる。
６　監事は、本会の資産および経理の監査にあたる。
（評議員会）
第９条　評議員会は、各自治会の代表者をもって組織する。
２　評議員会は、総会に代えるものとする。
（顧問）
第１０条　顧問は、適任者を会長が委嘱する。
２　顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。
（任期）
第11条　役員の任期は、２か年とし、再任を妨げない。但し、任期の途中において変更のあった場合、後任者を充て、残任期間を継承する。
（事務局）
第12条　協議会の事務局は、湯野公民館内におくこととする。
（会議および招集）
第13条　協議会の会議は、理事会、評議員会および部会とし、理事会並びに評議員会は、会長が、部会は、当該部会長が必要に応じてその都度招集し、それぞれ議長となる。
（経費）
第14条　協議会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
２　会費は、年額２００円とする。
（会計年度）
第15条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

大　津　島　地　区

防空砲台跡

レンタルサイクル

地区名	大津島地区コミュニティ推進協議会　（昭和57年３月31日設立）								
コミュニティ会長名	安達壽富		自治会連合会長名	安達壽富		自治会数	14自治会	世帯数	278
面積	8.79k㎡	人口	461人	男	203人	14歳未満	11人	子供率	2.39%
				女	258人	65歳以上	312人	高齢化率	67.68%
地区内の公共物	大津島支所、大津公民館、馬島公民館、大津島幼稚園、大津島小学校、大津島中学校、大津島ふれあいセンター、回天記念館、大津島老人ディサービスセンター、大津島診療所								
自治会集会所	近江、瀬戸浜、刈尾、天ヶ瀬、柳浦、馬島　6ヶ所								

【主要地区行事】

桜まつり

秋季大運動会

ポテトマラソン

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○桜まつり	10　月	
5　月		11　月	○文化祭
6　月		12　月	○ポテト健康マラソン大会
7　月		1　月	
8　月		2　月	○建国記念奉祝大会
9　月	○敬老の日記念式典・○地区運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		桜まつり
総　事　業　費		９０,０００円
平均参加者数		２００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		広報誌（潮流)、チラシ
スタッフ	関係団体名	観光協会等各種団体
	関係者数	４０人
	会議回数	５回
特長・工夫 した　こと		
気　づ　き　等		

【組織図】

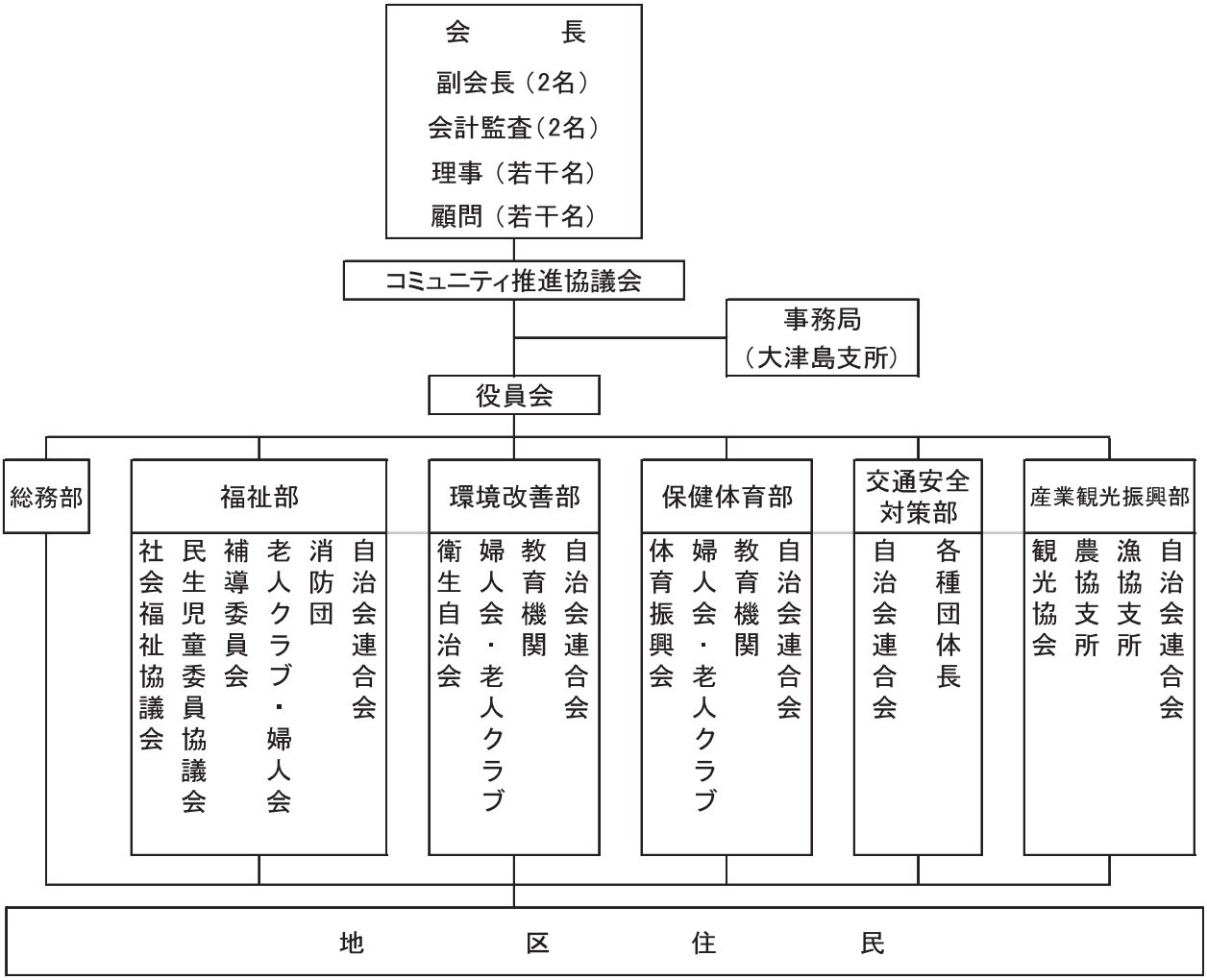
会　長
副会長（2名）
会計監査（2名）
理事（若干名）
顧問（若干名）
コミュニティ推進協議会
事務局
（大津島支所）
役員会
総務部
福祉部
自治会連合会
消防団
老人クラブ・婦人会
補導委員会
民生児童委員協議会
社会福祉協議会
環境改善部
自治会連合会
教育機関
婦人会・老人クラブ
衛生自治会
保健体育部
自治会連合会
教育機関
婦人会・老人クラブ
体育振興会
交通安全対策部
各種団体長
自治会連合会
産業観光振興部
自治会連合会
漁協支所
農協支所
観光協会
地　区　住　民

大津島地区コミュニティ推進協議会規約

（名称）
第１条　この協議会は、大津島地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という）と称する。
（目的）
第２条　この協議会は、大津島地区住民が地域連帯感に基づき協力と協調を図って、住みよい地域社　会を作るため共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（組織）
第３条　この協議会は、住みよい地域社会作りに賛同する各種団体及び機関をもって組織する。
（事業）
第４条　この協議会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。
（１）　教育、文化、体育、福祉等に関する地区諸活動の調整、促進に関すること。
（２）　住みよい地域社会を作るための活動の推進に関すること。
（３）　住みよい地域社会作りに必要な相談、指導、助言に関すること。
（４）　その他、この協議会の目的達成に必要な事業。
（専門部）
第５条　この協議会の活動を促進するために、次の専門部を置く。
（１）　総務部
協議会の統轄、意識の啓もう、地域環境整備のために必要な調査など、コミュニティ作りの　基盤となる事業に関すること。
（２）　福祉部
地区住民の福祉向上に関すること。
（３）　環境改善部
地区の環境衛生に関すること。
（４）　保健体育部
地区民の体力の増進と健康管理に関すること。
（５）　交通安全対策部
定期船及び交通安全対策に関すること。
（６）　産業観光振興部
地区の産業の振興及び観光開発に関すること。
２　各部は、部長、副部長及びその他の必要な役員を置き、この会の目的達成に必要な活動を促進するものとする。
３　必要により特別部会を設けることができる。
（役員）
第６条　この協議会に次の役員を置く。

会　長	１名	顧　問	若干名	会計監査	２名
副会長	２名	事務局長	１名		
理　事	若干名	会　計	１名		

（役員の選出）
第７条　協議会の役員は、次により選出する。
（１）　会長、副会長及び会計監査は、総会において選出する。
（２）　理事は、各種団体及び各専門部の代表をもってあてる。
（３）　事務局長、会計及び顧問は、会長が委嘱する。
（役員の任期）
第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合、後任者の任期　は、前任者の残任期間とする。
（書面による審議）
第９条　会長は、必要があると認める場合は、書面をもってそれぞれの構成団体に意見を求め、総会　の議決に代えることができる。
（会議）
第１０条　会議は、総会、役員会及び事業部会とし、総会及び役員会は会長が、事業部会は、当該部　長が、必要に応じて召集し、それぞれ議長となる。
２　会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数（委任状を含む）　で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（事務局）
第１１条　この協議会の事務局は、大津島支所に置く。
（会計）
第１２条　この協議会の経費は、助成金、寄附金、その他の収入をもってあてる。
（会計年度）
第１３条　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（規約の改廃）
第１４条　この協議会の規約の改廃は、総会において行う。

大　道　理　地　区

大高神山より

魚切りの滝

地区名	大道理をよくする会　（昭和56年７月18日設立）								
コミュニティ会長名	中　村　俊　道		自治会連合会長名	宮　崎　　敏		自治会数	13自治会	世帯数	192
面　積	19.81k㎡	人　口	491人	男	218人	14歳未満	33人	子供率	6.72%
				女	273人	65歳以上	214人	高齢化率	43.58%
地区内の公共物	向道支所、大道理公民館、大道理小学校、ふるさと資料館								
自治会集会所	日野、中村、横川、瀬戸兼、鹿野地　5ヶ所								

【主要地区行事】

ほたる観賞の夕べ

大道理ふるさと祭り

地区大運動会

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○よくする会　○通常総会	10　月	
5　月		11　月	○大道理ふるさと祭り
6　月	○ほたる観賞の夕べ	12　月	○道路一斉清掃
7　月	○道路一斉清掃	1　月	○大高神山　○年頭登山
8　月	○追悼盆踊り大会	2　月	
9　月	○河川一斉清掃　○地区運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		ほたる観賞の夕べ
総　事　業　費		２００,０００円
平均参加者数		３,５００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		・PR 会員を募集して会員名入り灯籠を作成 ・地元パソコン教室でポスターを作成し企業や報道機関へ
スタッフ	関係団体名	大道理をよくする会
	関係者数	５０人
	会議回数	１０～１２回
特長・工夫 した　こと		⑴　旭川沿いの「ホタルロード」や国道沿いに設置された灯籠のほのかな明かりが、周辺の水田に映る自然景観と、川から湧き上がる程のホタルの乱舞はひと時幻想的な世界へ導いてくれる。 ⑵　駐車場が周辺に充分確保されている。 ⑶　河川の清掃、農薬の使用削減、周辺水田の草刈時期調整など地元住民の永年の努力によりホタルの自生が保持できている。
気　づ　き　等		

【組織図】

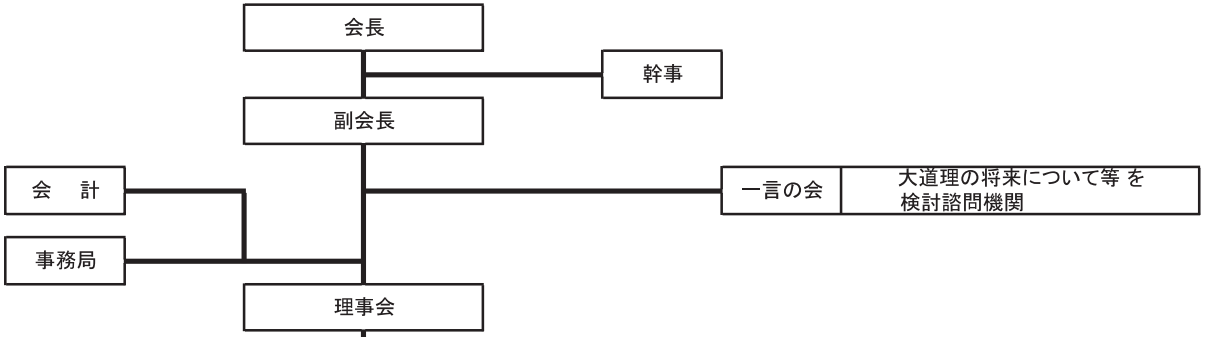

	生活環境部	産業振興部	福祉部	体育振興部	教育文化部	婦人部	連合自治会	実行委員会
構成団体	大高神山を守る会 消防団 交通安全協会 六十路会 さくら会	JA周南青壮年部 朝市グループ	民生委員協 福祉委員協 地区社会協 西福寿会 （老人クラブ） 東福寿会 （老人クラブ）	大道理体育振興会 ソフトボール部 ソフトタッチバレー部 ママさんバレー部 卓　球　部	児童園母の会 子供会 小学校PTA 中学校PTA 小学校 中学校 手踊り保存会 少年補導委員	大道理婦人会 評議員会 JA周南女性部 フレッシュミズ（～39歳） ミドル （40～64歳） エルダー（65歳～） ハンドメイドクラブ	各自治会長 県道3号線改良 推進委員会 （自治会推薦者）	理事会で 実行委員長を選出
	大　道　理　地　区　住　民							
主管行事	産廃処理監視推進 河川や道路の清掃推進 紫陽花の下草刈推進 大道理の遊園地、大道理 案内板の維持管理 大高神山登山道の草刈 消防訓練、出始め式 県道3号改良推進	盆踊り　（8月） 花壇の管理	敬老会（9月） 3世代交流会（12月） 独居老人福祉慰問	運動会　（9月） 年頭登山（1月）	運動会（9月） 子供会花壇の管理 3世代交流会（12月）	ふれあい昼食会（5月） 3世代交流会（12月）		ホタル祭り（6月） 夕涼み会（8月） ふるさと祭り（11月）

大道理をよくする会「コミュニティ推進協議会」　規約

（名　　称）

第１条　　本会は「大道理をよくする会　」（以下本会という）という。

（事 務 局）

第２条　　本会の事務局を大道理公民館内に置く。

（目　　的）

第３条　　本会は住みよい大道理を建設するために、各自治会と各種団体が地域の連帯感（コミュニティ）を深め、助け合いと協調を基に結集し、理想的な地域社会づくりを実現することを目的とする。

（事　　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．教育．文化．体育．福祉．生活環境．産業振興．等に関する地区内の活動の促進と調整
２．会員相互の研修．講演会．研修会．座談会．などの開催
３．地区内のコミュニティ形成に必要な広報活動
４．奉仕活動の実践
５．その他本会の目的達成に必要な事業

（構　　成）

第５条　本会は地区内の各自治会．各種団体並びに本会の趣旨に賛同する会員で構成する。

（組　　織）

第６条　本会の組織活動を促進するために、次の専門部を置く

生活環境部、産業振興部、福祉部、体育振興部、教育文化部、婦人部、自治会連合会

（役員及び任期）

第７条　本会に次の役員を置き任期は２年とする。（但し２期４年を限度とし再任は妨げない）
役員に変更があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

１．会長　１名、　副会長　２名、会計１名、監事　２名、
２．理事（専門部部長４名、教育文化部代表２名、婦人部代表２名、連合自治会代表１名）

（役員の選出）

第８条　本会の役員は次により選出する。

１．会長　．副会長１名．会計．監事　は総会において選出する。
２．残りの副会長１名には連合自治会長（又は副会長）１名　を充てる。
３．理事は各専門部の構成団体で部長１名選出､教育文化部代表２名､婦人部代表２名を選出、連合自治会で代表１名を選出し届け出る。
４．会長が特別に顧問を置く場合は総会の承認を得る。
５．実行委員長は理事会の推薦により充てる。

（会　　議）

第９条　本会は次の会議を招集する

１．会議は　総会．理事会．役員会．団体長会．専門部会．実行委員会とする。
２．総会は毎年１回会長が役員、顧問、各自治会長、各団体長及び会員を招集し会長又は副会長が議長を努める
３．理事会、役員会、団体長会は会長が必要に応じて招集し会長又は副会長が議長を努める。
４．専門部会は専門部長が招集し部長が議長を努める。
５．実行委員会は実行委員長が招集し実行委員長が議長を努める。

（経費と会計年度）

第１０条　本会の経費と会計年度は次のようにする

１．経費は会費及び補助金．寄付金．その他収入を充て、会費は総会で決める。
２．会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（規約の改正）

第１１条　本会の規約の改正は総会において定める。

大　向　地　区

向道ダム（向道湖）山口県最初の県営ダム

金　峰　山

地区名	大向コミュニティ推進協議会　（昭和56年６月30日設立）								
コミュニティ会長名	藤　本　敏　路		自治会連合会長名	宮　崎　　敏		自治会数	13自治会	世帯数	196
面　積	14.86k㎡	人　口	443人	男	206人	14歳未満	19人	子供率	4.29%
				女	237人	65歳以上	196人	高齢化率	44.24%
地区内の公共物	大向公民館、大向小学校、向道中学校、向道湖ふれあいの家								
自治会集会所	五味、田代、門前、獄、石の原、黒瀬、横瀬　7ヶ所								

【主要地区行事】

向道湖まつり

地区・小学校合同運動会

ふるさと祭り

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○向道湖祭	10　月	
5　月		11　月	○ふるさと祭り
6　月		12　月	
7　月		1　月	○年頭登山　○ふれあいの集い　○どんど焼き
8　月	○納涼夏祭り	2　月	
9　月	○運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		
総　事　業　費		
平均参加者数		
集客方法または P　R　方　法		
スタッフ	関係団体名	
	関係者数	
	会議回数	
特　長・　工　夫 し　た　こ　と		すべてにおいて力を入れている。地区内で「助け合う」、「寄り添いあう」、「支えあう」を肝に銘じふれあいをしている。
気　づ　き　等		

【組織図】

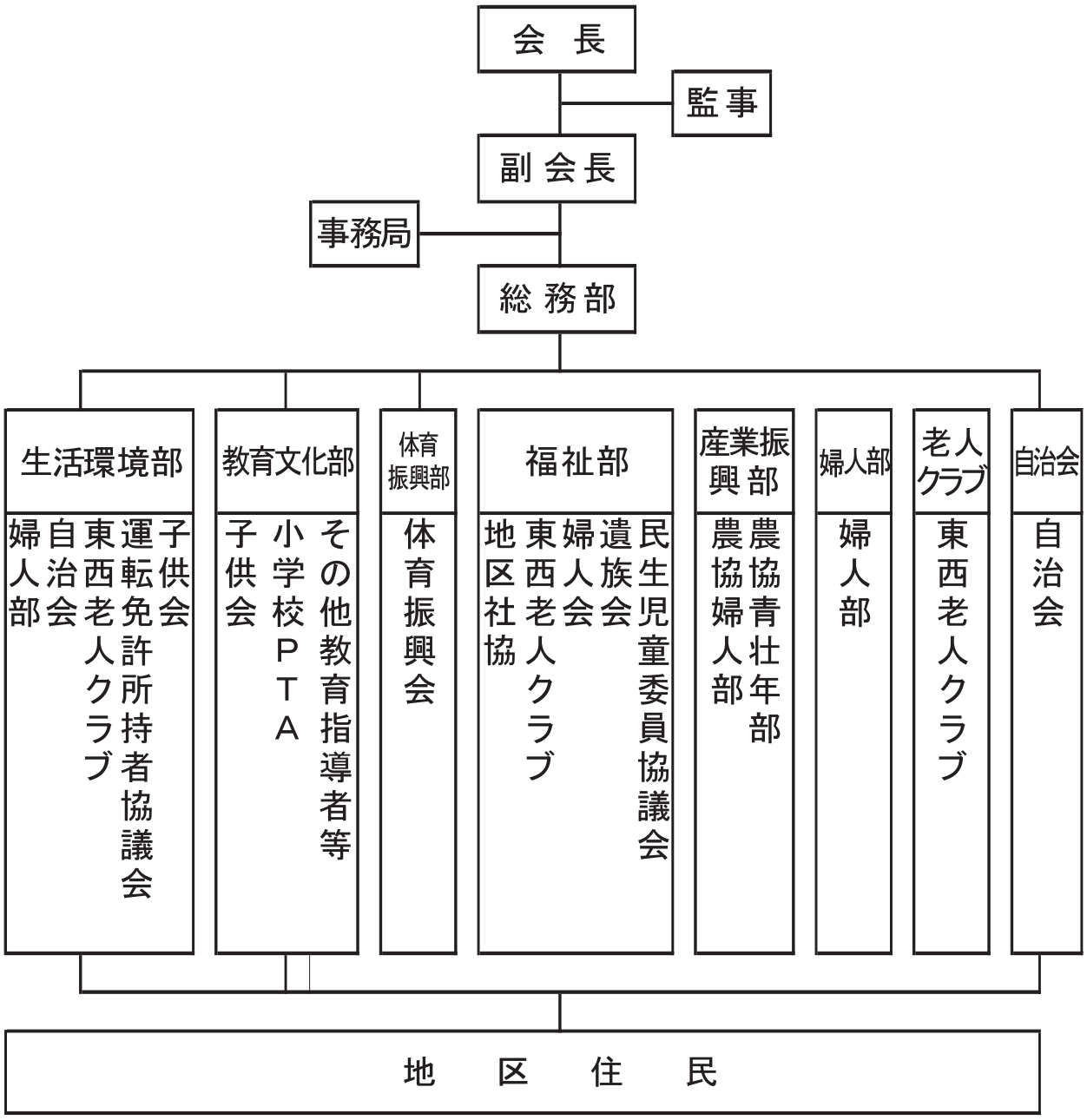
会　長
監事
副会長
事務局
総務部
生活環境部
子供会
運転免許所持者協議会
東西老人クラブ
自治会
婦人部
教育文化部
その他教育指導者等
小学校ＰＴＡ
子供会
体育振興部
体育振興会
福祉部
民生児童委員協議会
遺族会
婦人会
東西老人クラブ
地区社協
産業振興部
農協青壮年部
農協婦人部
婦人部
婦人部
老人クラブ
東西老人クラブ
自治会
自治会
地　区　住　民

大向コミュニティ推進連絡協議会　規約

（ 規 約 ）

第１条　　本会は、大向コミュニティ推進連絡協議会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を大向公民館に置く。

（ 目 的 ）

第２条　　本会は、大向地区住民が各々連帯意識に基づき、よく協力と協調を図って、心豊かな、住みよい地域づくりを進めていくために、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と、促進を図ることを目的とする。

（ 事 業 ）

第３条　　本会は前条の、目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）教育、文化、体育、福祉等に関する、地区内諸活動の調整、促進に関すること。

（2）地域におけるコミュニティ形成に必要な相談、指導などに関すること。

（3）その他、本会の目的達成に必要な事業。

（ 構 成 ）

第４条　　本会は、次の者をもって構成する。

（1）各自治会長、及び各種団体長、並びに本会に賛同する者。

（2）本会に顧問を置くことができる。

（ 組 織 ）

第５条　　本会の組織活動を促進するため、次の事業部を置く。

総務部、生活環境部、教育文化部、体育振興部、福祉部、産業振興部、婦人部

（ 役 員 ）

第６条　　本会に、次の役員を置く。

会長１名、副会長３名、監事２名、事業部長７名、事業副部長１１名

（ 役員の選出 ）

第７条　　本会の役員は、次により選任する。

（1）会長、副会長、監事は、総会において選出する。

（2）事業部長、事業副部長は、各部会より推薦し、総会において承認を得る。

２．顧問は、会長が委嘱する。

（ 役員の任期 ）

第８条　　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（ 会 議 ）

第９条　　会議は、総会、役員会、及び事業部会とし、総会及び役員会は会長が、事業部会は部長が招集し、夫々議長となる。又、会長は、必要に応じて外の会議を開くことができる。

２．総会は、役員、顧問、自治会長、並びに各種団体長をもって構成する。

（ 経 費 ）

第１０条　　本会の経費は、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって当てる。

（会計年度）

第１１条　　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

（ 規約の改正 ）

第１２条　　本会の規約の改正は、総会にて行う。

長　穂　地　区

ほたるの里「長穂」

長穂念仏踊り

地区名	住みよい長穂をつくる協議会　（昭和56年８月５日設立）								
コミュニティ会長名	小　野　武　人		自治会連合会長名	小　野　武　人		自治会数	15自治会	世帯数	356
面　積	15.6k㎡	人　口	916人	男	451人	14歳未満	58人	子供率	6.33%
				女	465人	65歳以上	286人	高齢化率	31.22%
地区内の公共物	長穂支所、長穂公民館、長穂児童園、長穂小学校、翔北中学校、長穂駐在所								
自治会集会所	茁地、合下、宮の原、別分、市　自治会館　５ヶ所								

【主要地区行事】

長穂ほたる祭り

長穂地区産業文化祭

炭倉山年頭登山

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○総会　○歓送迎会	10　月	○住みよい長穂を考える集い
5　月		11　月	○産業文化祭　○地域のおじさんおばさん運動 ○炭倉山清掃
6　月	○ほたる祭り	12　月	○各種団体連絡協議会
7　月	○地域のおじさんおばさん運動	1　月	○炭倉山年頭登山　○駅伝大会＆どんど焼き ○地域のおじさんおばさん運動
8　月		2　月	
9　月	○合同運動会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		長穂ほたる祭り
総　事　業　費		約１６０万円
平均参加者数		４，０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		チラシ、市へ情報提供、HP 掲載、駅前電光掲示板の利用
スタッフ	関係団体名	長穂ほたる祭り実行委員会
	関係者数	３３人（代表者のみ）
	会議回数	８回
特長・工夫 したこと		平成１８年度から実行委員会形式での運営。ほたるのくす球が恒例。
気　づ　き　等		

【組織図】

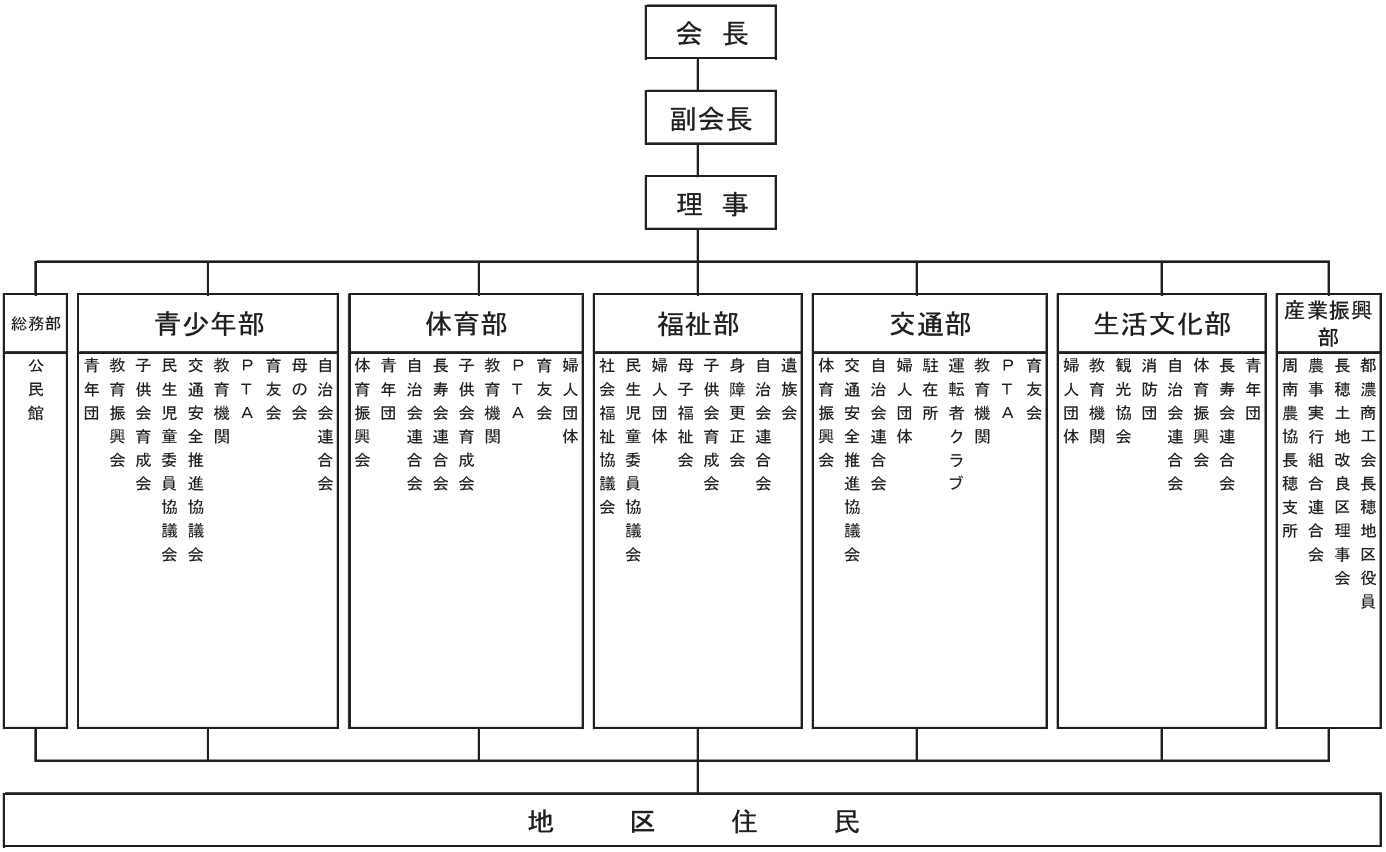
会　長
副会長
理　事
総務部
公民館
青少年部
青年団
教育振興会
子供会育成会
民生児童委員協議会
交通安全推進協議会
教育機関
PTA
育友会
母の会
自治会連合会
体育部
体育振興会
青年団
自治会連合会
長寿会連合会
子供会育成会
教育機関
PTA
育友会
婦人団体
福祉部
社会福祉協議会
民生児童委員協議会
婦人団体
母子福祉会
子供会育成会
身障更正会
自治会連合会
遺族会
交通部
体育振興会
交通安全推進協議会
自治会連合会
婦人団体
駐在所
運転者クラブ
教育機関
PTA
育友会
生活文化部
婦人団体
教育機関
観光協会
消防団
自治会連合会
体育振興会
長寿会連合会
青年団
産業振興部
周南農協長穂支所
農事実行組合連合会
長穂土地改良区理事会
都濃商工会長穂地区役員
地　区　住　民

住みよい長穂をつくる協議会会則

（目　的）

第１条　　この会は、長穂地区住民が地域の連体感（コミュニティ）を深め、助け合いと強調の基に、心豊かな住みよい長穂をつくるため共通の目的を掲げ、各種団体等の組織活動の促進を図ることを目的とする。

（名　称）

第２条　　この会は、住みよい長穂をつくる協議会（以下「協議会」）と称する。

（事務局）

第３条　　協議会の事務局は、長穂公民館内に置く。

（構　成）

第４条　　協議会は、地区内の自治会及び各種団体の代表をもって組織する。

（事　業）

第５条　　協議会は、第１条の目的達成のため、次の事業を行う。

①　住みよい地域社会をつくるための活動の推進に関すること。
②　住みよい地域社会づくりに必要な助言、指導、相談に関すること。
③　関係諸団体の活動の調整と促進に関すること。
④　その他、目的達成に必要な事項。

（専門部）

第６条　　協議会は前条の事業を行うため、次の専門部を置く。

①　総務衛生部…企画、啓蒙、会の総括及び衛星活動。
②　青少年部　…青少年健全育成のための諸活動。
③　体育部　　…体育及びレクリェーション活動。
④　福祉部　　…福祉増進の諸活動。
⑤　交通部　　…交通安全のための活動。
⑥　生活文化部…生活及び文化活動。
⑦　産業振興部…産業、経済の振興活動。

2.　各部に部長、副部長を置く。また、必要な役員を置くことができる。

3.　各部は、自主的に協議会の目的達成に必要な活動をするものとする。

（役　員）

第７条　　協議会に次の役員を置き任期は２年とする。ただし役員に変更があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

会長　１名、　副会長　２名、　理事　若干名、　監事　２名、　顧問　若干名

（役員の選出）

第８条　　役員の選出は、次のとおりとする。

(ア) 会長は、自治会連合会長をもってあてる。
(イ) 副会長は、１名を自治会連合会副会長をあて、もう１名は会長が総会の承認を経て任命する。
(ウ) 理事は、部長の外、会長が必要と認める団体の代表者で総会が承認したものとする。
(エ) 監事は、会長が総会の承認を経て任命する。
(オ) 顧問は、会長が委嘱する。

（会　議）

第９条　　会議は総会、理事会、部会とし、総会、理事会は会長が召集し議長となる。
部会は当該部長が召集し議長となる。

（総会への付議事項）

第１０条　総会には次の事項を付議する。

①　規約の改廃
②　事業計画、予算
③　事業報告、決算
④　理事会で必要と認める事項
⑤　その他、会長が必要と認める事項

（経　費）

第１１条　協議会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2.　前項の会費は総会で決める。

（会計年度）

第１２条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

須　々　万　地　区

神　具　岩

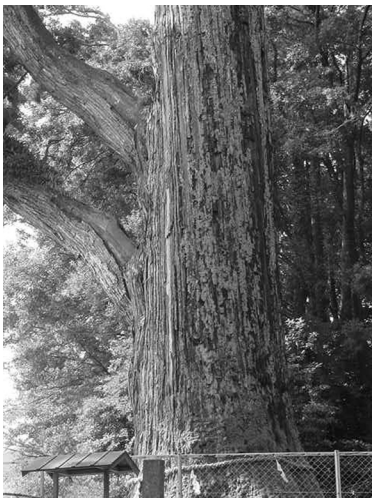

大　玉　杉

地区名	須々万地区まちづくり推進協議会　（昭和56年８月１日設立）								
コミュニティ会長名	小　田　敏　雄		自治会連合会長名	小　田　敏　雄		自治会数	22自治会	世帯数	2,047
面　積	29.5k㎡	人　口	5,227人	男	2,516人	14歳未満	664人	子供率	12.70％
				女	2,711人	65歳以上	1,284人	高齢化率	24.56％
地区内の公共物	須々万支所、須々万公民館、須々万幼稚園、須々万保育園、沼城小学校、須々万中学校 徳山北高等学校、農村環境改善センター、北消防署北部分遣所								
自治会集会所	奥光、片地上、下本城、友国、山手、井手下、高樋、東和奈古、西和奈古、下牛の毛 上牛の毛、上若　１２ヶ所								

【主要地区行事】

ふれあい盆踊＆花火大会

八朔祭り（大名行列）

ふれあい文化祭

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○須々万地区歓送迎会 (中止)	10　月	○第 44 回須々万地区市民運動会
5　月	○まちづくり推進協議会役員会・総会	11　月	△国民文化祭やまぐち 2006 出演 △北部ブロック人権教育講演会
6　月	○ふれあいハイキング	12　月	△すすま健康プラン全世帯アンケート
7　月	○水と緑の一斉大奉仕作業	1　月	○新春歩こう大会 ○地区凧揚げ＆どんど焼き大会
8　月	○ふれあい盆踊り＆花火大会、○八朔まつり	2　月	○第 35 回周北武道大会
9　月	○敬老会 (中止)	3　月	○プルタブを集めて車イスを贈ろう！ 「車イス贈呈式」

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		須々万地区ふれあい盆踊り＆花火大会
総　事　業　費		1，000，000円
平均参加者数		3，000人
集客方法または P　R　方　法		地区だより等のチラシによる PR ケーブルテレビによる PR
スタッフ	関係団体名	まちづくり推進協議会、地区社会福祉協議会
	関係者数	実行委員会 16 人、準備片付けスタッフ約 50 人
	会議回数	4 回
特長・工夫 したこと		ゴミの分別収集が毎回問題になっているが、今回は中学生ボランティアを活用したり、収集場所を 2 箇所に減らして、ごみパトロールを強化している。
気　づ　き　等		

【組織図】

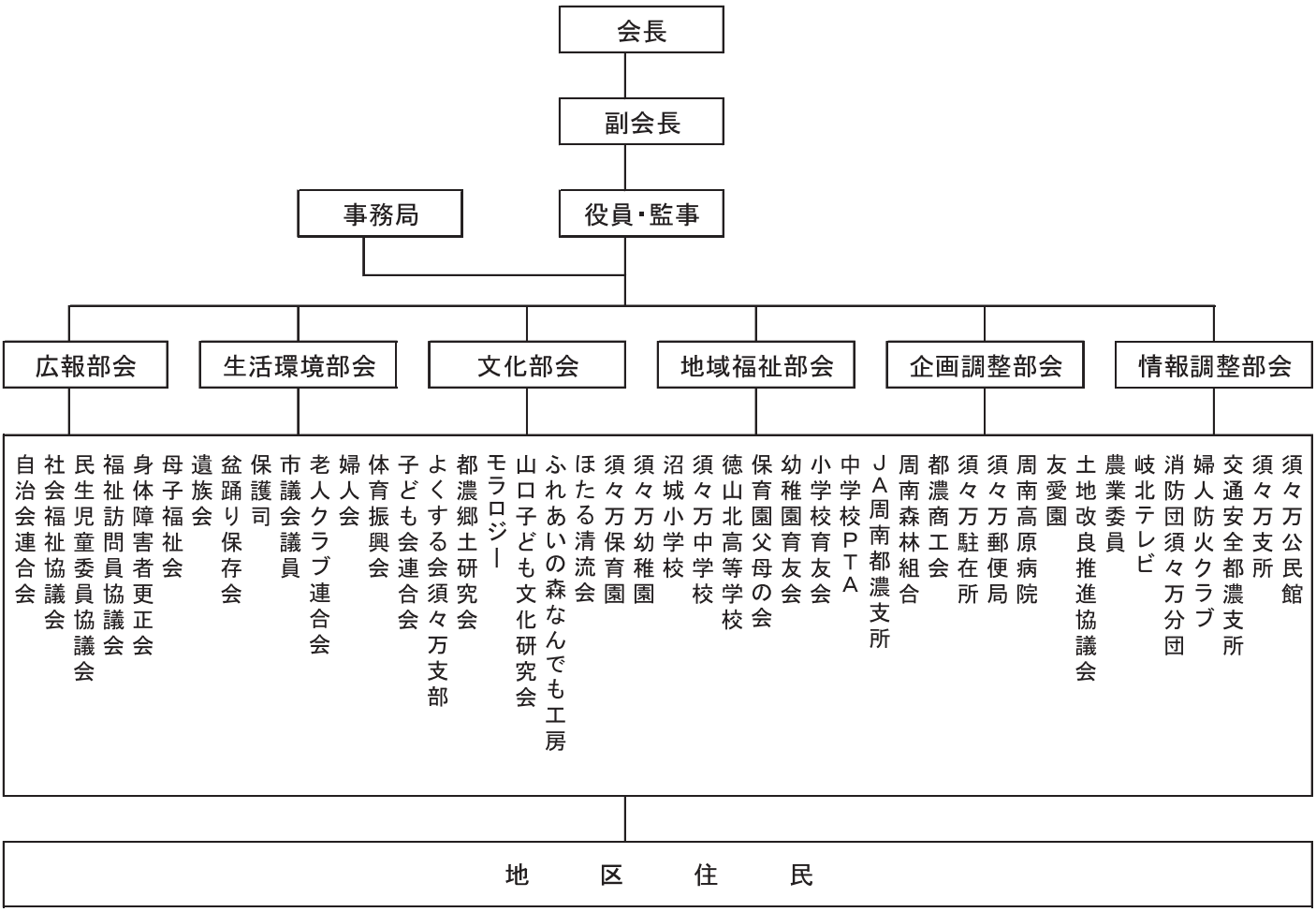
会長
副会長
事務局
役員・監事
広報部会
生活環境部会
文化部会
地域福祉部会
企画調整部会
情報調整部会
自治会連合会
社会福祉協議会
民生児童委員協議会
福祉訪問員協議会
身体障害者更正会
母子福祉会
遺族会
盆踊り保存会
保護司
市議会議員
老人クラブ連合会
婦人会
体育振興会
子ども会連合会
よくする会須々万支部
都濃郷土研究会
モラロジー
山口子ども文化研究会
ふれあいの森なんでも工房
ほたる清流会
須々万保育園
須々万幼稚園
沼城小学校
須々万中学校
徳山北高等学校
保育園父母の会
幼稚園育友会
小学校育友会
中学校ＰＴＡ
ＪＡ周南都濃支所
周南森林組合
都濃商工会
須々万駐在所
須々万郵便局
周南高原病院
友愛園
土地改良推進協議会
農業委員
岐北テレビ
消防団須々万分団
婦人防火クラブ
交通安全都濃支所
須々万支所
須々万公民館
地　区　住　民

須々万地区まちづくり推進協議会規約

（名称）
第１条　この会は、須々万地区まちづくり推進協議会という。
（目的）
第２条　この会は、地区住民が強い連帯意識の元に、心豊かな住みよいまちの実現に向けて話し合い、参加するコミュニティ活動を推進することを目的とする。
（事業）
第３条　この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
（ア）まちづくり推進にかかる住民意識の啓発、情報交換に関すること。
（イ）地域におけるコミュニティ形成に必要な課題の検討協議に関すること。
（ウ）この会の会員が行う諸活動の連絡、調整および指導、援助に関すること。
（エ）その他この会の目的達成に関すること。
（組織）
第４条　この会は各自治会並びに各機関、団体（別表）の職員、会員、団体等を持って組織する。
（委員）
第５条　この会に代議員として委員をおき、各自治会ならびに各機関、団体（別表）および第９条の専門部会の代表者をあてる。
（役員）
第６条　この会に次の役員を置く。

会　　長	１名	副 会 長	１名	理　　事	若干名
事務局長	１名	事務局員	若干名	監　　事	２名

２　役員の任期は２年とする。ただし、役員に変更のあった場合は、前任者の残任期間とする。
（役員の選出）
第７条　この会の役員は、次により選出する。
（ア）　会長・副会長及び監事は、理事会において会員の中から選出し、総会で承認する。
（イ）　理事は、自治会連合会理事及び各専門部会長並びに市議会議員が、これにあたり、他に、別表（B,C,D,E各グループより各２名）より選出したもので構成する。
（ウ）　事務局長・事務局員は、会長が指名し、役員会で承認する
（役員の任務）
第８条　会長は、この会を代表し、会議を統括する。
２　副会長は、会長を補佐する。
３　理事は役員会を構成し会務にあたる。
４　事務局長は、この会の事務を処理する。
５　監事は、この会の会計を監査し、その結果を役員会、総会において報告する。
（専門部会）
第９条　この会に第２条の目的達成のため、次の専門部会を設置する。
⑴　広報部会
地区だよりの発行、その他の広報活動により情報の交換、啓発活動等の促進に関すること。
⑵　生活環境部会
環境衛生、交通安全、保健衛生、その他生活課題にかかる事項の研修、啓発活動、改善対策の促進に関すること。
⑶　文化部会
文芸、美術、音楽、芸能、郷土史等に関する学習活動の推進、研修グループの育成、促進に関すること。
⑷　地域福祉部会
福祉のネットワークづくり、青少年健全育成活動の組織化、ボランティアグループの醸成等の促進に関すること。
⑸　企画調整部会
イベント行事等をはじめ、この会の活動について、総合的な企画検討・提案を行う。また、それらの実行組織づくり、調整に関すること。
⑹　その他
その他、この会の目的達成に必要な事業を行うために、別に部会を設置することができる。
２　専門部会に部会長及び副部会長をおき、部会員の互選とする。
３　専門部会の部会員の構成及びその活動方針については、別に定める。
（会議）
第10条　この会の会議は、総会、役員会として、部会は必要に応じ部会長が召集する。
⑴　総会～定期総会は年１回、また臨時総会は必要に応じ開催し、規約の改廃、事業計画及び収支予算案など重要事項を審議する。
⑵　役員会～定例役員会は必要に応じ会長が招集し、この会の会務及び主要案件について審議決定する。
⑶　会長は、必要と認めた場合、役員会にはかり、協議事項にかかる小委員会を設けることができる。
（事務所）
第11条　この会の事務所を須々万公民館に置く。
（会計）
第12条　この会の経費は、会費、助成金、その他の収入をもってあてる。
２　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

中　須　地　区

棚田風景

イルミネーション

地区名	中須をよりよくする会　（昭和57年２月11日設立）								
コミュニティ会長名	松　村　千　昭		自治会連合会長名	古　谷　幸　男		自治会数	22自治会	世帯数	431
面　積	37.3k㎡	人　口	957人	男	439人	14歳未満	46人	子供率	4.81%
				女	518人	65歳以上	409人	高齢化率	42.74%
地区内の公共物	中須支所、中須公民館、中須保育園、中須小学校、中須中学校、中須診療所 大田原自然の家、中須地区総合運動場、中須伝統芸能伝承館								
自治会集会所	柏山、相地、中須朴、中須市、杉山、新杉山、野口、久保、畑、阿田川、阿田川上、阿田岡 東山、野段、戻路、大田原　１６ヶ所								

【主要地区行事】

7月　揉山

11月　産業祭

2月　10マイルレース

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○理事会　○総会　○コミュニティ講演会	10　月	○中須地区市民運動会
5　月	△赤松平ハイキング	11　月	○産業文化祭　○プランター植替え
6　月	○地区総合運動場　清掃・整備	12　月	○ツリー点灯式
7　月	○プランター植替え　○御田頭祭揉山	1　月	○おだいし山に登ろう会　○夜神楽
8　月	○追悼盆踊り	2　月	○菅野湖畔 10 マイルレース
9　月	○敬老会	3　月	○福寿大会

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		中須地区産業文化祭
総　事　業　費		約２３万円
平均参加者数		３００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		コミュニティ紙「ふれあい中須」での呼びかけとともに、PR チラシの全戸配布
スタッフ	関係団体名	産業文化祭実行委員会
	関係者数	２５人
	会議回数	５回
特　長・　工　夫 し　た　こ　と		豚の炭火焼の試食コーナー（無料)、中須地区の各団体の調理した食事コーナー 中須地区に伝わる久保神楽の上演
気　づ　き　等		平成 19 年度はルーラルフェスタとタイアップして、会場を中須地区総合運動場に移し、規模を拡大して開催

【組織図】

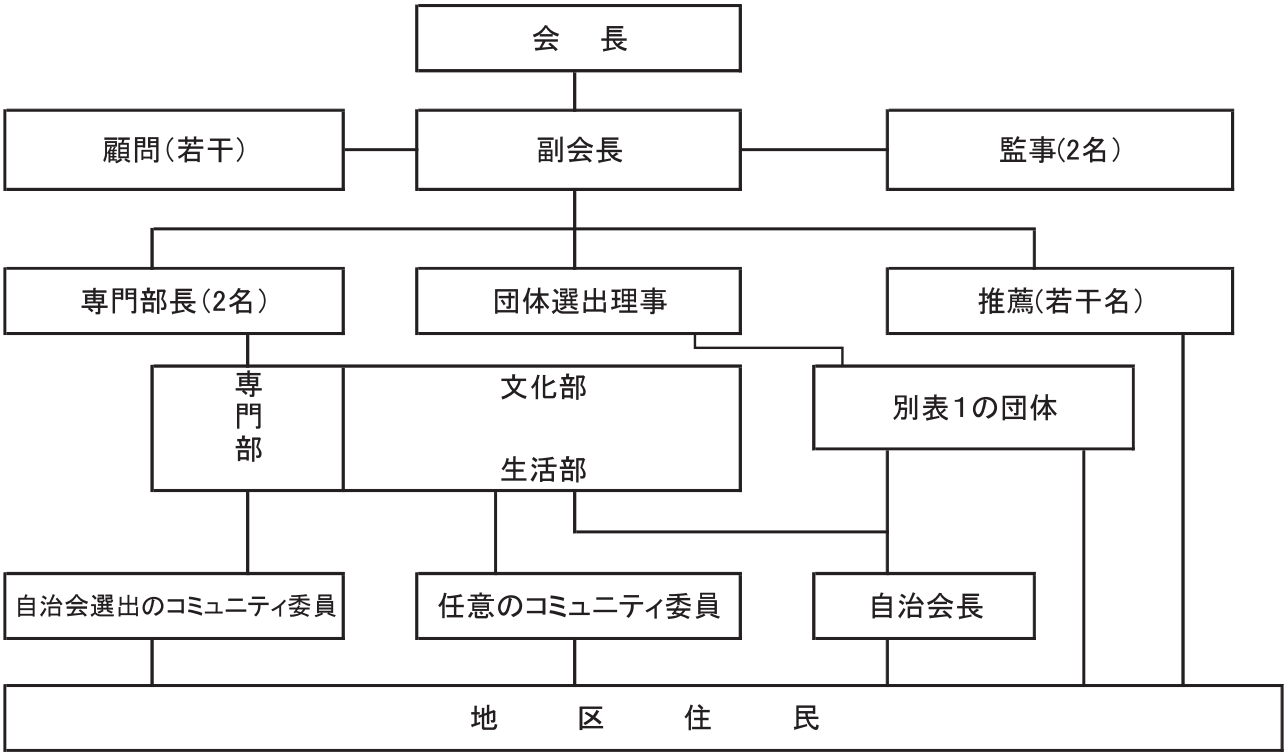

【別表１の団体】

自治会連合会	中須公民館	民生児童委員協議会	戻路杖踊り保存会
社会福祉協議会	市役所中須支所	福祉員協議会	愛林会
体育振興会	中須保育園	母子福祉会	棚田清流の会
福寿会連合会	中須小学校	障害者福祉会	久保神楽保存会
子ども会育成連絡協議会	中須中学校	遺族会	交通安全対策協議会
中須小学校ＰＴＡ	中須駐在所	土地改良推進協議会	
中須中学校ＰＴＡ	中須郵便局	農業委員	
中須保育園父母の会	消防団北第４分団	青少年育成連絡協議会	

中須をよりよくする会規約

（目的）

第１条　この規約は、中須地区住民および関係者がお互いに協力しあい、助けあって快適で豊かな住みよい中須地区を作るため、コミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本会は、「中須をよりよくする会」と称する。

（事業）

第３条　本会は、目的達成のため次の事業を行う。

(1) 住みよい地域社会を作るための活動の推進に関すること。

(2) 住みよい地域社会づくりに必要な指導、助言、相談に関すること。

(3) 関係諸団体の活動の連絡調整および促進に関すること。

(4) その他、目的達成に必要なこと。

（専門部）

第４条　本会の活動を促進するため次の専門部をおき、部員はコミュニティ委員等をもってあてる。

(1) 文化部　　(2) 生活部

２　専門部に部長を置き、部員の互選とする。

（コミュニティ会員）

第５条　会員は、中須地区住民および関係者をもって構成する。

（コミュニティ委員）

第６条　コミュニティ委員は、自治会および別表１に掲げる団体、並びに第４条の専門部から選出する。自治会選出委員は、当該自治会長のほか１０世帯以上の自治会では男女各１名合わせて３名、１０世帯未満の自治会では２名とする。団体選出委員は、団体の代表者１名、専門部選出委員は、各部若干名とする。

２　コミュニティ委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に変更があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第７条　本会に次の役員を置き、任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更があった場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

会　長　　１名　　副会長　　２名　　理　事　１９名及び若干名

監　事　　２名　　顧　問　若干名

（役員の選出）

第８条　役員の選出は、次のとおりとする。

会長は、理事会が推薦し総会の承認を得る。副会長は、理事会で男女１名を推薦し総会の承認を得る。理事は、専門部長２名、自治会連合会より２名、別表１の団体より１３名及び会長が指名し理事会で承認を得た若干名をもってあてる。監事は、コミュニティ委員の中から互選する。顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の任務）

第９条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

３　理事は、理事会を組織し、事業推進のために協議する。

４　監事は、本会の運営会計を監査する。

５　顧問は、会長の諮問に応じる。

（会議）

第 10 条　会議は、総会、理事会、専門部会とする。

２　総会は、代議員制とし、コミュニティ委員をもって代議員とする。総会は年１回とし、必要あるときは、臨時に招集することができる。

３　総会に付議する事項は、予算、決算、事業計画、規約の改正、その他必要な事項とする。

４　総会は、会長が招集し、代議員の過半数により成立し、議決は出席者の２分の１以上をもって決する。

５　理事会は必要に応じて会長が招集する。

６　専門部会は必要に応じて部長が招集する。

（会計）

第 11 条　本会の経費は、事業収入、寄附金、補助金、その他の収入をもってあてる。

会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第 12 条　本会の事務局は中須公民館に置き、事務局長には、公民館長をあてる。

須　金　地　区

雲海

もみじパーク草刈り

地区名	生きがいのある須金をつくる会　（昭和56年９月30日設立）								
コミュニティ会長名	内　山　浩　昭		自治会連合会長名	河　村　卓　二		自治会数	17自治会	世帯数	280
面積	48.75k㎡	人口	515人	男	222人	14歳未満	9人	子供率	1.75%
				女	293人	65歳以上	310人	高齢化率	60.19%
地区内の公共物	須金支所、須金公民館、須磨小学校、須金中学校、農村環境改善センター 老人ディサービスセンター								
自治会集会所	楽々谷、兼田、中原、上市、中市、長谷、北山、松室、長渡路、峰畑、下市　　１１ヶ所								

【主要地区行事】

ふれあい収穫祭

なし・ぶどう祭

運動会

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○大津島との交流会	10　月	
5　月	○生きがいのある須金をつくる会総会	11　月	○もみじパーク下刈作業及び菅野湖沿道草刈り活動 ○須金地区ふれあい収穫祭
6　月	○もみじパーク下刈作業及び菅野湖沿道草刈り活動 △川根地区視察	12　月	
7　月	○錦川流域河川一斉清掃	1　月	
8　月	○須金なし・ぶどう祭	2　月	○「建国記念の日」奉祝行事（国道434号線沿道清掃）
9　月	○大津島との交流会	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		須金なし・ぶどう祭
総　事　業　費		８００,０００円
平均参加者数		２,０００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		地区内各戸、市内北部地域、八代、広瀬にチラシ配布 各報道機関へ周知
スタッフ	関係団体名	地区内の団体全て
	関係者数	５０人程度
	会議回数	７回
特長・工夫 した　こと		特産物である梨・ぶどうを活用して、地区のふれあいと活性化を図るのはもちろんのこと、伝統芸能である「須金獅子舞」を復活させるなど、毎年新たな試みをしている。
気　づ　き　等		

【組織図】

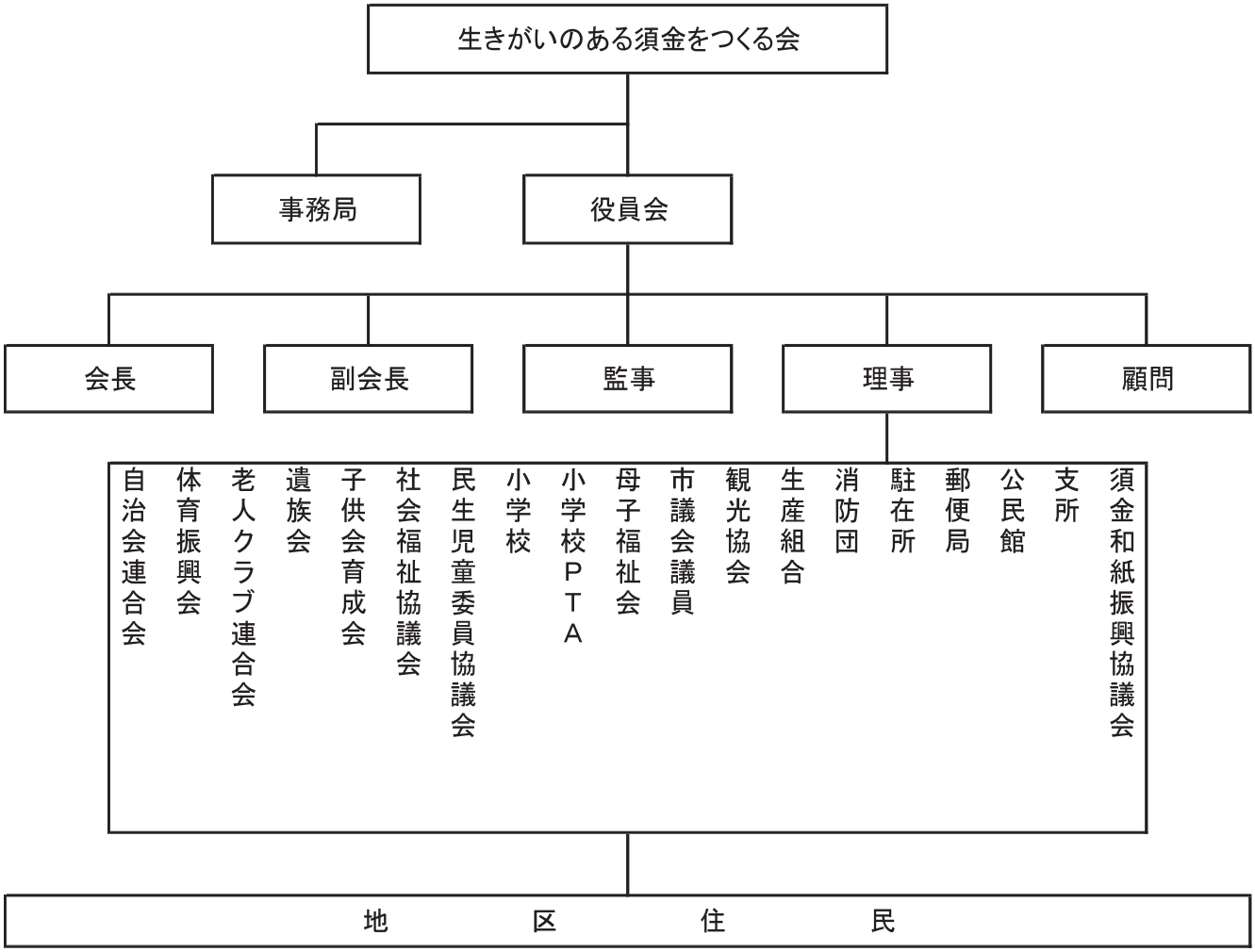
生きがいのある須金をつくる会
事務局
役員会
会長
副会長
監事
理事
顧問
自治会連合会
体育振興会
老人クラブ連合会
遺族会
子供会育成会
社会福祉協議会
民生児童委員協議会
小学校
小学校ＰＴＡ
母子福祉会
市議会議員
観光協会
生産組合
消防団
駐在所
郵便局
公民館
支所
須金和紙振興協議会
地区住民

生きがいのある須金をつくる会　会則

（名称）
第１条　この会は、生きがいのある須金をつくる会「以下会という」と称します。
（目的）
第２条　この会は、須金地区民が協調しあいながら、生きがいのある住みよい須金をつくるため、共通の目標を掲げて、地区の諸団体・機関の活動の調整と施策の促進を図ることを目的とします。
（事業）
第３条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。
１　生きがいのある住みよい須金をつくるための活動の推進
２　生きがいのある須金をつくるために必要な相談・指導・助言に関すること
３　関係諸団体の活動の促進・連絡・調整に関すること
４　その他、この会の目的達成上必要な事業
（構成）
第４条　この会は、生きがいのある須金づくりをめざす各種団体・機関の代表者及び理事会が推薦する篤志者をもって組織します。
（専門部）
第５条　この会は、必要に応じて専門部・委員会をおくことができます。
（役員）
第６条　この会に、次の役員をおきます。
会長１名、副会長２名、監事２名、理事・顧問若干名、事務局長１名
（役員の選出）
第７条　この会の役員は、次により選出します。
１　会長は、総会で互選し、副会長・監事及び理事は、会長が総会の承認を得て任命します。
２　顧問は、総会の承認を得て委嘱します。
３　専門部および委員会を設置した場合その長は、理事の中から互選します。
（会議）
第８条　会議は、総会・理事会・専門部会・委員会とし、総会・理事会は会長が、専門部会・委員会は、その長が召集し、議長となります。
（役員の任期）
第９条　この会の役員の任期は、１年とし再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。
（経費）
第１０条　この会の経費は、助成金・寄付金・その他の収入をもってあてます。
（会計年度）
第１１条　この会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わります。
（会則の改廃）
第１２条　この会則の改廃は、総会において行います。

鹿　野　地　区

漢陽寺の「曲水庭」

長野山緑地公園

地区名	明るく元気な鹿野をつくる会（鹿野地区）　（昭和18年３月30日設立）								
コミュニティ会長名	一　原　英　樹		自治会連合会長名	原　　勝　己		自治会数	45自治会	世帯数	1,796
面　積	181.46k㎡	人　口	4,070 人	男	1,892 人	14 歳未満	358 人	子供率	8.80%
				女	2,178 人	65 歳以上	1,562 人	高齢化率	38.38%
地区内の公共物	鹿野こどもすくすくセンター、鹿野母子保健センター、鹿野わかもの定住センター、鹿野せせらぎパーク 鹿野豊鹿里パーク、長野山緑地等使用施設、鹿野総合体育館、鹿野図書館、鹿野総合支所、鹿野学校給食センター 鹿野中学校、鹿野小学校、鹿野幼稚園、大潮田舎の店、鹿野保育園、鹿野高齢者生産活動センター 石船温泉憩いの家、鹿野斎場、北消防署、県立鹿野高等学校、鹿野交番、ごみ埋立処分地施設、鹿野プール 鹿野庭球場、山村広場、鹿野診療所、ふれあい広場、鹿野公民館								
自治会集会所	片山公民館、西河内公会堂、中津公民館、美保自治会館、石ヶ谷自治会館、堤公民館、柏原集会所 大地庵集会所(大地庵子供の家)、大町公民館、大町集会所、上大町公民館、奥大町公民館、合ノ川公民館 細野公民館、細野上公民館、大泉若草公民館、上の原ふれあい館、垂門公民館、田原公民館、古野公民館 今井公民館、仁保津公民館、杉の河内集会所、秘密尾公民館、奥谷公民館、郷公民館、菅蔵公民館（27ヶ所）								

【主要地区行事】

川で遊ぼう（川で学ぶ）

「明るく元気なKANOっ子隊」ふるさとまつり出演

ホタルの夕べコンサート

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○各種関係団体事業計画表調整	10　月	○「明るく元気なKANOっ子隊」ふるさとまつり・鹿高祭出演　○大臼餅つき
5　月	○お米を作ろう（田植え）	11　月	△マーチングバンド演奏会 △映画「ヘレンケラーを知っていますか」上映
6　月	○地区一斉清掃　○ホタルの夕べコンサート	12　月	○お正月の準備をしよう
7　月		1　月	
8　月	○川で遊ぼう　△わかりやすい金融セミナー	2　月	○ふるさとの食材を使っておいしい料理を作ろう
9　月	○稲刈りをしよう	3　月	

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

お米を作ろう（田植）

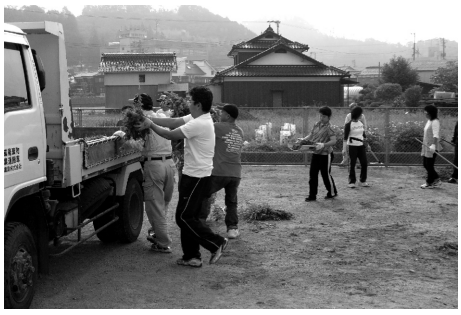

地区一斉清掃

稲刈りをしよう

ふるさとの食材を使っておいしい料理を作ろう

【組織図】

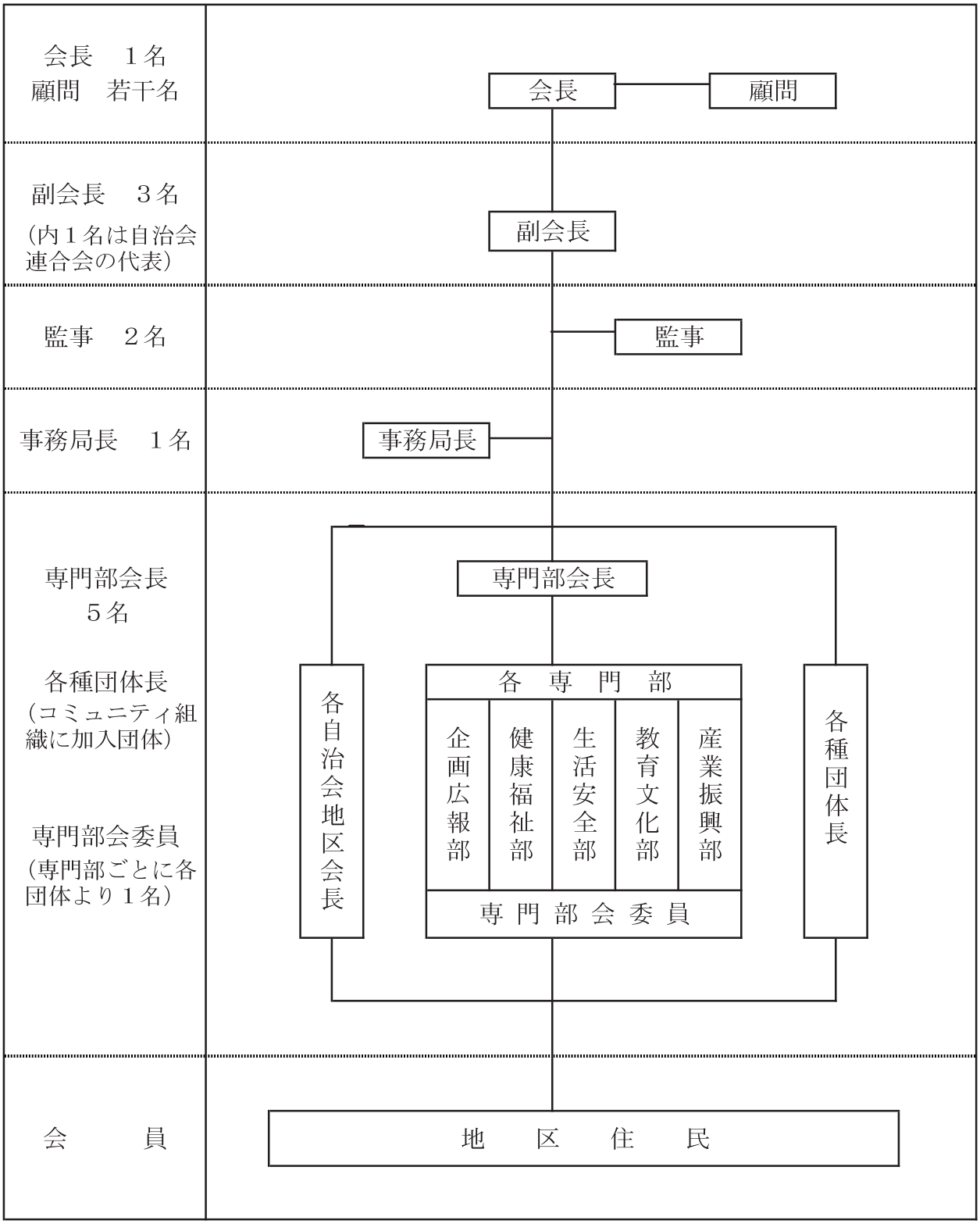
会長　１名
顧問　若干名
会長
顧問
副会長　３名
（内１名は自治会連合会の代表）
副会長
監事　２名
監事
事務局長　１名
事務局長
専門部会長
５名
各種団体長
（コミュニティ組織に加入団体）
専門部会委員
（専門部ごとに各団体より１名）
専門部会長
各自治会地区会長
各　専　門　部
企画広報部
健康福祉部
生活安全部
教育文化部
産業振興部
専 門 部 会 委 員
各種団体長
会　　員
地　区　住　民

明るく元気な鹿野をつくる会規約

（名称）
第１条　この会は、「明るく元気な鹿野をつくる会」（以下「本会」という。）と称する。
（目的）
第２条　本会は、鹿野地区住民がそれぞれ地域連帯感に基づき協力と協調を図って、心豊かな住みよい地域社会をつくるために、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（構成）
第３条　本会は、本会の目的に賛同する各種団体及び鹿野地区住民をもって構成する。
（事業）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。
⑴　教育、文化、保健・体育、福祉、環境整備、防災安全、青少年健全育成、産業振興等の諸活動の調整、促進に関すること。
⑵　地域におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。
⑶　その他目的達成に必要な事業。
（専門部）
第５条　本会の事業を推進するため、次の専門部を置く。
⑴　企画広報部～各種情報提供、コミュニティ意識の高揚及び本会の総務に関すること。
⑵　健康福祉部～地区住民の健康増進及び保健衛生活動の促進並びに地域福祉、在宅福祉サービスの促進に関すること。
⑶　生活安全部～環境衛生及び環境整備、美化並びに交通安全及び防犯、防災に関すること。
⑷　教育文化部～教育・文化の振興と伝統芸能の保存・育成及び青少年の健全育成に関すること。
⑸　産業振興部～産業の振興及び観光開発に関すること。
２　専門部は、専門部会委員をもって構成する。専門部会委員は、各部会に属する団体から１名選出する。
３　各専門部に、部会長、副部会長を置く。また、必要な役員を置くことができる。
４　各部は、自主的に本会の目的達成に必要な活動をするものとする。
５　本会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度、別に専門部を設けることができる。
（役員）
第６条　本会に次の役員を置く。
⑴　会　長　　１名　　⑵　副会長　　３名　　⑶　部会長　　５名　　⑷　事務局長　　１名　　⑸　監　事　　２名
２　本会に顧問を置くことができる。
（役員の選出）
第７条　役員の選出は次のとおりとする。
⑴　会長、副会長、監事は総会において選出する。ただし、副会長３名の内１名については、鹿野自治会連合会の代表者をもって充てる。
⑵　部会長は、各専門部会委員のうちから選出する。
⑶　顧問、事務局長は会長が委嘱する。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は次のとおりとする。
⑴　会長は本会を代表し、会務を総括する。
⑵　副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
⑶　部会長は、本会の事業の遂行並びに当該専門部を代表し担当業務を統括する。
⑷　監事は、本会の会計監査を行う。
⑸　事務局長は、本会の事務及び会計を総括する。
⑹　顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力を行う。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は２年とし再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合の任期は残任期間とする。
（会議）
第１０条 会議は総会、役員会、専門部会とし、総会及び役員会は会長が、専門部会は当該部会長が召集しそれぞれ議長となる。
２　総会は、役員、各種団体長及び自治会連合会地区会長ならびに専門部会委員をもって構成する。
３　総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。
４　総会は、次の事項を審議する。
⑴　事業報告及び事業計画に関すること。
⑵　決算及び予算に関すること。
⑶　役員の選出に関すること。
⑷　規約の改廃に関すること
⑸　その他本会の運営に関する重要事項に関すること。
５　役員会は、第６条に掲げる役員をもって構成する。
６　役員会は、次の事項を審議する。
⑴　第４項に掲げる事項。
⑵　本会運営の企画立案に関すること。
⑶　まちづくりに関する重要な事項。
⑷　その他会長が必要と認めた事項。
（事務局）
第１１条　本会の事務局は、鹿野公民館内に置く。
（会計）
第１２条　本会の経費は、補助金及び助成金並びに事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。
２　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。
（その他）
第１３条　本規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。
附　則
この規約は、平成１８年３月３１日から施行する。

大　河　内　地　区

柱松

地区名	大河内地区コミュニティ推進協議会　（平成19年４月１日設立）								
コミュニティ会長名	村　川　哲　夫		自治会連合会長名			自治会数	34自治会（3連合自治会を含む）	世帯数	1,420
面積	約 6.3k㎡	人口	3,627 人	男	1,735 人	14 歳未満	445 人	子供率	12.27％
				女	1,892 人	65 歳以上	867 人	高齢化率	23.90％
地区内の公共物	大河内小学校、大河内公民館								
自治会集会所	此原、上河内、院内、上笠野、中笠野、下笠野、幸が丘、清光台、自由が丘								

【主要地区行事】

夏祭りバザー

公民館まつりもちつき

大河内花いっぱい運動花苗配布

◎ 平成18年度の主な行事

4　月		10　月	
5　月	生涯学習のまちづくり大河内地区推進協議会並びに大河内地区ふれあい連絡協議会平成１８年度総会	11　月	○大河内公民館まつり
6　月	○大河内花いっぱい運動第１０弾「サルビア」と「日々草」	12　月	○大河内公民館大掃除
7　月		1　月	
8　月	○第２３回大河内ふれあい夏祭り	2　月	
9　月		3　月	△コミュニティ設立総会

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		大河内ふれあい夏祭り
総　事　業　費		１９年度で２２３，７２２円
平均参加者数		４００人程度
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		コミュニティ広報紙及び当日のアナウンスカーによる巡回
スタッフ	関係団体名	コミュニティの会員
	関係者数	８３団体
	会議回数	４回
特長・工夫 した　こと		伝統行事柱松をメインとした夏祭りであり、今年はコミュニティが設立され１回目の祭りであったため､大河内地区出身のハヌルのオンステージを催した｡コミュニティ体育振興部会ではニュースポーツの普及として「ヒューストン」（吹き矢）のコーナーを設けた。	
気　づ　き　等			

【組織図】

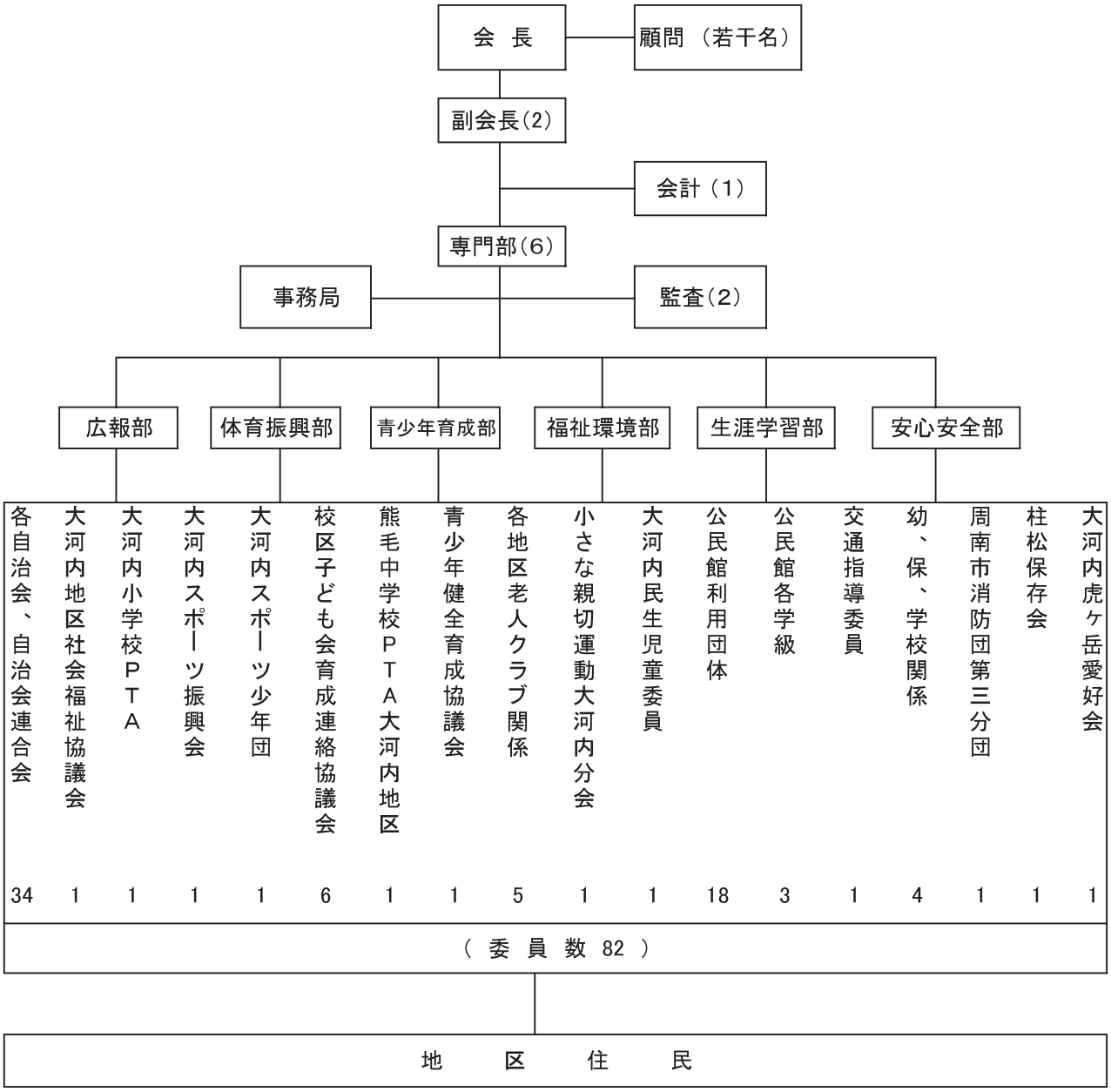

大河内地区コミュニティ推進協議会規約

（名　称）

第１条　この会は、大河内地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、大河内地区住民の自主性と創造性により、地域連帯感を深め、協力と協調を図って、安心して暮らせる住みよい活力ある地域社会をつくることを目的とする。

（構　成）

第３条　協議会は、協議会の活動に賛同する各種団体及び大河内地区住民をもって構成する。

（事　業）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

⑴　教育、文化、福祉、環境整備、防災安全、青少年健全育成等の地区内諸活動の調整、促進に関すること。

⑵　地区内におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。

⑶　その他目的達成に必要な事業。

（専門部）
第５条　協議会の事業を推進するため次の専門部を置く。
⑴　広　報　部 ～ 各種情報提供、コミュニティ意識の高揚に関すること。
⑵　体育振興部 ～ 住民健康増進のための、スポーツ及びレクリエーション活動に関すること。
⑶　福祉環境部 ～社会福祉、地域福祉、保健衛生活動の促進及び生活環境の整備、美化に関すること。
⑷　安心安全部 ～交通安全及び防犯、防災に関すること。
⑸　青少年育成部～青少年の健全育成に関すること。
⑹　生涯学習部 ～文化の振興、伝統文化の保存・育成等の生涯学習の推進に関すること。
２　専門部は、専門部会委員をもって構成する。専門部会委員は各部会に属する団体、グループ毎に１名選出する。
３　各専門部に部会長、副部会長を置く。また、必要な役員を置くことができる。
４　各部は、自主的に協議会の目的達成に必要な活動をするものとする。
５　協議会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度、別に専門部を設けることができる。
（役　員）
第６条　協議会に次の役員を置く。
⑴　会長　　１名　　⑵　副会長　　２名　　⑶　部会長　　６名
⑷　事務局長　１名　　⑸　会計　　１名　　⑹　監査　　２名
２　協議会に顧問を置くことができる。
（役員の選出）
第７条　役員の選出は次のとおりとする。
⑴　会長、副会長、会計及び監査は総会において選出する。
⑵　部会長は、各専門部会委員のうちから選出する。
⑶　顧問、事務局長は会長が委嘱する。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は次のとおりとする。
⑴　会長は協議会を代表し、会務を総括する。
⑵　副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
⑶　部会長は、協議会の事業の遂行並びに当該専門部を代表し担当業務を統括する。
⑷　会計は、本協議会の会計を総括する。
⑸　監査は、協議会の会計監査を行う。
⑹　事務局長は、協議会の事務を総括する。
⑺　顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力を行う。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は１年とし再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合の任期は残任期間とする。
（会　議）
第１０条　会議は総会、役員会、専門部会とし、総会及び役員会は会長が、専門部会は当該部会長が召集しそれぞれ議長となる。
２　会議は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
３　総会は、役員、各種団体長及び連合自治会長並びに自治会長をもって構成する。
４　総会は年１回とする。ただし、特に必要があるときは臨時にこれを召集することができる。
５　総会は、次の事項を審議する。
⑴　事業計画及び事業報告に関すること。
⑵　予算及び決算に関すること。
⑶　役員の選任に関すること。
⑷　規約の改廃に関すること。
⑸　その他協議会の運営に関する重要事項。
６　役員会は、第６条第１項第１号から第５号に掲げる役員をもって構成する。
７　役員会は、次の事項を審議する。
⑴　第５項に掲げる事項
⑵　協議会運営の企画立案に関すること。
⑶　その他会長が必要と認めた事項。
（事務局）
第１１条　協議会の事務局は、大河内公民館内に置く。
（会　計）
第１２条　協議会の経費は、会費、補助金及び助成金並びに事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。
２　会費は、一戸当たり年額１００円とする。
３　協議会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。
（その他）
第１３条　本規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則
この規約は平成１９年４月１日から施行する。

和　田　地　区

津田恒美投手顕彰碑

妻咲野の生誕地の種田山頭火句碑

地区名	和田の里づくり推進協議会　（平成19年６月22日設立）							
コミュニティ会長名	池　田　正　和		自治会連合会長名	伊　藤　禎　亮		自治会数	32自治会	世帯数	721
面　積	41.8k㎡	人　口	1,729人	男	822人	14歳未満	174人	子供率	10.06％
				女	907人	65歳以上	638人	高齢化率	36.90％
地区内の公共物	市役所和田支所、公民館、和田小学校、和田中学校、和田駐在所、米光保育園、高瀬郵便局 JA周南和田支所、島地川ダム管理支所、周南森林組合和田事業所、特別養護老人ホーム福寿荘 社会福祉法人つくし園							
自治会集会所	矢地峠集会所、馬神集会所、平木集会所、和田老人憩いの家、夏切集会所、中村公会堂、林集会所、 大原集会所、高瀬集会所、西迫下集会所、打木野集会所　計11箇所							

【主要地区行事】

高瀬の旬をクィーン祭

和田の里　納涼夏祭り

和田総合祭り

◎ 平成18年度の主な行事

4　月	○高瀬の旬をクィーン祭	10　月	○和田総合祭り
5　月	○総　会	11　月	○ルーラル 315・376 フェスタ
6　月	○トワイライトフェスティバル	12　月	○クリスマスプレゼント配布
7　月	○津田投手杯交流野球大会	1　月	○どんど焼き集会
8　月	○和田の里納涼夏祭り	2　月	○定例協議会
9　月	○和田地区敬老会	3　月	○和田レクリエーション大会

※ 恒例行事は○、臨時的行事は△

◎ 地区コミュニティで一番力を入れている行事

行　事　名		和田総合祭り
総　事　業　費		２４０,０００円
平均参加者数		８００人
集客方法または Ｐ　Ｒ　方　法		チラシ（和田地区全戸配布）・市内公共施設マスコミへチラシの配布・市広報へ掲載
スタッフ	関係団体名	和田の里づくり推進協議会
	関係者数	６０人
	会議回数	３回
特長・工夫 したこと		和田公民館祭りに併せて産業祭、収穫祭、スポーツ大会と地域をあげて開催
気　づ　き　等		車での来場者が多い為、駐車場の数が少ない

【組織図】

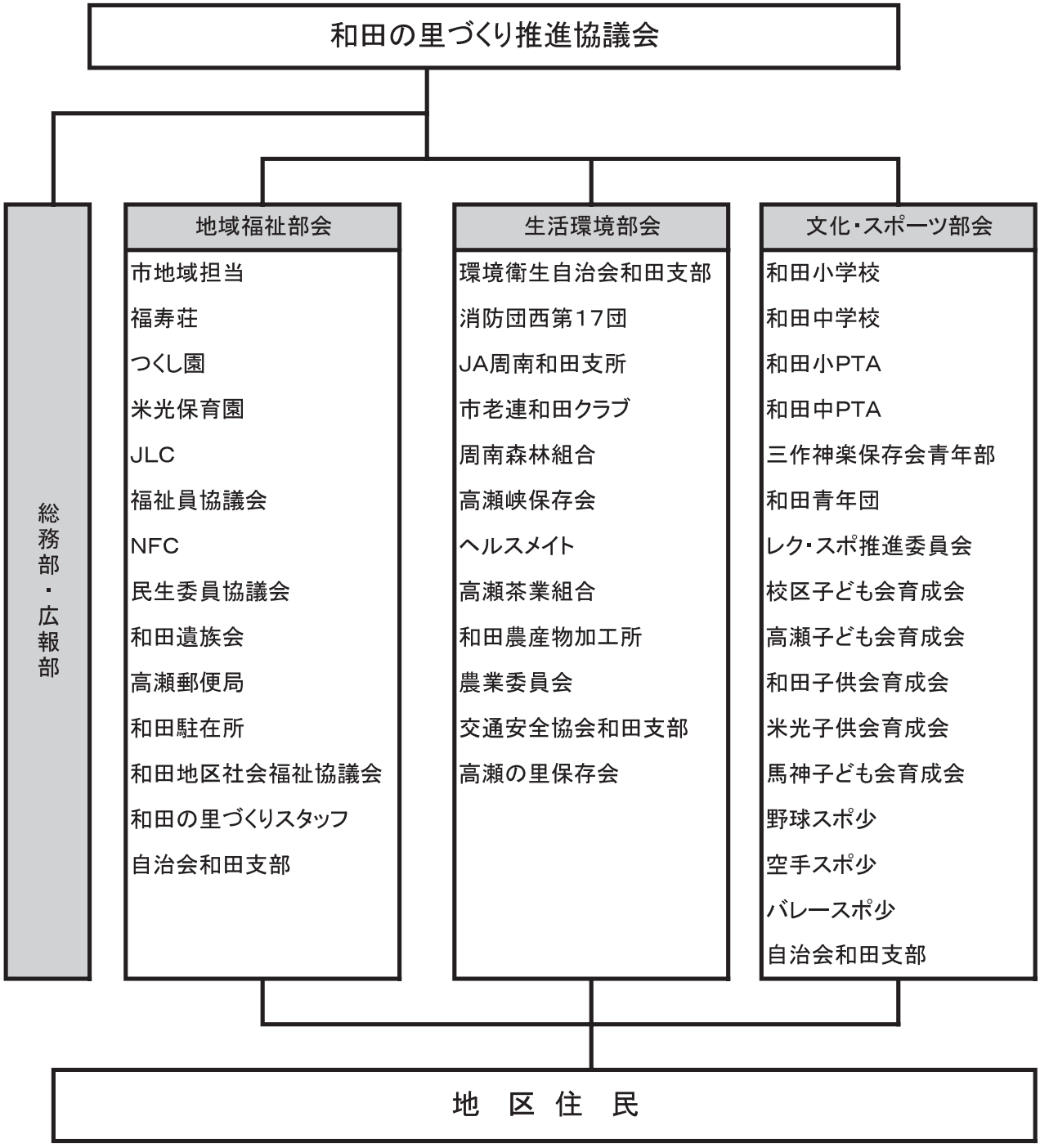
和田の里づくり推進協議会
総務部・広報部
地域福祉部会
市地域担当
福寿荘
つくし園
米光保育園
JLC
福祉員協議会
NFC
民生委員協議会
和田遺族会
高瀬郵便局
和田駐在所
和田地区社会福祉協議会
和田の里づくりスタッフ
自治会和田支部
生活環境部会
環境衛生自治会和田支部
消防団西第17団
JA周南和田支所
市老連和田クラブ
周南森林組合
高瀬峡保存会
ヘルスメイト
高瀬茶業組合
和田農産物加工所
農業委員会
交通安全協会和田支部
高瀬の里保存会
文化・スポーツ部会
和田小学校
和田中学校
和田小PTA
和田中PTA
三作神楽保存会青年部
和田青年団
レク・スポ推進委員会
校区子ども会育成会
高瀬子ども会育成会
和田子供会育成会
米光子供会育成会
馬神子ども会育成会
野球スポ少
空手スポ少
バレースポ少
自治会和田支部
地　区　住　民

和田の里づくり推進協議会規約

（名称及び所在地）
第１条　この会、和田の里づくり推進協議会 (以下「協議会」という。) と称し、事務局を和田公民館内に置く。
（範　囲）
第２条 協議会の範囲は、和田小学校区とする。
（目　的）
第３条　住民相互の民主的な協議に基づき、心豊かな住みよい地域社会を築くことを目的とする。
（事　業）
第４条　　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
　⑴　和田地区行事の推進及び参加に関すること。
　⑵　地域におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。
　⑶　各種団体との連絡及び調整に関すること。
　⑷　その他目的を達成するために必要な事業。
（構　成）
第５条　協議会は、協議会の目的に賛同する各種団体及び和田地区住民及び和田地区に勤務する者をもって構成する。
（専門部会）
第６条　協議会の事業を推進するため、次の専門部会を置く。
　⑴　地域福祉部会～地区住民の健康増進及び保健衛生活動の促進並びに地域福祉、在宅サービスの促進に関すること。
　⑵　生活環境部会～環境衛生及び環境整備、美化並びに交通安全及び防犯、防災に関すること。
　⑶　文化・スポーツ部会～文化・スポーツの振興と伝統芸能の保存・育成及び青少年の健全育成に関すること。
　２　専門部会は、専門部会委員をもって構成する。専門部会委員は、各部会に属する団体から１名選出する。
　３　各専門部会に、部会長、副部会長を置く。また、必要な役員を置くことができる。
　４　各部は、自主的に協議会の目的達成に必要な活動をするものとする。
　５　協議会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度、別に専門部会を設けることができる。
（役 員）
第７条 協議会に次の役員を置く。
　⑴　会　長　　１　名　　⑵　副会長　　３　名　　⑶　専門部会長　　３　名
　⑷　監　査　　２　名　　⑸　事務局長　　１　名　　⑹　会　計　　１　名（必要に応じて置くことができる。）
(役員の選任)
第８条 役員は、会議において会員の中から互選により選出する。ただし、専門部会長は、各専門部会委員のうちから選出する。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
　⑴　補充によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の任務）
第１０条　役員の任務は次のとおりとする。
　⑴　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
　⑵　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
　⑶　専門部会長は、協議会の事業の遂行並びに当該専門部会を代表し担当業務を統括する。
　⑷　監査は協議会の会計監査にあたる。
　⑸　事務局長は会計及び全般の事務処理にあたる。
　⑹　会計は事務局長を補佐し、会計事務処理にあたる。
（会　議）
第１１条 会議は、会員をもって組織し、総会、定例会議、役員会及び専門部会とする。
　⑴　総会は、会員、役員及び各種団体長で構成し、毎年１回会長が召集する。
　⑵　定例会議は、会長が必要と認めたとき召集する。
　⑶　会長は、会議の議長にあたる。
　⑷　役員会は、会長が必要と認めたとき召集する。
　⑸　専門部会は、部会長が必要と認めたとき召集する。
第１２条 会議は、次の事項について議決又は承認する。
　１　総会
　　⑴　事業計画及び予算
　　⑵　規約の改廃
　　⑶　事業報告及び決算
　　⑷　役員の選出
　　⑸　その他協議会の運営に関する重要事項
　２　定例会議
　　⑴　協議会の運営に関する事項
　　⑵　協議会運営の総合調整に関する事項
　　⑶　その他会務執行上必要と認めた事項
　３　役員会
　　⑴　総会に関する事項
　　⑵　その他会長が必要と認めた事項
第１３条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
(会　計)
第１４条　協議会の経費は、補助金及び助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
（会計年度）
第１５条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

附　　則
この会則は、平成１９年６月２２日から施行する。

高　水　地　区

地区名	高水地区まちづくり推進協議会　（平成20年４月１日設立）								
コミュニティ会長名	竹　村　正　美		自治会連合会長名			自治会数	24自治会	世帯数	1,126
面　積	約 13.16k㎡	人　口	2,811 人	男	1,314 人	14 歳未満	280 人	子供率	9.96%
				女	1,497 人	65 歳以上	883 人	高齢化率	31.41%
地区内の公共物	高水小学校、高水会館、高水公民館、高水ふれあいセンター、高水駅								
自治会集会所	鶴見台自治会館、太刀野集会所、西原集会所、東原集会所、大成川集会所、小成川老人憩いの家、大歳集会所、今市自治会集会所、新町自治会館、上清尾集会所、中清尾集会所、下清尾自治会集会所								

【組織図】

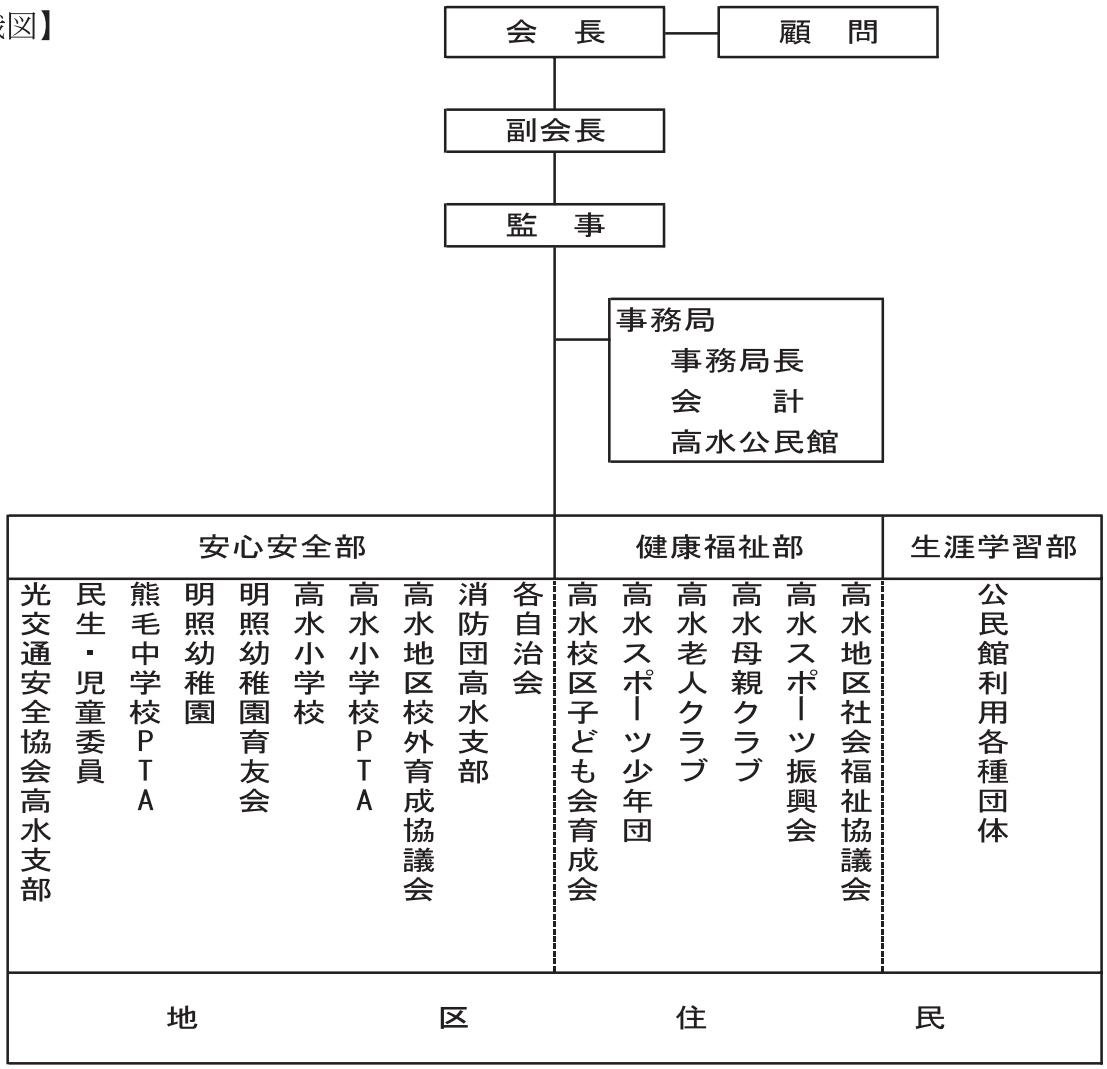

高水地区まちづくり推進協議会規約

（名称）
第１条　本会は、「高水地区まちづくり推進協議会」と称し、事務局を公民館に置く。

（目的）
第２条　本会は、高水地区住民が強い連帯意識のもとに、心豊かな住みよいまちの実現に向けて話し合い、共通な目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と促進を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
⑴　教育、文化、体育、福祉、生活環境等に関する地区内諸活動の調整、促進に関すること。
⑵　地域におけるコミュニティ形成に必要な相談、指導などに関すること。
⑶　その他、本会の目的達成に必要な事業。

（構成）
第４条　本会の構成は、次のとおりとする。
⑴　本会活動に賛同する地区内の各種団体及び住民をもって構成する。
⑵　本会に顧問を置くことが出来る。

（組織）
第５条　本会の組織活動を促進するため、次の事業部を設置し、必要に応じ他の事業部を置くことができる。
安心安全部、健康福祉部、生涯学習部

（役員）
第６条　本会に、次の役員を置く。
会　　長　１名　　副　会　長　２名　　事務局長　１名　　会計　１名　　監事　２名
事業部長　各１名　　副事業部長　各１名　　顧問　若干名

（役員の選出）
第７条　本会の役員は、次により選出する。
⑴　会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
⑵　事務局長、会計及び顧問は、会長が委嘱する。
⑶　事業部長及び副事業部長は、会長が選任し、総会において承認を得る。

（役員の任期）
第８条 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第９条 会議は総会及び事業部会とし、総会は会長が、事業部会は部長が招集する。
２　各会議の議長は、総会にあっては副会長、事業部会にあっては部長とする。
３　総会は、役員、自治会長及び各種団体等の代表者をもって構成する。
４　総会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
５　会長は、必要に応じて会議を開くことができる。

（経費）
第１０条　本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）
第１１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。
（規約の改正）
第１２条　本会の規約の改正は、総会で行う。

附　則
この規約は、平成２０年４月１日から施行する。

三　丘　地　区

地区名	“ほっと三丘”コミュニティ推進協議会　（平成20年４月１日設立）								
コミュニティ会長名	樫山　隆		自治会連合会長名	藤井貞臣		自治会数	25自治会	世帯数	739
面積	約 19.5k㎡	人口	1,893 人	男	847 人	14 歳未満	205 人	子供率	10.83%
				女	1,019 人	65 歳以上	662 人	高齢化率	34.97%
地区内の公共物	三丘徳修館、東善寺やすらぎの里、三丘保育園、三丘小学校、(熊毛中学校)、熊毛北高等学校、熊毛 IC								
自治会集会所	三丘中村協和会館、正安自治会集会所、宮河内自治会集会所、迫自治会館、森河内自治会館 安田自治会集会所、石光上 (石光集会所)、石光下自治会集会所、広末自治会集会所、兼清公会堂 和田自治会集会所、川尻自治会集会所、東善寺下公会堂、東善寺上自治会館、十楽自治会集会所 小深集会所、筏場								

【組織図】

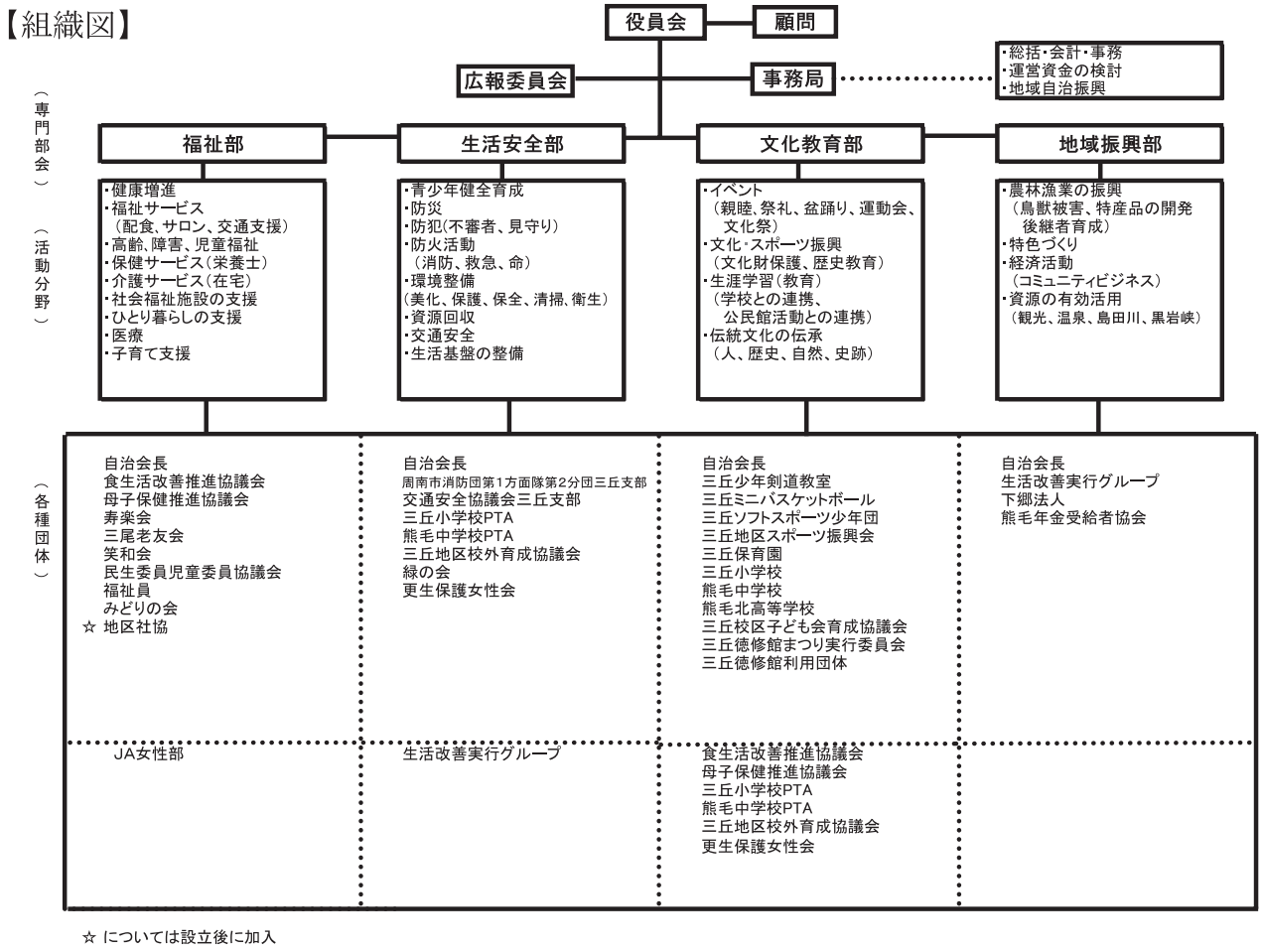

☆ については設立後に加入

“ほっと三丘”コミュニティ協議会規約

（名称）
第１条　この会は、“ほっと三丘”コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称する。
（目的）
第２条　本会は、三丘地区住民の自主性と創造性により、地域連帯感を深め、協力と協調を図って、一人ひとりが豊かで安心して暮らせる、住んでよかったと思える地域社会をつくることを目的とする。
（構成）
第３条　本会は、本会の活動に賛同する各種団体及び三丘地区住民をもって構成する。
（事業）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。
⑴　教育、文化、福祉、環境整備、産業振興、防災安全、青少年健全育成等の地区内諸活動の調整、促進に関すること。
⑵　地区内におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。
⑶　その他目的達成に必要な事業。
（専門部）
第５条　本会の事業を推進するため次の専門部を置く。
⑴　福祉部～高齢者・障害者・児童福祉、地域福祉及び保健衛生活動の促進並びに子育て支援に関すること。
⑵　生活安全部～青少年の健全育成、防災・防犯・防火活動、交通安全等の環境及び生活基盤の整備に関すること。
⑶　文化教育部～文化・スポーツの振興、伝統文化の伝承及び生涯学習の推進に関すること。
⑷　地域振興部～環境資源を有効に活用した経済・農林漁業の振興及び後継者育成などに関すること。
２　専門部は、専門部会委員をもって構成する。専門部会委員は、各部会に属する団体から１名選出する。
３　各専門部に部会長、副部会長を置く。また、必要な役員を置くことができる。
４　各部は、自主的に本会の目的達成に必要な活動をするものとする。
５　本会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度、別に専門部を設けることができる。
６　部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（役員）
第６条　本会に次の役員を置く。
⑴　会　長　１名　⑵　副会長　２名　⑶　部会長　４名　⑷　事務局長　１名　⑸　会計　１名　⑹　監事　２名
２　本会に顧問を置くことができる。
（役員の選出）
第７条　役員の選出は次のとおりとする。
⑴　会長、副会長、監事は、総会において選出する。ただし、副会長２名のうち１名については、三丘地区自治会連合会の代表者をもって充てる。
⑵　部会長は、各専門部会委員のうちから選出する。
⑶　事務局長、会計及び顧問は会長が委嘱する。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は次のとおりとする。
⑴　会長は、本会を代表し会務を総括する。
⑵　副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
⑶　部会長は、本会の事業の遂行並びに当該専門部を代表し担当業務を統括する。
⑷　事務局長は、本会の事務及び会計を総括する。
⑸　会計は、本会の会計を行う。
⑹　監事は、本会の会計監査をする。
⑺　顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力する。
（役員の任期）
第９条　会長の任期は３年とし、最長２期までとする。ただし、会長に変更があった場合の任期は残任期間とし、任期の計算に含めないものとする。
２　会長以外の役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、役員に変更があった場合の任期は残任期間とする。
（会議）
第１０条　会議は総会、役員会、専門部会とし、総会及び役員会は会長が、専門部会は当該部会長が召集しそれぞれ議長となる。
２　総会は、役員、各種団体長及び専門部会委員並びに自治会長をもって構成する。
３　総会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
４　総会は、通常年１回とする。ただし、特に必要があるときは臨時にこれを召集することができる。
５　総会は、次の事項を審議する。
⑴　事業計画及び事業報告に関すること。
⑵　予算及び決算に関すること。
⑶　役員の選任に関すること。
⑷　規約の改廃に関すること。
⑸　その他本会の運営に関する重要事項に関すること。
６　役員会は、第６条に掲げる役員をもって構成する。
７　役員会は、次の事項を審議する。
⑴　第５項に掲げる事項
⑵　本会運営の企画立案に関すること。
⑶　その他会長が必要と認めた事項。
（事務局）
第１１条　本会の事務局は、三丘徳修館内に置く。
（会計）
第１２条　本会の経費は、会費、補助金及び助成金並びに事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。
２　会費は、一戸あたり２００円とする。
３　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。
（その他）
第１３条　本規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この規約は平成２０年４月１日から施行する。

八　代　地　区

地区名	鶴里コミュニティ協議会　（平成20年４月１日設立）								
コミュニティ会長名	西　田　孝　美		自治会連合会長名	上　田　　悟		自治会数	16自治会	世帯数	341
面　積	18.7k㎡	人　口	863 人	男	397 人	14 歳未満	57 人	子供率	6.60%
				女	466 人	65 歳以上	360 人	高齢化率	41.71%
地区内の公共物	鶴いこいの里交流センター、野鶴監視所、八代小学校、八代幼稚園、烏帽子岳ウッドパーク								
自治会集会所	原自治会館、上市・下市自治会、大迫集会所、松尾自治会集会所、中郷自治会集会所、魚切自治会館 新畑自治会館、下須野河内集会所								

【組織図】

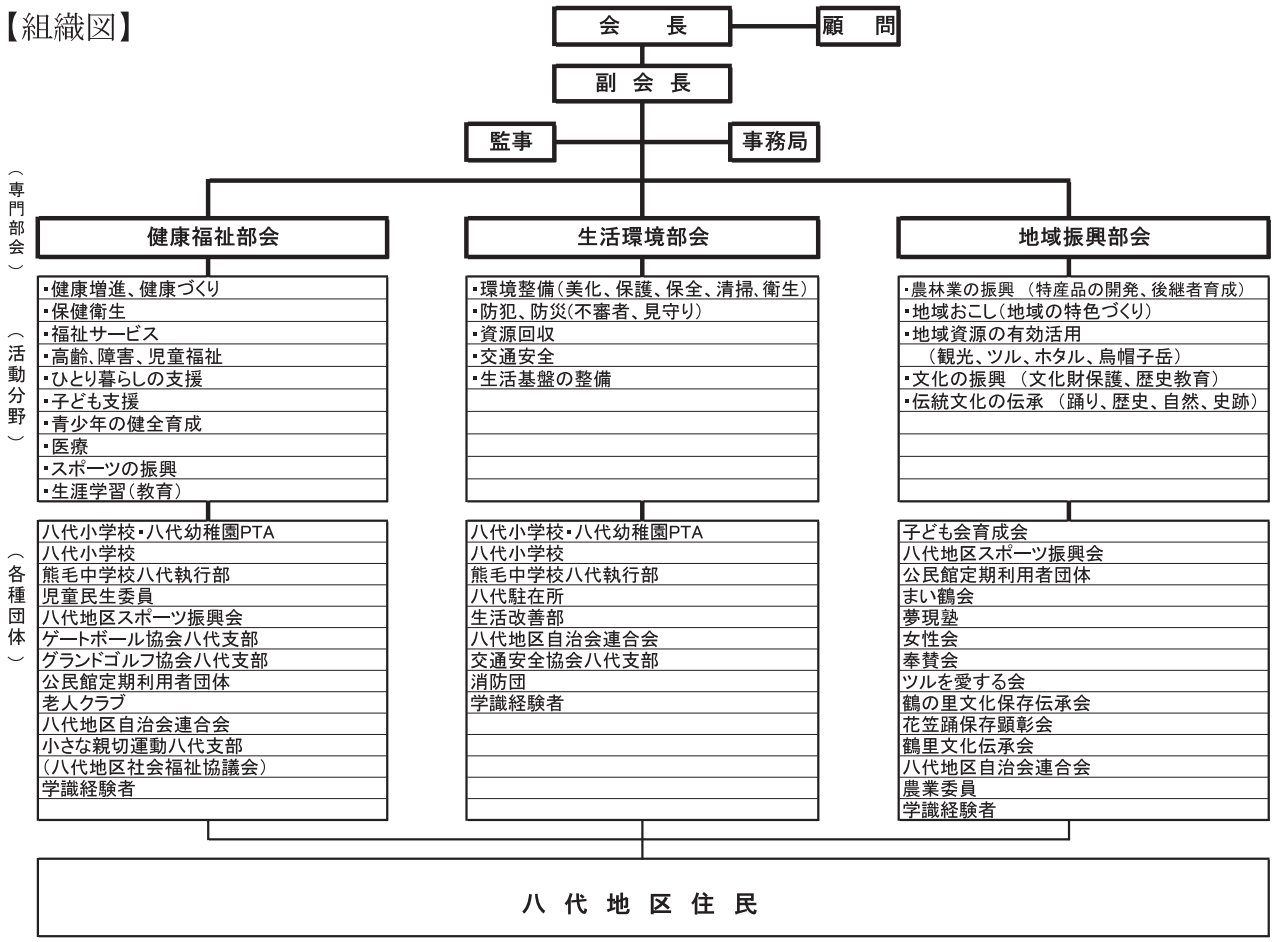

鶴里コミュニティ協議会規約

（名称）
第１条　この会は、鶴里コミュニティ協議会（以下「本協議会」という。）と称する。
（目的）
第２条　本協議会は、八代地区住民がそれぞれ地域連帯感に基づき協力と協調を図って、心豊かな住みよい地域社会をつくるために、共通の目標を掲げ、各種団体等の組織活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。
（構成）
第３条　本協議会は、本協議会の目的に賛同する各種団体及び八代地区住民をもって構成する。
（事業）
第４条　本協議会は、第２条の目的を達成するために次の事業を行う。
⑴　教育、文化、保健･体育、福祉、環境整備、防災･交通安全、青少年健全育成、産業振興等の諸活動の調整、促進に関すること。
⑵　地域におけるコミュニティづくりに必要な調査研究、広報及び指導、助言に関すること。
⑶　その他目的達成に必要な事業。
（専門部会）
第５条　本協議会の事業を推進するため、次の専門部会を置く。
⑴　健康福祉部会～地区住民の健康増進及び地域福祉の推進、並びに教育の振興と青少年の健全育成に関すること。
⑵　生活環境部会～環境衛生及び環境整備、美化並びに交通安全及び防犯、防災に関すること。
⑶　地域振興部会～産業の振興及び地域資源の活用並びに文化の振興と伝統芸能の保存・継承に関すること。
２　専門部会は、専門部会委員をもって構成する。専門部会委員は、各部会に属する団体から１名選出する。
３　各専門部会に、部会長、副部会長を置く。また、必要な役員を置くことができる。
４　各部は、自主的に本協議会の目的達成に必要な活動をするものとする。
５　本協議会の目的達成のため特に必要と認められる場合は、その都度、別に専門部会を設けることができる。
６　部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（役員）
第６条　本協議会に次の役員を置く。
⑴　会長　１名　　⑵　副会長　１名　　⑶　部会長　３名　　⑷　事務局長　１名　　⑸　監事　２名
２　本協議会に顧問を置くことができる。
（役員の選出）
第７条　役員の選出は次のとおりとする。
⑴　会長、副会長、監事は総会において選出する。ただし、会長・副会長のいずれかは、八代地区自治会連合会の代表者をもって充てる。
⑵　部会長は、各専門部会委員のうちから選出する。
⑶　顧問、事務局長は会長が委嘱する。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は次のとおりとする。
⑴　会長は本協議会を代表し、会務を総括する。
⑵　副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
⑶　部会長は、本協議会の事業の遂行並びに当該専門部会を代表し担当業務を統括する。
⑷　監事は、本協議会の会計監査を行う。
⑸　事務局長は、本協議会の事務及び会計を総括する。
⑹　顧問は、会長の求めに応じ指導助言及び協力を行う。
（役員の任期）
第９条　役員の任期は１年とし再任を妨げない。ただし、役員に変更のあった場合の任期は残任期間とする。
（会議）
第１０条　会議は総会、役員会、専門部会とし、総会及び役員会は会長が、専門部会は当該部会長が召集しそれぞれ議長となる。
２　総会は、役員、各種団体長及び専門部会委員をもって構成する。
３　総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。
４　総会は、通常年１回とする。ただし、特に必要があるときは臨時にこれを召集することができる。
５　総会は、次の事項を審議する。
⑴　事業報告及び事業計画に関すること。
⑵　決算及び予算に関すること。
⑶　役員の選出に関すること。
⑷　規約の改廃に関すること
⑸　その他本協議会の運営に関する重要事項に関すること。
６　役員会は、第６条に掲げる役員をもって構成する。
７　役員会は、次の事項を審議する。
⑴　第５項に掲げる事項。
⑵　本協議会運営の企画立案に関すること。
⑶　まちづくりに関する重要な事項。
⑷　その他会長が必要と認めた事項。
（事務局）
第１１条　本協議会の事務局は、鶴いこいの里交流センター内に置く。
（会計）
第１２条　本協議会の経費は、会費、補助金及び助成金並びに事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。
２　会費は、一戸当たり３００円とする。
３　本協議会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。
（その他）
第１３条　本規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則
この規約は、平成２０年４月１日から施行する。

周南市コミュニティ推進連絡協議会事務局の紹介

財団法人周南市ふるさと振興財団の概要

心がふれあう、輝くまち
そんな周南をつくろう・・・。

1．名　　称	財団法人周南市ふるさと振興財団
2．所 在 地	山口県周南市御幸通 2-28
3．設立年月日	平成４年８月 25 日
4．基本財産	3 億円
5．目　　的	市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、調査、研究及び実践活動への支援、人材育成を通して活力のある個性豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。
6．組　　織	役員　理事　１７名 理事長　１名（周南市長　島津幸男） 副理事長　１名 常務理事　１名 理事　１４名 監事　２名 評議員　評議員　２３名
7．事　　業	①ふるさとづくりに関する調査、研究及び資料の収集。 ②ふるさとづくり実践集団及びグループ活動の育成と支援。 ③ふるさとづくりに関する人材育成。 ④会報等の発行による普及、啓発。 ⑤地域振興を目的とする施設の管理運営。 ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

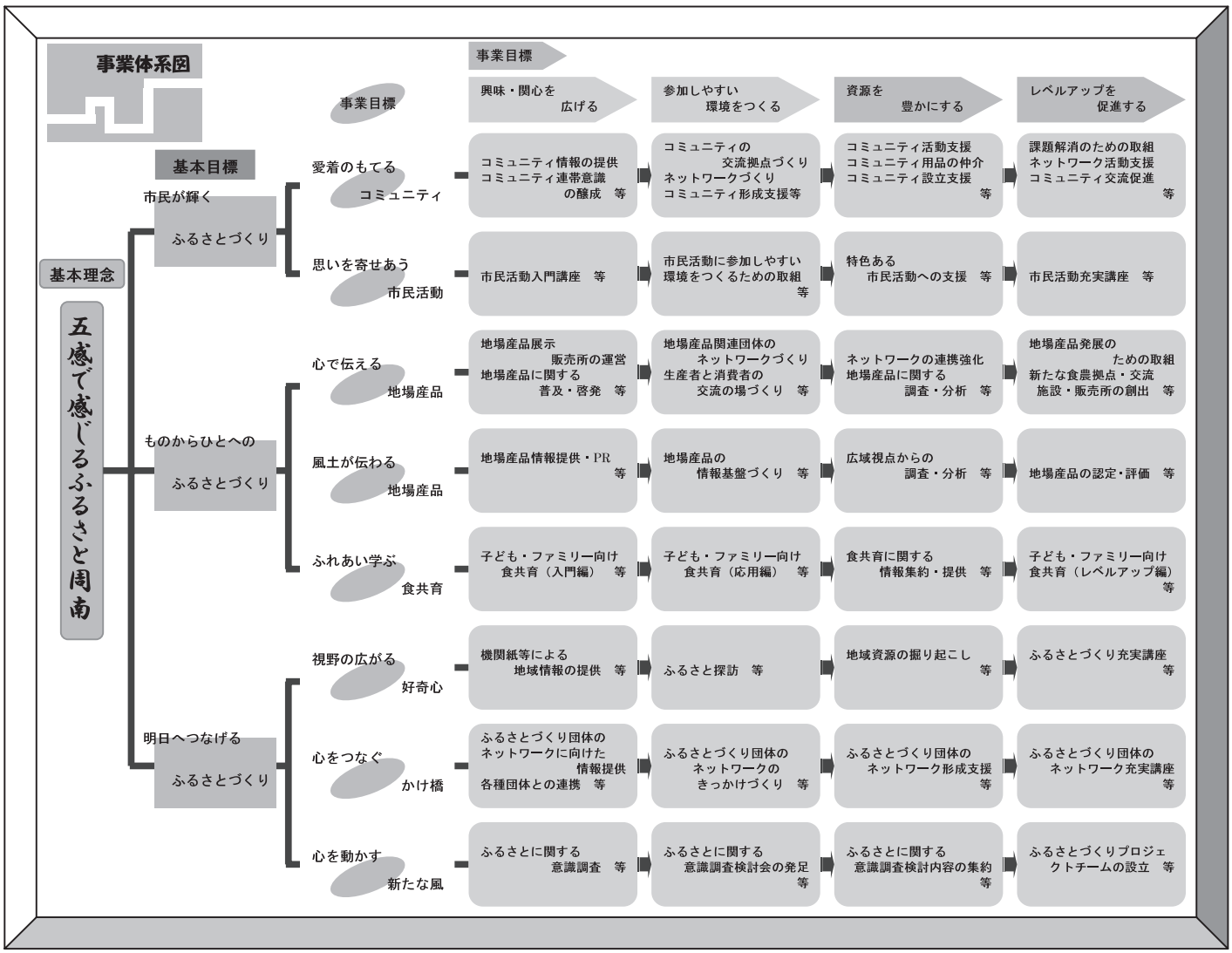

財団法人周南市ふるさと振興財団によるコミュニティ支援・推進

事業名　愛着のもてるコミュニティ

★　興味関心を広げる

- **ホームページによるコミュニティ活動の紹介**

  HP アドレス　http://www.ccsnet.ne.jp/~community/index.html

- **コミュニティ活動に関する情報コーナーの創設【平成 20 年度 9 月開設予定】**

  周南市市民交流センター内で各地区の広報やイベントチラシ等を配布

★　参加しやすい環境をつくる

- **周南市コミュニティ推進連絡協議会事務局運営**
- **コミュニティ交流拠点づくり**

  ふるさとづくりの拠点でもある周南市市民交流センターの管理

★　資源を豊かにする

- **一体的なコミュニティ組織の形成支援**

  周南市におけるコミュニティ組織未形成地区への形成準備金交付

  平成 19 年度　…　和田地区、三丘地区、高水地区、八代地区

- **特色あるコミュニティ活動への支援【平成 20 年度より実施】**

  特色あるコミュニティ活動に対する助成金の交付

★　レベルアップを促進する

- **ふるさと応援隊の支援・推進**

  各地区コミュニティ活動実践者のネットワーク形成、情報収集、イベントの応援等の支援

- **モデル（理想）と課題を見つけるための探訪（先進地視察）【2 年に 1 度】**

  平成 19 年度　…　別府市の住民から起こったまちづくり

  うきは市の地域資源を活かしたまちづくり

- **コミュニティアクションリーダー養成講座【平成 20 年度より実施】**

  明日を担うコミュニティの活動実践者の育成

- **ふるさとイベント大賞の開催（ビデオコンクール）【平成 22 年度実施予定】**

  各地区の特色ある活動をビデオに保存し、コンクールを実施

ふるさと応援隊の支援・推進

一体的なコミュニティ組織の形成支援
和田地区コミュニティ設立総会

モデルと課題を見つけるための探訪

● その他主な事業

市民活動講座の開催

他団体との合同事業開催

子ども・ファミリー対象の食共育

「ふるさと産品の店“こあ”」の運営

ふるさと朝市・夕市の支援

機関紙「ふるさとかわら版」の発行

● 公共施設管理運営事業

大田原自然の家

大津島ふれあいセンター

向道湖ふれあいの家

周南市市民交流センター

「わたしたちのコミュニティ」

（平成20年3月発行）

発　行　周南市コミュニティ推進連絡協議会
事務局　（財）周南市ふるさと振興財団
〒745-0053　周南市御幸通2丁目28番地
TEL：0834-33-7701／FAX：0834-33-3655
Eメール：community@m2.ccsnet.ne.jp